

521

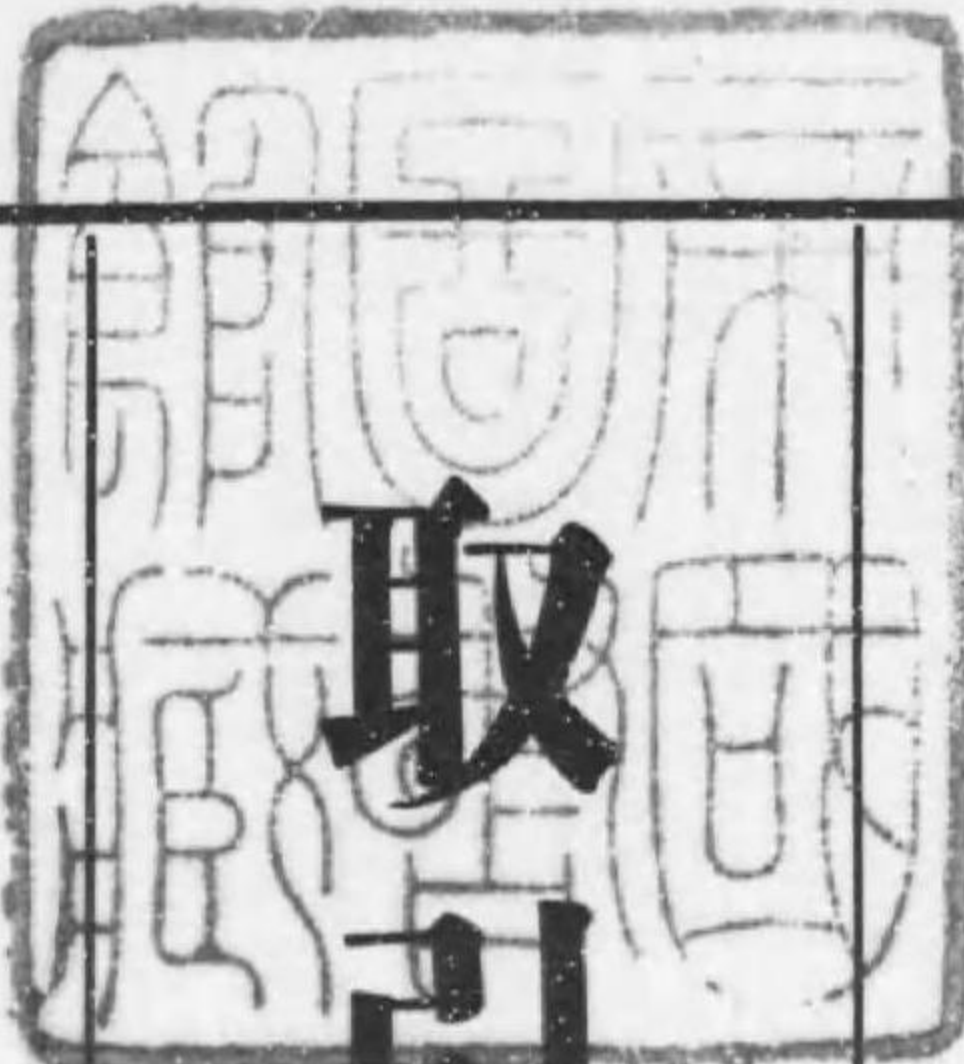
124

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10<sup>m</sup> 11 12 13 14 15 16 17 18

始







法學士長滿欽司著

取引所要論

東京 巖松堂書店發兌

大正  
13.12.4  
内交





## 序

想ひ起せば約二十年前學窓を了へて職を農商務省に奉ずるや取引所に對する監督行政に關與し、同時に又大學院に入りて取引所制度及其の經濟政策に付研究を爲すことと爲れり。明治四十三年以降日本大學に於て取引所に關する講座を擔當し、後又法政大學に於ても同一科目の教鞭を執り今日に及べり。翻て又投機取引に關する感想を想起すれば、余が笈を東都に負ひたるは實に日清戰役の後を承け、經濟界好況にして投機取引極めて旺盛なるの時なりき。次ぎに日露の戰捷に依り財界の好況を招き、投機取引の活躍目覺しき時、余は學窓を了へて取引所行政に關與せり。這般の世界的大戰亂の波動を受け、財界熱狂時代より反動期に際し、投機取引の節制及取締に關し世論囂々たるに鑑み、取引所制度調査會の設けられたる當時は會々商務局監理課長の職に在りき。思へば余は投機取引の活躍したる時代と非常なる因縁を有し、取引所制度の研究と密接なる關係を有す。然りと雖も余は單に局外より投機取引及取引所制



度を観察し研究し且つ之を批判せんと欲するものにして、或は實際に遠からんことを恐る。

爾來多忙なる公務の傍ら驚馬に鞭ちて取引所制度及其の經濟政策に付研鑽を重ねるに怠らずと雖も更に進捗の跡を見ざるを遺憾とす。本書は單に從來講義し來りたる原稿を整理して教科書用として之を著述したるに過ぎず。其の詳細なる學理の研究政策論の推敲に至りては更に之を後日に待たんとす。大方の讀者諸君にして本書に對し叱正を賜はらば著者の幸之に過ぎざるなり。一言以て序言と爲す。

長女の記念

忌明の日大正十三年九月廿六日

西大久保之寓

長 滿 欽 司

521-124

# 取引所要論 目次

第一編 總論 ..... 一

第一章 緒言 ..... 一

第二章 取引所の概念 ..... 五

第三章 取引所の沿革 ..... 一七

第四章 取引所の種類 ..... 三五

第五章 取引所の賣買物件 ..... 六八

第二編 取引所制度論 ..... 三三

第一章 取引所の設立 ..... 三三

第二章 取引所の業務 ..... 四一

目次



第三章 取引所の組織

第四章 取引所の機關

- 第一款 我國の制度
- 第二款 歐米の制度

第五章 取引所に於ける賣買取引

- 第一節 賣買取引の従事者
  - 第一款 我國の制度
  - 第二款 歐米の制度
- 第二節 賣買取引の場所及時
- 第三節 賣買取引所の種類
  - 第一款 我國の制度
  - 第二款 歐米の制度
- 第四節 賣買取引方法

第一款 總説

第二款 清算市場に於ける賣買取引の方法

第三款 實物市場に於ける賣買取引の方法

第四款 歐米の取引所に於ける賣買取引の方法

第五節 賣買取引の成立

第六節 賣買取引の決済

第一款 我國の制度

第二款 歐米の制度

第七節 違約處分

第三編 取引所の官能及政策論

第一章 總説

第二章 取引所存在の價值

第三章 取引所の經濟的官能



第四章 取引所の弊害……………三二九

第五章 取引所の監督及自制……………三三〇

第六章 取引所に對する政策……………三三六

附 録

◎取引所法……………二五二

◎取引所令……………二五二

◎取引所法施行規則……………二六〇

◎取引所税法……………二六四

◎取引所税法施行規則……………二六七

—(目次終)—

取引所要論

法學士 長 滿 欽 司 著

第一編 總 論

第一章 緒 言

現在の經濟組織の下に於ては商品たるは有價證券たるを問はず相場の変動は蓋し免るることを得ざる現象なるべし。苟くも相場の変動生せんか其の變動に依りて利益を獲得せんとするの行為即ち投機が商業上之に随伴し來るは亦理の當然にして、經濟市場の範圍擴大するに連れ投機の範圍も亦廣く且つ大なるに至るは自然の趨勢なりとす。之を要するに投機は現在の如き經濟組織の下に於ては當然表現すべき經濟現象にして近代の如き進歩したる大商業的形式の下に於ては殊に其の活躍顯著なりとす。

投機の現象に付き最も顯著なる事例を吾人に示したるは千古未曾有の世界的大戰亂に基くもの



なりとす。之を世界的に觀察すれば、交戦各國は軍費の爲めに巨億の國債を負擔し其の天然資源は戰禍の爲めに荒廢せられ製造工場は或は軍事工場と化し或は破壊せられ斯くて物資の生産力を減退したるのみならず、各國は自衛上其の貿易を制限し船舶不足の爲めに海運關係に非常なる變動を來して物資の配給に甚だしき不權衡を齎らし軍需品、食料品、工業原料、工業品等の非常なる相場の波瀾を惹起したることは吾人の記憶に新なる處なり。平和條約締結後に於ても各國は尙ほ勞働問題に苦みて産業の組織舊に復せず獨逸國の賠償金は確實に實行せられず各國の財政狀態亦安固なりと云ふことを得ず。從て爲替相場は屢々變動を來し物價の動搖波瀾亦極めて多し。翻て我國のみの狀態に付て之を觀るも、此世界的大戰亂の以前に於ては其の貿易額僅に十億内外に過ぎず、而も輸入超過に苦みたり。剩へ國債は二十數億を算し外債に對する利子の支拂と共に多額の正貨を外國に流出せざるを得ざりき。當時朝野共に之を憂へて内は國産を獎勵して輸入を防遏し外は貿易を伸張して輸出増加を獎勵し且つ之が實行に努めたり。然るに世界的大戰亂は我商權の擴張に好機會を與へ一時貿易額四十億萬圓に垂んとせり。世界的需給の關係上砂糖、穀粉、銅、鐵、石炭等の暴騰に依りて巨額の利益を占めたる者ありたるも當時なりき。世界的海運の變動に依りて船價船腹の暴騰を來し船成金として世の羨望の標的と爲りたる者ありたるも亦當時なりき。其

他有價證券の高騰、綿絲布、棉花、生絲、藥品、染料等の相場の變動に依りて一朝にして數千萬金の富豪と化したるの例當時又尠しとせざりき。

由來投機は相場變動の原因ある場合に於ては必ずや幻影の如く其本體に伴ふを本則とす。未曾有の大戰亂に基き相場の動搖波瀾激甚なる際に於て各國政府は種々なる手段に依り投機の抑壓に努めたりと雖も、其の間投機の活躍したるは又一面に於て理義上已むを得ざりし現象なりと云はざるべからず。現に我國の現象のみに付て之を見るも、開戰當時に於ては一時經濟界不況なりしも間もなく好景氣に轉じ相場は上騰に次ぐに上騰を以てし政府及識者の警告ありしにも拘はらず投機熱は全國各地に瀰漫し所謂投機の「デモクラシー」と云ふも過言に非ざるの狀態を呈したり。然るに此の如き好景氣は槿花一朝の夢と化し、大正九年三月を最高調として茲に再び相場下落の大變動を來せり。

相場變動の騰落は必ずや投機取引の中樞機關たる取引所に反映するを以て本則とす。現に此時局に於ける取引所の殷盛は日露戰爭後に於ける殷盛と比較するに蓋し同日の論に非ざるなり。同時に亦他の一面に於て相場の動搖波瀾に際しては必ずや取引所外に於ける投機取引を誘致し其の取引の旺盛を來すものとす。時局の影響は實に此取引所内外に於ける投機取引の旺盛を來し、時



に或は投機業者の活躍に依りて物價の暴騰暴落を助成したるの事例亦尠しとせざりき。爲めに世人は投機取引の弊害を高調して其の取締及節制を絶叫し、取引所の制度に對して批判を加へ其の改善を主張するの聲當時社會の輿論と爲れり。是に於てか政府は大正八年より九年に亘りて取引所制度調査委員會を設置し學識經驗ある人士を網羅し取引所法改正其の他投機取締の法制を立つることに着手したり。而して政府は其の答申に基き取引所法案を以て第四十四帝國議會に臨みたりしが、會期切迫の爲め審議未了と爲りしも、次回の帝國議會に於て議案は多少修正の上通過し、大正十一年九月一日より實施せらるるに至れり。

抑々投機取引が經濟學上如何なる地位を有するやに付ては學說上揆を一にせず。或は價格論の一部を占むるものなりと謂ひ、或は分配論若は生産論の一部を占むるものなりと謂ふ。而も亦他の一面に於て全然投機取引の經濟的效用を認めず有害無益なりと説くものあり。殊に我國に在りては從來學者、政治家其他社會上の有識者にして投機取引の經濟的作用及取引所存在の價値に付き根本的に疑惑を懷く者極めて多きは蔽ふべからざる事實なり。最近未曾有の世界的大戰亂に際會し物價の變動甚しく投機業者の活躍著しきものありたるが爲め投機取引及取引所に對する世の視線は茲に集中せられ、今や批判の中心と爲りたるの觀あり。依て吾人は嚴正に取引所の本體を

闡明して其の制度、經濟的官能及政策等に付逐次講究する所あらんとす。

## 第二章 取引所の概念

歐洲語にて所謂取引所なる文字は佛蘭西語のブルス(Bourse)獨逸語のベールゼ(Börse)にして、共に紀元第十四世紀の半頃に於て當時手形の中央市場たりし羅馬の地名ブルゲ(Brigge)に起因すと謂ふ(英語に於てはエツキスチェンジ(Exchange)と稱し、語源を異にす。即ち西班牙に於ける猶太商人が迫害を受け和蘭に移住して此處にて商業に従事し市場を形成したり。其の市場の所在地が Change と呼ばれたるより Exchange に轉化し取引所の代名詞と爲りたるを謂ふ)。此の Brügge なる語が轉化して佛蘭西語としては Bourse、獨逸語としては Börse と爲りたることに付き學者間に於て異論なきが如し。然れ共余一己の私見としては Van der Beurss より起因したるに非ざるやを疑ふ。蓋し當時 Brügge の手形市場を Van der Beurss と云ふ貴族の邸宅前に於て舉行せられ居たりと言ふが故に、此貴族の家名が傳播せられ遂に取引所の代名詞と爲り、轉化して佛蘭西語の Bourse、獨逸語の Börse となりたるに非ざるなきか。聊か余の疑を述べて讀者諸士の研究に委せんとす。



尙 Bourse なる語の發生したる年代に付きては學者の見解未だ一致せず。佛國學者は之を紀元第十九世紀の始なりとし、英國學者は之を紀元一千五百五十六年なりとし、ハンブルヒの學者は之を紀元千五百五十八年なりとす。第十六世紀の半頃に發生したるものと解すれば大過なかるべし。邦語の所謂取引所なる文字は明治七年以降使用せらるゝに至りしと雖も、取引所の本質を具へたる經濟的機關は明治七年の株式取引所條例に依りて創設せられたるに非ず。所謂取引所は同條例以後に於て存するは勿論其の以前に於ても亦既に存在せし所なり。

現行の取引所法に徴するに、取引所の意義に關しては何等直接に之を規定せず。明治二十三年の發布に係る取引所の沿革上有名なる取引所條例第一條は多少取引所の意義に關し參考とするに足る規定なりと雖も、主として取引所の目的、作用及設置の場所を規定したるに止り、取引所の意義を定めたるものと認むることを得ざるなり。嘗て獨逸取引所法制定の際其の調査會は取引所法中に取引所の定義的條文を挿入せんことを動議したりと雖も、取引所の定義は到底完全に之を言ひ表はすこと能はざるの故を以て採用せらるゝに至らざりき。今參考の爲めに其の動議に係りし取引所の定義的條文を示せば左の如し。

「取引所とは國家に依りて認可せられ且つ國家の監督を受くる自治的團體又は商事團體の施設

にして商取引を便利にし且つ一般經濟上の利益を増進するを以て目的と爲すものを謂ふ」

蓋し劃切なる定義を下さんか、其の範圍狭小に失し爲めに取引所法を適用すべきものに對して適用すること能はざるの事例を生ずべく、又廣汎なる定義を下さんか、其の範圍廣きに失し爲に取引所法を適用するの必要なきものに對して適用せざるを得ざる結果を生ずるに至るべし。本調査會の定義的條文は蓋し廣汎に失せるものと評することを得べし。

翻て學者の所説を見るに、

○(一)コンラード氏の定義に依れば「取引所とは特定の有價證券又は標準物を定めたる商品の單位に依る一定數量の賣買取引を締結せんが爲めに一定の時に一定の場所に集合する商業地の大商人及大商人の使用人の組合團體を謂ふ」

○(二)シャントツ氏の定義に依れば「取引所とは短期間内に多くは毎日繰り返さるる商人其他商事に關係する人々が商品を同時に提供交付及之が支拂を爲さずして商取引を締結せんが爲に爲す集合を謂ふ」

○(三)エーレンベルヒ氏は「取引所は代替性を有する財貨の市場なり」と謂ひ、

○(四)フイリポウキツチ氏は「取引所は純粹なる投機業者の市場なり」



(五) エメルリー氏も亦「取引所は投機市場なり」

と説き其揆を一にせずと雖も其の骨子とする所は大觀して之を二派に分つことを得べし。即ち實物市場に着眼して之を大市場と説くか又は差金市場に着眼して之を投機市場と説くか之なり。

要之、取引所の意義は到底完全に之を言ひ表はすこと能はざれども、吾人は大體に於て正鵠を得たる定義を下すを以て學理研究上の捷徑なりと認む。而して取引所の意義に付きては之を經濟上の意義と法律上の意義に分ちて説明するを至當とす。

#### 第一 經濟上の意義に於ける取引所

經濟上より之を言はゞ取引所とは代替性を有する商品を賣買取引する投機市場を謂ふ。之を分析して説明すれば左の如し。

##### (一) 取引所は投機市場なり。

投機とは相場の変動に因りて生ずる差額を利得せんとするの目的を以て爲す賣買取引を謂ひ、而して市場とは一定の時、一定の場所に於て賣買者を相會せしむべき設備を謂ふ。投機市場とは畢竟するに投機的賣買取引を爲す市場を指稱す。

抑々自産自費の風習が行はるる經濟狀態の時代に於てはいざ知らず、苟も其の風習が減退し職

業的分業の行はるる時代に至りては貨物の交易が行はれざるべからざるや蓋し當然の理なり。即ち自己の生産したる貨物は他人の消費に供すること多く自己の消費する貨物は他人の生産を待つこと多し。此等貨物の交易の媒介を目的とするものを商業と謂ふ。而して商業が生産と消費との權衡を保ち之れを平調にすべき任務を全うせんと欲せば必ずや需要と供給とを接觸せしむべき設備なかるべからず。此の如き必要の下に發生したる設備を市場と爲す。市、年の市、緣日若くは祭日の露店、季節市等の如き即ち之れなり。歐洲語の所謂市場 (Markt, Messen) の語源に徴するに、獨逸語にては之を *Dult* 又は *send* と稱することあり。此の *Dult* は羅甸語の *Indultum*, *send* は *Synodus* に起因すと謂ふ。佛蘭西語に於ては市場に對して *Foire*、英語にては *Fair* の文字を用ふることあるも、此の語は共に羅甸語の *Fairae* に起因し、悉く宗教上の祭典に關係す。又 *Messen* はカトリック教の祭典の閉會辭たる *ite missa est* (*Congregation is dismissed*) より轉化したるものなりと謂ふ。此の如く市場なる文字が宗教上の祭典に關係を有する所以は、祭典が元來一定の時期に一定の場所に於て營まるるが故に地方人士の集合を誘引し販賣者と購買者の接觸に便なりしが爲ならん。彼の有名なるオリンピック祭が希臘の文學美術等に貢獻したることの大なるは歴然たる史上の事實に屬すと雖も、商業的觀察に従へばオリンピック祭は當時希臘の



地方的市場にあらざりしかを疑はしむるものあり。邦語の所謂市場は宗教上の祭典と何等の關係を有せざる文字なりと雖も、市場其のものが縁日、祭日等と關係を有することは疑ふべからざる事實なりとす。要之、經濟發達の初期に於て一定の時期及一定の場所に於て販賣者と購買者とを集合せしめ賣買取引を爲さしむるの必要上商業進歩の制度として發生したる市場は宗教上の祭典に伴ふて著しき發達を爲し、時の経過に伴ひ幾多の地方的價值を有する市場を生ずるに至れり。現今に於ても尙宗教上の祭典に起因する著名なる市場の存するもの極めて多し。

經濟社會の發達は個人的分業のみならず國際的分業を促がし、需要供給の反映區域に國境なく、經濟市場の愈々益々擴大せらるゝに至るや、貨物の需要供給容易に調節せられず、空しく貨物を擁して需要を待ち、需要適切なるにも拘はらず供給の之れに伴はざることあるは蓋し自然の趨勢なりとす。此の如き需要供給を反映せしめ且之れを調節するの必要上多額數量の取引を爲さしむる經濟機關の發生を促がし、茲に國際的大市場を生ずるに至れり。

右説明するが如く經濟市場の範圍擴大するに至るや時の關係及場所の關係に於て物價變動の危険が一層増大すること蓋し當然の義なり。此の物價の變動殊に物價の下落は工業家及貿易業者に取て其の經營を根底より不安ならしむ。然るに貿易の範圍擴大し工業の原料を遠距離に求むれ

ば求むる程將來に於ける相場の変動は益々豫測し難きを以て、相場の変動を豫報し且つ其の変動の危険を負擔する特種の機關、特種の制度の發生すべきは蓋し時代の要求なるべし。即ち相場の変動に依りて差額を利得せんとする投機業者があらゆる文明の利器を利用して相場上の輸贏を決するは一面に於て相場の変動を豫報するのみならず此の投機取引存在の爲め工業家及貿易業者は繁取引の方法に依りて相場變動の危険を投機業者に轉嫁することを得。此の如く投機取引を爲す設備即ち投機市場の發生及發達に依り始めて安全に近世に於ける大企業及大貿易を經營することを得べし。又時の關係及場所の關係に於て相場の高低ある場合に於ては自然に其の差額を利得せんとする投機取引即ち裁定取引行はれ、之れに依りて兩者の相場は自然に平均せられ其の變動を調節せらる。之れ實に投機取引の作用にして投機市場の結果なりとす(第三篇参照)。

ウィーデンフェルド氏が其著「取引所の經濟的作用及取引所法及取引所法の下に於ける其の法律的構成」の開卷第一に於て「現今の如き個人的分業のみならず、國際的分業の行はるる經濟發達の時期に於ては取引所は大貿易及大銀行の機關として必要缺くべからざるものなり」と論破せるは蓋し至言と謂ふべし。

(II) 取引所は代替性を有する商品(Vertreibbare Ware)を賣買取引する投機市場なり。



普通の市場に在りては賣買取引せらるゝ商品が現實に販賣者の占有に存することを必要とすと雖も、取引所に在りては見本銘柄又は標準物に依りて賣買取引を爲し現實に商品が販賣者の占有に在ると否かを問はざるなり。元來取引所は多數賣買を爲し投機取引を爲すの必要上發生したる經濟的機關なるが故に商品が販賣者の占有に在ることを要するは到底不可能なるのみならず其の必要なし。且又取引所の賣買取引は通例其契約の締結と履行とが同時に非るが故に取引所の賣買物件は代替性を有する商品即ち其種類に屬する商品たる以上は互に同一の品質を具備するものたらざるべからず。

シャントツ氏が取引所の定義中に「商品を同時に提供交付及之が支拂を爲さずして」と云へる條件を必要とせるは吾人と其の趣旨に於て異なる處を認めざるなり。魚介、蔬菜、牛馬、雜貨等の物件が市場取引の目的と爲るに反して取引所に於て賣買取引せられざる所以は一に此等の物件が代替性を有せざるに基因せずんばあらざるなり。

取引所の賣買物件に適する商品と雖も其の具備する代替性に完全なるものと多少不完全なるものととの別あり。貨幣、國債證券、株券、社債券其の他の有價證券の如きは最も代替性に富む所の商品なり。反之、工業品、半製品、天産物の如きは工場の設備、職工の技能、機械の良否、氣候、

風土、地味其他の事情の如何に依り品質の一樣なることを期し難きが故に多少代替性を缺くる處あり。此の故に後者の商品に付ては取引所は一定の標準物を定めて賣買取引を爲さしめ、豫め指定したる同種商品の格付に従ひ代品を以て受渡を爲すの便法を設け、以て人爲的に代替性の不足を補充せり。格付受渡の便法を認めらるるものは單に清算市場に於ける賣買取引に限り、實物市場に於ける賣買取引に對しては認められざるなり。現今取引所の業務規程に依り格付賣買を爲すことを認められたる商品は米、蠶絲、棉花、綿糸、綿布、小麥、大麥及肥料等なりとす。而して格付賣買を認められずして我國の取引所に於て嘗て取引せられ又は現今取引せられ居るものは油、砂糖、茶、羽二重等なりとす。格付賣買を認められざる商品に付ては現物若くは見本賣買に俟つの外無きが故に到底多額の賣買取引を期待することを得ざるなり。蓋し見本賣買に依るときは後日受渡を爲すに當り其見本品に適合するもの少く爲に到底多額の賣買の履行を完うすること能はざればなり。此故に格付賣買を認められざる商品に付ては實際上取引市場に於ける取引の盛況を見ざるなり。

## 第二 法律上の意義に於ける取引所

法律上より之を言へば取引所とは特定の商人(會員又は取引員)をして代替性を有する商品を賣



買取引せしむることを目的とする政府の免許を受けたる法人なりと云ふことを得（取引所法第一條、第六條及第七條）。我國の法制に依れば取引所の組織に付き會員組織及株式會社組織の二種を認む。如上の定義は此の二種の取引所に對して包括的に下したるものなりと雖も、特に株式會社組織の取引所に對して適切に其意義を明にすれば「株式會社組織の取引所とは所屬取引員に對し市場的施設を提供して賣買取引を爲さしめ其の決済を行ひ且つ其の賣買取引の履行に關し擔保の責任を負擔する營利法人なり」と云ふことを得べし。即ち會員組織の取引所たるは株式會社組織の取引所たるを問はず取引所の第一義の目的は市場的施設を設け特種の商人をして代替性を有する商品の賣買取引を爲さしむるに在りと雖も、株式會社組織の取引所は尙之に附帶して其賣買取引の決済を行ひ且つ其履行の擔保を爲すを以て常例とす。

次に其の法人の法律上の性質如何。即ち公益法人なりや、營利法人なりや、將又特種法人なりやの問題に就きては學說上必ずしも一致せざるなり。請ふ一步を進めて之を論せん。

（甲）取引所は公益法人なりとの説

此の説に従へば取引所は公定相場を作製する市場にして直接に營利を目的とするものに非ず。而して公定相場作製は事公益に關し營利の事業に非ざるが故に公益法人なりと解す。明治二十

年の發布に係る取引所條例第一條は「取引所は商業上の取引を便利にし市價を平準にし商業上公正直實の風を養成し商業上の慣習を統一維持し須要の報道を傳播し及取引所會員の間に生ずる爭論を仲裁するを以て目的とし商業上便宜必要の地方に於て其地方の商人農商務大臣の特許を得て設立するものとす」と規定するが故に本説の範疇に屬するに似たり。然りと雖も公定相場作製は單に取引所の經濟的作用に外ならずして之を以て取引所の直接の目的と爲すことを得ず。前掲取引所條例第一條の規定も亦取引所の作用及其の存在の効果を説明したるに止まり取引所の存立の目的を規定したるものに非ざるなり。之を産業組合に比較せんか産業組合は其の組合員の自治心を増長し徳義の美風を養成する等の効果ありと雖も、其の直接の目的は單に産業組合法第一條の規定する所の目的に外ならず。取引所も亦之と等しく論者の主張するが如き經濟的作用及効果を有すと雖も其の直接の目的は單に特定の商人をして賣買取引を爲さしむるに在るのみ。要之、本説は取引所の行動が社會に及ばず影響と其の行動の因て生ずべき目的とを混淆したるものにして正鵠を得たる見解に非ざるなり。

（乙）取引所は營利法人なりとの説

此の説に従へば取引所は市場を設置して特定商人の使用に充て一定の手數料を徴收して賣買取



引を爲さしむることを目的とするが故に民法上の所謂營利法人なりと解す。

○本説は大體に於て正鵠を得たる見解なりと雖も、株式會社組織の取引所と會員組織の取引所とを區別して研究せざる點に於て缺點ありと言はざる可からず。

○(丙)吾人は株式會社組織の取引所は民法上の所謂營利法人なりと雖も會員組織の取引所は民法上の所謂營利法人に非ず、又公益法人にも非ず、取引所法に於て認めたる一種特別の法人なりと主張せんと欲す。

今左に其の理由を述べん。

(イ)株式會社組織の取引所に在りては市場を設置して特定商人の使用に供するのみならず、前述の如く其市場に於て締結したる賣買取引の履行に付き之を擔保するを以て其の業と爲す。從て取引所は其取引者より市場使用の報酬及擔保に對する保險料に相當する手数料を徴し以て其の收入を得利益を圖るが故に、縱令其行動が公益に關する處ありとするも營利法人たるに於て何等の疑を挾むべき餘地なし。之れ吾人が株式會社の取引所を以て營利法人なりと爲す所以なり。從て株式會社組織の取引所に付ては取引所法に特定の規定なき限りは株式會社に關する商法の規定を準用すべきものとす。

(ロ)會員組織の取引所に在りては單に市場使用の報酬に相當する手数料を徴するに過ぎず。而かも此の手数料たるや取引所の收入を圖り利益を増殖するの目的に出づることを得ず、取引所經營の支途に充つべきのみ。果して然らば株式會社組織の取引所とは大に其の趣を異にするものにして、之を以て營利法人なりと解するは穩當に非ず。又取引所直接の目的は會員に限り其の市場に於て賣買取引を爲さしむることに存し、目的自體は毫も公益に關するものに非ざるが故に公益法人なりと解することも亦穩當に非ず。結局相互保險會社、産業組合等が特種の法人たるに等しく會員組織の取引所も亦取引所法に於て認められたる一種特別の法人なりと解せざる可らず。これ蓋し公益に關せざる社團にして營利を目的とせざる法人なればなり(民法第三十四條)。

## 第三章 取引所の沿革

### 第一 歐米取引所の沿革

史家の傳ふる所に依れば古代の埃及及びフェニシアに於ても既に取引所なるものを存在せりと謂ふ。蓋し不明なり。伊太利は法律及經濟制度の淵源にして取引所の制度も亦茲に之れを求むることを得。古代に於ける羅馬の銀行家の集合即ち Collegia Mercatorum が歴史家モムゼン氏の



云ふが如く果して羅馬の取引所なりしや否やは學者間に異論の存する所なりと雖も、十字軍の遠征前に於て既に地中海沿岸の都市に於ける商人が手形及商業資本の貸付金等に付き取引所の取引を爲し居たるは事實なりとす。此の取引所の機關は當時尙ほ其勢力範圍僅かに都市に限定せられ未だ國際的價値を有するに至らざりき。然るに十字軍の遠征は東洋と西洋との經濟的接觸を來し東西の貨物を交換するの必要を高め取引制度の發達を促し取引所に對し多少國際的色彩を帶びしむるに至れり。即ち伊太利は其地理的關係に於て東西貨物の交換の衝に當たらざるを得ざるのみならず、從來地中海沿岸の商權を掌握し來りたるを以て勢ひ伊太利が當時國際貿易の仲介者たる地位を獲得し且つ之を進捗したり。其の必要に應じて伊太利に於ける著名なる商業市に取引所の機關の發生を見るに至れり。然りと雖も當時の取引所は概して手形取引の上に其存在の價値を有し、羅馬の *Brigge*、ヴェネツヤの *Rialto* 及び *Marcusplatz*、フオーマンツの *Mercato Nuovo* の如きは手形の取引の市場として極めて有名なるものなりしと謂ふ。殊に羅馬の *Brigge* は紀元第十四世紀の中頃に於ける手形取引の中央市場にして、此地名は轉じて「取引所」なる語源を爲すに至れり。

次に亞米利加の發見及東印度への航路の發見は又更に經濟市場の膨脹を來し商業上の任務を

擴大せしめたり。延て取引所の制度の上にも亦大なる影響を與へ國際的の取引所を要求するに至れり。此の要求に基き發生したる最初の國際的商品取引所をアントウアープ及びリオンの取引所とす。同取引所の設立は實に紀元第十六世紀の中頃に係りたりと謂ふ（アントウアープの取引所の設立は一五三一年なり）。此の取引所市場には英國商人、伊太利商人其他諸國の商人集合し、茲に集散する商品を賣買取引するのみならず貨幣及手形の取引交換を爲し、日々今日の所謂公定相場表に該當する支拂代價表を發行し以て國際貿易上價格の標準たらしめたるが故に、國際貿易の進捗に資する處極めて大なるものありき。

紀元千六百二年和蘭東印度會社及紀元千六百二十二年の西印度會社設立と共に取引所の取引物件に一新時期を與へたり。思ふに第十七世紀の序幕に於て和蘭人の植民的活動、商業的遠征は右の二大株式會社を設立せしめ、遂にアムステルダムをして國際的取引所の焦點たらしめたり。而してアムステルダムの取引所は第十七世紀の初期に於て既に會社の株券に付き定期取引を爲し其の清算手續完備し爲めに當時の投機者は現今の投機と同様の職責を盡したり。現に和蘭東印度會社の株券は設立の當初同會社の事業が獨占的にして且つ有望なりと期待せられたるを以て、騰貴に次ぐに騰貴を以てし、其の傾向は長く繼續せられたりしが、後同會社の事業が不成績なりし



みならず重役間の不和及不正行爲等の事實ありて以來相場の反動甚しく其の波及する處重大なりしを以て、其の下落を防止せんが爲めに一千六百年白地賣却禁止法を制定し、尙ほ一千六百二十一年同二十三年及同二十四年同種の法律を發布したりしも其の效を奏せざりき。此の如き相場の騰落はアムステルダムの取引所に於ける投機取引をして益々旺盛ならしめ其の發達を促進せしめたり。而して商品の賣買取引に付ては第十七世紀に於て既にアムステルダムに特別の穀物取引所存在し株券の定期取引と異りたる定期取引を行ひたりと謂ふ。

和蘭人の提供したる株券の賣買取引に關する取引所制度は殊に英國人の採用する處と爲り、倫敦の取引所に於ては千六百九年以降株券賣買を舉行するに至り、千七百十五年に於ては近世取引所の模範たる巴里の取引所に於て有價證券に關する各種の賣買取引を爲すに至れり。獨逸に於ては第十六世紀の後半及第十七世紀の始めに於て多少取引所の設立を見たりと雖も、政治上の事由に妨げられ第十八世紀の初めに於て始めて伯林取引所の設立を見るに至れり。尋でフリードリッヒ、ウキルヘルム一世等取引所の經濟的作用を認め取引所取引の進捗を計り以て伯林取引所の價値を大ならしめたり。

米國に在りては歐洲諸國の取引所と其の發達の經路を異にし、獨立戰爭後千七百九十二年の初

に於て既に紐育市のウォールストリートに公債株券の賣買集會所ありたりと謂ふ。これ現紐育株式取引所の濫觴にして、爾來米國經濟界の發達と共に著しく發達し、倫敦及巴里の株式取引所に相對立し賣買取引の方法に於て別箇の光彩を放てり。

## 第二 本邦取引所の沿革

我國に於ける取引所制度の沿革を按ずるに、我國の取引所は實に中世の封建時代に於ける藏米賣買に起因す。當時諸侯は其領土内に於て租税として徵收したる米穀を大阪に輸送して自己本國の藩倉に納め、其の藏米を一定の時期に於て入札の方法に依りて之を賣却し、其の代金を以て各本國に於ける藩の經費及び江戸參觀の費用に充當せり。而して藏米を管理せる諸侯の藩邸は之を藏屋敷と稱し、其の藏屋敷に出入して用達を勤むる商人は之を藏元(後ち掛屋と稱す)と稱したりき。彼の淀屋與右衛門、二代目源右衛門、三代目辰五郎は所謂町人藏元の嚆矢にして、淀屋の倉庫に於ては日常多數の米仲買人集合して米の取引を爲したりしが故に自ら爰に米市を爲し、相場取引も亦盛に行はるゝに至れり。元祿八年三代目辰五郎は罪ありて關所を命せられたるも、米商等は引續き同家の址に集り米相場を行ひたりしを以て屢々町奉行より注意を受けたりしが、堂島の新地開發に依り元祿十一年一月茲に移り米市場を開市するに至れり。之れ堂島米市場の濫觴た



り。而して藏米の入札賣買を爲したるは享保年間（紀元第十七世紀の終頃）に始まりたりと謂ふ。其の落札の結果買受けたる米仲買人は一定期間の経過後代金を提供して現米若くは米券を受け取りたり。此の米券は諸侯の發行する處に係り當時社會に最も信用ある證券なれば再び市場に賣買せられ、米券の取引が極めて盛に行はるゝに至れり。後此の藏米賣買及米券取引の盛なるに伴ひ帳合米と稱する一種の投機取引はれ、享保十五年其の取引の舉行に對し特許を與へられたり。爾後百餘年の久しきに亘り帳合米取引は盛に行はれたりしが、諸藩の藩倉廢止せらるゝに及び帳合米取引は茲に變體して石建米と稱する別個の投機取引を發生せり。明治維新に及び大阪に於ける米穀取引及米商界の事情大に變化を來したるを以て、政府は帳合米取引及石建米取引を禁止したり。爲めに從來堂島の米市場に關係したる多數の仲買人は其活路を失ひ困窮を訴ふるに至れり。是に於てか一面に於ては此等仲買人の困窮を救済すると同時に又他の一面に於ては米價の平準及米穀取引の圓滑を圖らんが爲め、當業者は明治の新政府に對し其の事情を申請し、明治四年堂島米會所設立の免許を得、限月米の取引を開始せり。後限月米取引の弊害に懲りて政府は明治七年歐米取引所の例に倣ひて制定したる株式取引所準則を發布し以て從來の米油限月賣買を廢止せしめんと欲したりしが、當業者は其の實行の難き所以を具陳して實施の猶豫を乞ひ、明治九

年更に米商會所條例を發布するに至れり。此條例に基き設立したる取引所は大阪、兵庫、東京、赤間關、桑名、大津、新潟、會津、金澤、松山、名古屋、岡山、京都、徳島の十四取引所なりとす。尋いで明治十一年五月株式取引所條例を制定して之れを發布し、此の條例に従つて設立したる取引所は東京、大阪及横濱の三取引所なりとす。明治十六年頃より取引所の弊害甚だしく改善の聲朝野に囂しく、ブルス制度論を惹起したるは實に此の當時なりとす。遂に明治二十年五月政府はブルス制度に則る取引所條例を發布したりしが、我國の沿革慣習に反する立法として當業者の反撃に遇ひ遂に行はれず、明治二十六年五月會員組織制と株式組織制とを併用したる現行取引所法發布せられたり。現行法に於ては形式上新舊取引所の議論たる會員組織制と株式會社組織制とを折衷したるが如きも、事實上に於ては會員組織制を疎外し全然株式會社組織制を採用したるが如き結果を生ぜり。即ち現行法施行の跡を見るに、會員組織の取引所は設立發起人に對し何等の利益なきのみならず之を設立するも其の組織員たる商人が其の取引所内に於て投機取引を行ふこと法規上極めて不便なりしが故に、從來會員組織の取引所を設立するもの極めて尠く、多少設立せられたるものもあるも漸時解散するの悲運に接せり。反之、株式會社組織の取引所は當時地方に在りても年一割以下の配當を爲すもの尠く、好景氣の場合は二、三割の配當を爲すが如き狀



態なりしを以て、發起人としても亦投資者としても勢ひ株式會社組織の取引所の設立を歓迎したり。爲めに明治二十六年以降明治三十一年迄約六ヶ年間に未だ植民地を有せざりし狭少なる我國内に百六十有餘の株式會社組織の取引所を設立するに至れり。此の如き取引所濫設の結果は各種の弊害を醸成したりしを以て政府は濫設取引所の整理を斷行すると同時に取引所制度の改善を施さんと欲し、法律の改廢に依る根本的改革を避け、勅令其他附屬法令の改正に依りて其の目的を達せんと志し、明治三十五年六月取引所資本金の増加、限月の短縮、賠償準備積立金の強制其他重要なる數項を規定せる勅令第五百五十八號を發布せり。此取引所抑壓令の爲め取引所の整理に付ては相當の効果を奏したりと雖も、元來該令の發布が取引所に對し一大打撃を與へ爲に取引所株の大暴落を來し經濟界に大波瀾を生じ不時の恐慌を來したりしを以て、當局者の處置を非難せられ、所期の目的を達すること能はざりき。次ぎに日清及日露の戦捷に依り企業熱の勃興と共に會社株券の増加を來し、戦費の爲め巨額の國債を増加したり。而して又國家の隆昌と共に府縣市其他の自治團體の活躍を促し地方債及市債の發行額を増大したるが爲めに有價證券市場の般盛を來し、明治四十年以降に於ける株式取引所の發達は殊に著しきものあり。更に這般の世界的大戰亂に依り有價證券たると商品たるとを問はず投機取引の旺盛たりしことは既に緒言に述べたる所な

り。而して投機取引の節制及取引所制度の改善を目的とする取引所の改正は第四十五帝國議會に於て通過し大正十一年九月一日より實施せらるゝに至りたるを以て、將來該法の豫期する効果を齎すこと蓋し遠きに非ざるべし。

#### 第四章 取引所の種類

取引所に就ても亦觀察を異にするに従ひ種々に之れを區別することを得。然りと雖も我制度の上にて特に研究を必要とするものは組織を標準とする取引所の種類及賣買物件を標準とする取引所の種類の二者とす。

##### 第一 組織を標準とする取引所の種類

組織を標準として取引所を分類するときは二種と爲すことを得。會員組織の取引所及び株式會社組織の取引所是れなり。歐米諸國に於ける取引所は悉く會員組織なるを以て此の分類は單に我國の取引所に付てのみ存するものとす。

兩組織の差異、特徴、沿革等に付ては第二編第三章、其の政策に付ては第三編に於て論述すべし。

##### 第二 賣買物件を標準とする取引所の種類



取引所は其の賣買取引する物件の異なるに従ひ、之れを大別して二種となす。有價證券取引所 (Stock exchange, Fonds-börse (Effektenbörse) 及物産取引所 Produce exchange, Produkten-Börse (Warenbörse) 之れなり。

有價證券取引所とは地金銀、貨幣、手形及有價證券の賣買取引を爲す投機市場にして、物産取引所とは穀物、穀粉、砂糖、珈琲、棉花、綿絲、蠶絲等商品を賣買取引する投機市場なり。

有價證券取引所と物産取引所との發達し來れる沿革は歐米諸國と我國とは全く正反對の觀を呈せり。即ち歐米諸國に於ては既に説明せる如く紀元第十四世紀頃より有價證券の取引所の取引行はれ、アムステルダム取引所が一千七百二十年以降に於て數種の商品の賣買取引を爲したる例外を除き、商品が取引所に於て賣買取引せらるゝに至りたるは實に最近五六十年來のことに屬す。要言すれば歐米に在りては取引所の發達は有價證券に始まりて漸次商品に及びたるものなり。之れに反して我國に在りては取引所は中世封建時代に於ける諸侯藩米の賣買即ち商品の賣買に起因し有價證券取引所は實に明治十一年五月の設立に係る東京株式取引所を以て其の嚆矢とす。

有價證券取引所として有名なるものは倫敦株式取引所、紐育株式取引所、巴里株式取引所、伯林取引所、維也納取引所等にして、物産取引所として有名なるものは紐育物産取引所、紐育棉花

取引所、シカゴ商品取引所、巴里商品取引所、伯林取引所、ハンブルグ商品取引所、リッパブル、グラスゴー等の商品取引所なりとす。

我國に於ては通例有價證券取引所を株式取引所と稱し、物産取引所中米穀の賣買取引を爲すものを米穀取引所、米穀以外の商品を賣買取引するものを商品取引所と稱す。米穀も亦商品の一種に外ならざるを以て米穀取引所も亦商品取引所と稱して可なるが如しと雖も、米穀取引所は我國の沿革上他の商品の賣買取引に比して特別の發達を爲し來り單に米穀のみの賣買取引をなすもの極めて多く、從て商品取引所の名稱を離れて特に米穀取引所と稱するに至るが如し。現時我國の物産取引所に於て營業種目と爲り居るものは米、大麥、小麥、肥料、棉花、綿布、綿絲、蠶絲等にして、米穀取引所は二十六箇所、商品取引所は四箇所にして、就中有名なるものは東京米穀商品取引所、堂島米穀取引所、大阪三品取引所、横濱取引所(蠶絲)、名古屋米穀取引所等とす。次に我國の株式取引所に於て現時賣買取引しつつある物件は國債證券、地方債證券並に諸會社の株券及社債券にして、歐米諸國の取引所に於けるが如く地金銀、貨幣及手形の取引を爲し居らざるなり。明治十二年頃横濱に於て洋銀取引所の設立ありて洋銀の賣買取引を爲し、又同年十月東京株式取引所に於て金銀貨の賣買を開始し一時盛に行はれたりと雖も、明治十三年四月四日金銀貨取



引は空相場類似の行爲なりとして一時停止を命ぜられ、後五月五日より再び金銀貨取引を開始し再び盛に行はれたりとも雖も、同月十九日金銀貨買賣禁止令の出づるありて以來金銀貨の買賣取引はれざるに至れり。現今我國に存する株式取引所の數は十箇所にして、就中有名なるものは東京株式取引所及大阪株式取引所なりとす。

歐洲諸國には海運及船舶に關する取引所あり。就中有名なるものはバルチックの海運取引所及ハンブルヒの海運取引所なり。我國に於ては附屬法令等より推論するときは海運の取引所に付ては之を豫想せざるもの如し。

## 第五章 取引所の賣買物件

取引所に於て賣買取引せらるる物件は代替性を有する商品たらざるべからざること第二章に於て既に之を説明せり。代替性を有する商品たる以上は如何なる商品と雖も取引所に於て實際上賣買取引せらるるやと云ふに、決して然らず自ら制限あり。請ふ之を説明せん。

(一) 代替性を有する商品と雖も其の價格の變動之なきか若は其の變動極めて尠きものは取引所の賣買物件たらざるなり。

取引所存在の價值は實に相場變動ある商品に付き裁定取引に依りて其の激變を防止し、又緊ぎ取引に依りて之を保險する作用を有するに依る。換言すれば時の關係及場所の關係に於て相場の變動ある故に時の關係及場所の關係を利用して其の變動に因る差額を利得せんと欲する賣買取引を誘發し、其の取引の効果が自然に相場の激變を防止するのみならず、其の虚實の取引の間に處して企業家及商人が其の原料品又は取引物件の相場下落に基く損失を他に轉嫁するの妙味を有す。此故に相場の變動之れなきか又は其の變動極めて尠なき商品に付ては投機取引を爲す必要なく又其の作用を發現する餘地なし。例へば我國に於ける煙草、鹽等の如き國家の專賣品は大體に於て價格一定せられ相場の變動之れなきが故に取引所に於て賣買取引する必要なく又事實取引せらるることなし。假令國家の專賣品に非ざるも其の生産及消費が少數の人に獨占せらるるが如き商品は其の價格が一般經濟上の事情に依りて決定せられず單に其の獨占者の意思に依りて左右せらるべきものなるを以て專賣品と同じく投機取引の目的物と爲らざるや明なり。又有價證券の如きは一般的に云はば完全なる代替性を有し且つ相場の變動し易き物件なるを以て投機取引の目的物中主要なるものなりと雖も地方的會社の株券の如きは其の需要の範圍地方に限局せられ相場の變動尠なきが故に投機取引の目的物たらざるなり。國債其の他の公債の如きも其の相場の變動比較的



少なきを以て投機取引の目的物としては充分なる要素を具備するものに非ざるなり。之れ従來國債の取引市場に付ては清算市場と分離して實物取引を主眼とする別箇の市場を設くる所以なり。

(二) 代替性を有する商品と雖も大量的に存在することを必要とす。

取引所は普通の市場と異り少量の取引は之を爲さず多額取引を爲すを以て骨子とす。従て其の取引物件の生産額又は集散額が相當に多量なるに非ざれば投機取引の目的物たることを得ざるなり。所謂格付制度は代替性の不完全を人爲的に補充する制度なりと雖も、一面に於ては多額取引を實行する便宜上の制度たるを失はず。若し假りに大量的に存在せざる商品若は格付制度を認めざる商品を取引所に於て賣買取引することを認むるときは買占行爲容易に行はれ之に依りて相場を左右せらるるの虞あり。米穀、蠶絲、綿布等の如きは其の生産額多量にして取引所の賣買物件たることを得べしと雖も、大豆、小豆其の他の農産物の如きは果して此の要件を具備するや否や極めて疑問に屬す。

(三) 大量的に存在し且つ相場の變動し易き商品と雖も尙ほ比較的耐久性を有することを必要とす。

取引所に於ける商品の賣買取引は比較的長期に亙るを常とす。従て相當貯藏に耐え品質の變化

せざる物件に非ざれば取引所の賣買物件たることを得ざるなり。魚介、果物、野菜の如きものが假令代替性を有するとするも尙且つ定期取引の目的物たらざる所以茲に在り。小麦粉の如きも世界的商品にして第一及第二の要件を完全に具備すと雖も耐久性を有せざる點に於て取引所の賣買物件としては極めて不完全なりと云はざるべからず。

(四) 取引所の賣買物件たるが爲めには其の取引所の相場の決定が支配力を有することを必要とす。

取引所に於て決定する賣買取引の相場自身が公定相場として標準相場たるの權威を有せざるべからず。之れ亦經濟上取引所の存在する公益的價值の一なりとす。然るに其の取引所の相場の決定が支配力を有せず其の商品に付き標準相場たらざるに於ては當該取引所は公定相場を作製するの權威なく、單に他の取引所の相場に依る相場の高低を決する賭博機關たるに終らんのみ。換言すれば其の物件の相場が大體に於て他の市場又は他の取引所の相場に依りて決定せられ、特に當該取引所の決定に依る相場に左右せられざる場合に於ては其の物件は到底取引所の賣買物件たることを得ざるのみならず、却て之を許すときは弊害を醸成するに至らん。例へば大豆粕肥料の如き其大部分滿洲に於て生産せらるると雖も其の大半は我國に於て需要せらるるが故に大連の相場



が我國に影響する所大なりと雖も、我國の相場が大連の相場を支配すること亦極めて大なり。之れに反して銅の如きは我國に於ける生産額相當之れなきに非ずと雖も其の相場は英米二國に支配せらるる處多く果して我國に於て獨立の相場を立つることを得るや否や甚だ疑問なりとす。

## 第二編 取引所制度論

### 第一章 取引所の設立

。賣買取引の繁盛なる地區内の商人は政府の免許を受けて會員組織たると株式會社組織たるとに論なく一種又は數種の物件の賣買取引を爲す取引所を設立することを得(取引所法第一條)。

(一) 取引所は賣買取引の繁盛なる地區内に非ざれば設立することを得ず。

取引所は前述の如く投機市場なるを以て取引所に於て賣買取引すべき物件が多量に集散し之が公定相場を立て賣繋ぎ其他取引所の作用を發現せしむるに必要なる土地即ち賣買取引の繁盛なる地區内に非ざれば取引所設立の要なきや勿論なり。唯如何なる程度を以て賣買取引の繁盛なるものと認むべきかは一に各般の事情に依りて之を決するの外なし。而して一地區内に於ては同種の物件を賣買取引する取引所は必ず一箇所たらざるべからず(註一)。蓋し同一地區内に於て二箇以上の取引所あるときは其の何れの相場を以て標準相場と看做すべきや適從する所を知らざればなり。尙一地區内に取引所を一箇所に限定したる附隨の理由は取引所の濫設を防止せんとするに



在り。而して此の如き效力を有する地區は農商務大臣之を定めて告示す。此の地區は受渡の便宜の爲めに設けたる所謂受渡地區に對して、通例之を商業地區と謂ふ。

(註一) 取引所は一地區内に於ては一ヶ所に限ると云ふ所謂一地區一ヶ所主義は世界何れの國に於ても然るに非ず。例へば北米紐約市に於ては遠からざる場所に參個の株式取引所 (紐約株式取引所、合同株式取引所 (Consolidated stock exchange)) 及カーブマーケットあり。又巴里に於て正式の株式取引所市場以外に其取引所の屬下に於て默認仲買人の賣買する市場あり。然りと雖も此の如き市場の對立するに至りたる沿革は相當に長く其の業務の領域も自から區分せられ其の衝突する範圍極めて渺し。

(二) 取引所は農商務大臣の免許を受くるに非ざれば之を設立することを得ず。

元來取引所の設立に付ては之を營業者の自由に一任する立法例と行政官廳の認可を必要とする立法例との二大別あり。英米は前者の立法例に屬し、歐洲大陸諸國は概ね後者の立法例に屬す。例へば取引所を設立するに佛國に於ては内務大臣、獨逸に於ては各州政府の認可 (普漏西亞に在りては商務大臣)、奧國に於ては大藏及び農商務大臣の認可を必要とする如し。我國の法制は實に此歐洲大陸諸國と同一の主義を採用せり。

取引所の設立に付政府の免許を必要としたる法意は、一面に於ては取引所の濫設を防止すると

同時に他の一面に於ては設立後に於ける監督を爲さんが爲めに外ならず。取引所の免許を受けずして取引所を設立したる者は第三十二條の三に依り處罰せらる。

取引所の免許年限は之を十箇年とす。然りと雖も更に繼續の出願を爲すことを得 (取引所法第三條)。此繼續の出願ありたる場合に於ては土地商業の情況に照し取引所存続の必要ありや否やを願慮し以て其出願を許否すべきものとす。尤も行政裁判所の判決例に依るときは免許當時に於ける其の土地の商業狀態と繼續出願當時に於ける其土地の商業狀態とを比較し變更なきか若くは繁盛となりたるときは繼續出願を拒否することを得ざるなり。

(三) 商人に非ざれば取引所を設立することを得ず。

取引所は商業上の必要機關なるを以て取引所設立の必要を切に感ずるものは商人たらざるべからず。又一面に於て商人以外の者が取引所設立の必要なきに拘はらず營利會社を設立すると同一の目的を以て取引所を設立するの弊之れなきに非ず。之れ法律が取引所を設立する者を制限して商人と爲したる所以なり。

取引所は其の本質投機市場なるを以て清算取引多數を占め、實物取引のみを目的とする普通の市場と異なる。従て普通の市場は取引所法の支配する處に非ず。然りと雖も有價證券を賣買取引



する市場は到底實物取引のみを以て存立し難く清算取引を伴ふを實情とする故に、取引所法に於ては有價證券を賣買取引する市場は假令其の本質市場なる場合と雖も之を取引所と看做し取引所法に依るに非ざれば設立することを得ざるなり（大正十一年の法律改正—第四條ノ二）。

以下少しく取引所の設立手續に付き之を説明せん。

取引所を設立せんが爲めには先づ取引所設立の發起認可を得次に設立の免許を得ることを必要とす。従て取引所設立の手續を説明するには發起認可申請の手續及び設立免許申請の手續の二段に分ちて説明するを便宜とす。

#### 第一 發起認可申請の手續

取引所設立の發起認可を得んが爲めには會員組織の取引所たるは株式會社組織の取引所たるを問はず一年以上引續き賣買取引すべき物件の商業を營む商人各物件毎に三十人以上發起人と爲り發起認可申請書を作製し地方長官を経由して之を農商務大臣に差出すことを要す。該申請書には定款、業務規程及左の事項を記載したる書面を添付することを要す。

(甲)會員組織の取引所を設立せんとする場合には、

(イ)發起人各自の醜金額

(ロ)醜金の使用の概算及收支の見込

(ハ)賣買取引すべき物件其の地方に於ける集散の狀況及取引所に於ける賣買高の見込

(ニ)取引所の地區

(乙)株式會社組織の取引所を設立せんとする場合には、

(イ)發起人各自の引受くべき株式の數

(ロ)資本の使用概算及收支の見込

(ハ)賣買取引すべき物件の其地方に於ける集散の狀況及取引所に於ける賣買の見込

(ニ)取引所の地區

次に取引所の定款に記載すべき事項は株式會社組織の取引所の定款には商法上必要な所定事項の外取引員、賣買手数料及賣買證據金、賠償責任、商議員及業務規程に關する事項を記載するを常例とす。而して會員組織の定款には必ず(一)目的、(二)名稱及所在地、(三)會員の據金に關する事項、(四)會員の入退に關する事項、(五)會計に關する事項、(六)會議に關する事項、(七)役員の職務權限、定數、任期及任免に關する事項、(八)解散の場合に於ける殘餘財産の處分に關する事項を記載することを要し、尙賣買手数料、業務規程に關する事項等を記載すべきは勿論なるべし。



發起認可申請に對しては地方長官は(1)取引所設立地に於ける賣買物件の集散の數量及集散の狀況果して取引所を設立し之れが價格を公定するの必要ありや否や(2)取引所設立地に近接せる取引所の作用に依り賣買物件の需要供給の關係を圓滑ならしむるに至るや否や(3)取引所設立地に取引所を設立するも將來能く之を保續し得べきや否やに付詳細なる意見を添申して該申請書を進達せざるべからず。農商務大臣は此の地方長官の意見其他事情を參酌し發起認可を與ふべきや否やを決す。發起認可を得たる場合に於て其の認可後六ヶ月内に非ざれば設立免許の申請を爲すことを得ざるものとす。

## 第二 設立免許申請の手續

### (一) 會員組織の取引所に關する場合

會員組織の取引所の發起人が發起認可を得るときは會員を募集せざるべからず。其の募集に當りて發起人は相當の期間内(イ)發起認可を得たる旨(ロ)取引所の名稱及所在地(ハ)賣買取引すべき物件(ニ)發起人の氏名及各自の醜金額(ホ)各申込人に定款を閱覽せしむること等は公告するべし。而して發起人が會員の募集を終りたるときは設立總會を開き總會員の半数以上の同意を以て定款を確定し且つ役員を選擧す。斯くして選擧せられたる總役員が取引所設立免許申請書を

作製し地方長官を経由して之れを農商務大臣に差出すべきものとす。

該申請書には(一)定款及業務規程、(二)會員の氏名又は名稱、營業種目及其の營業所を記載したる書面、(三)各會員の醜金額及其の拂込額を記載したる書面を添付すべし。農商務大臣が設立を免許したるときは目的、名稱、所在地及免許の年月日、又役員を選任を認可したるときは其の氏名及認可の年月日を告示することを要す。其の公告したる事項に變更ありたるとき亦同し。

### (二) 株式組織の取引所に關する場合

#### (甲) 即時設立の場合

株式會社組織の取引所の發起人株式の總數を引受けたるときは總役員は商法第二百二十四條に定めたる調査終了の後總役員は設立免許申請書を地方長官を経由して農商務大臣に差出すべきものとす。該申請書には(イ)定款及業務規程(ロ)株主名簿(ハ)検査役の報告に關する裁判ありたるときは其の決定の寫本(ニ)創立總會の決議録等を添付することを要す。

#### (乙) 漸次設立の場合

株式會社組織の發起人株式の總數を引受けざるときは總會終結の後設立免許申請書を地方長官を経由して農商務大臣に差出すべきものとす。該申請書には(イ)定款及業務規程(ロ)株主名簿



(ハ)検査役の報告に關する裁判ありたるときは其の決定の寫本(ニ)創立總會の決議録を添付することを要す。

右の設立免許申請書に對しては地方長官は其の意見を添付せざるべからざるなり、農商務大臣は地方長官の意見書其の他の事情を參酌して設立の免許を許否すべきものとす。取引所設立の免許を得たる場合に於て一年以内に開業を爲さざるときは設立免許は其效力を失ふものとす。

終りに望み取引所の資本金及營業保證金に付一言せん。會員組織の取引所の創設及維持に要する費用は其の會員の醜金を以て之れに充つべきものなれば資本金額に付法律上何等の制限なきは勿論なり。之に反して株式會社組織の取引所に在りては其の資本金額に關し特別の規定を存す。即ち資本金額は十萬圓以上たることを要し、而かも資本金額の半額以上にして少くとも十萬圓の拂込を終りたる後に非ざれば業務を行ふことを得ざるなり。之れ株式會社組織の取引所は後に説明するが如く通例賣買擔保の責任を負担すればなり。尙農商務大臣は必要と認めたるときは資本金の變更又は株金の拂込を命ずることを得(取引所令第一條)。

株式會社組織の取引所が其の市場に於ける賣買取引の違約より生ずる損害に付賠償の責に任ずる場合に於ては資本金の二十分の一に相當する營業保證金を供託することを要す。株式會社組織

の取引所は其の供託を爲したる後に非ざれば取引所法第二十二條の規定に依る業務を行ふことを得ざるなり。蓋し賠償の責任に充つべき資金に付相當の額を供託し之を換價し易き状態に置くことは對社會的關係に於て取引安全の保障の爲めに極めて必要なればなり。又營業保證金に不足を生じたる場合に農商務大臣が期間を指定して其納入を命じたるときは其不足額の供託を爲したる後に非ざれば取引所は業務を行ふことを得ざるなり。而して營業保證金は現金を以て納入し得べきは勿論有價證券を以て之に代用することを得。其の有價證券の種類及代用價格は農商務大臣之を指示す(取引所法第二十二條ノ二、取引所令第十八條)。

## 第二章 取引所の業務

取引所の業務は多岐に互り繁雜を極むと雖も、取引所の目的の見地より觀察するときは之を三種に大別することを得。市場の設備に關する業務、賣買取引の擔保に關する業務、及決済に關する業務即ち之なり。

### (一) 市場の設備に關する業務

取引所は特定の商人即取引員をして賣買取引を爲さしむることを目的とす。従て其の商人に賣



買取引を爲さしむるに必要な市場の設備を爲さざる可からず。其の設備の構造は取引の繁閑、資本の大小、賣買の目的物、沿革等に依り之を異にすと雖も、賣買取引を爲す立會場、其の取引を監督し記入する係員の場席、相場の公示場、電話、大取引所に在りてはチャッカー等の設けあるは通例なり(第五章第二節参照)。而して其の設備の經營維持に對しては會員組織の取引所に在りては會員の醜金を以て之に充て、株式會社組織の取引所に在りては取引員より納入せしむる手数料を以て之に充つべきものとす。取引所は賣買取引高に應じ賣買當事者の雙方より政府の認可を受けたる手数料を徴收することを得。然りと雖も會員組織の取引所は營利の目的を以て手数料を徴收することを得ざるなり。

### (二) 賣買取引の擔保に關する業務

取引所は農商務大臣の認可を受け賣買取引の違約より生ずる損害に付き賠償の責に任ずることを得。現在の實狀に徴する時は株式會社組織の取引所は其の市場に於て締結せられたる定期の清算取引に付き其の違約より生ずる損害に付き賠償の責に任ずるを例とす。此の如き擔保の責任を有する取引所に在りては其市場に於て有効に賣買取引が成立したるや否やを明にする爲に市場に於て其取引の成立する毎に之が登録を爲す。而して又擔保の責任を負擔する場合に於て

自衛上取引所は各賣買取引に付き各種の證據金を納入せしむるが故に證據金の納入及返還 關する業務當然之に伴ふものとす。

取引所は又其の所屬取引員より豫め身元保證金を納入せしめ尙該取引員が賣買取引の履行を爲さざるときは之を以て損害賠償の用に供す。取引員の身元保證金は現金又は有價證券を引て納入し取引所は遲滞なく之を供託す。取引員は時々身元保證金の入替を爲すが故に之れが整理も亦取引所の煩雜なる業務の一たり。

### (三) 決済に關する業務

取引所に於ける賣買取引は差金の授受に依り決済を爲すか又は受渡を爲さざる可からず。又有價證券の清算市場に於ける賣買取引にして七日以内の期限を以て履行期と爲すべき取引に屬するもの限り受渡其の他の決済を總決算日迄之を繰延ぶることを得。以上の如き受渡其他の決済及其の繰延に關する事務は取引所を経て之を爲し、取引所自ら之を爲さざる可からず。物産取引所に在りては其受渡を爲さしむるの必要上取引所は見本を保管し又格付賣買を爲さしむる爲標準品を選定保管するの義務あるものとす。

以上説明したる三種の業務を極めて概括的に説明すれば、取引所は所定の日時に市場を開き取引



員をして賣買取引を爲さしめ當日の賣買取引は直ちに之を登録し之を整理し帳入値段を作製し各當事者の出来値段と對照して其の差額を取引所に納入又は返還し同時に取引所所定の證據金を納入せしむ。又翌日に至り前日と同様に當日の帳入値段を作製し之と前日の帳入値段、當日の賣買取引に付ては當日の出来値段と對照して其の差額及取引所所定の證據金を納入せしむ。斯くして毎日賣買取引を整理し、其の間轉賣買戻に依りて決済せらるる時は其の差益金を立替へ其の差損金を納入せしめ證據金の不要と爲るときは之を返還す。而して受渡期日に至り建玉存在するとき之が受渡を遂行せしめざるべからず。若し中間即ち受渡期日迄に至らずして違約あるか又は受渡に際して違約あるときは取引所は定款及業務規程に従ひ夫々其の建玉を處分し賣買證據金及身元保證金を以て損害賠償の用に供し、尙ほ損害あるときは取引所は相手方に對し之を賠償す。

右説明したる三種の業務の如きは取引所の主たる業務なり。此の主たる業務の外取引所は政府の認可を受けて取引所の賣買取引に附帶する業務を營むことを得。其の附帶業務の主なるものは有價證券取引所に在りては立替業務、物産取引所に在りては倉庫業なりとす。

#### (甲)立替業

有價證券取引所に在りては通例多額の資金を有し相當の遊金あるが故に之を利用するの必要あ

るのみならず、賣方が若し特定の證券の先物に於て高價なるとき其の所持の證券を定期取引の先物にて賣却したる場合に於ては三ヶ月後に非ざれば其の代金を受取ることを得ざる不便あり。而して取引所は完全賠償の責任あるが故に三ヶ月以後に於ては違約の有無を問はず取引所は必ず其の證券の代金を支拂はざるべからず。故に若し賣方の希望あるときは取引所は其證券の提供に依り日歩を附して其代金の立替を爲すは賣方に對して極めて便宜なるのみならず取引市場をして實物市場を加味するの利益あり。或は又代金のみならず、買方の希望に應じ特定の證券を日歩を附して貸付することも亦證券市場の運用を圓滑ならしむるの利益あり。之れ改正法に於て有價證券取引所に對し、此附帶業務を認めたる所以なり。

#### (乙)倉庫業

物産取引所に在りては物品の保管上倉庫の必要たるや蓋し言を俟たず。其の倉庫の發行する倉庫證券に依りて受渡を爲すは取引上極めて便宜なるのみならず取引市場をして實物市場に導くの利あり。

物産取引所は株式會社組織たると會員組織たるとを問はず其の附帶業務たる倉庫業を營むことを得と雖も、有價證券取引所に在りては其株式會社組織にして取引所法第二十二條の規定に依り



賠償の責に任ずるものは其の附帶業務を營むことを得ざるなり。尤も銘柄の一部に付て賠償の責に任せざる場合に於ては其の一部に付きては代金の立替、證券の貸付等の附帶業務を爲すことを得べし。

### 第三章 取引所の組織

#### 第一 取引所組織の種類

取引所組織の種類に付き説明を要するもの三あり。會員組織、株式會社組織及官營是なり。我取引所法に於ては會員組織及株式會社組織の二種を認むと雖も、關東州、南滿洲及青島に於ては賣買取引を爲す施設は之を官營と爲し株式會社たる信託會社を之に附屬せしめ其取引所に於て締結したる總ての賣買取引の擔保及決済を爲さしむるの制度を採用せり。而して歐米諸國の制度に於ては悉く我制度の所謂會員組織なるものを認め株式會社組織及官營なるものを認めざるなり。

我國が取引所の組織に付き會員組織及株式會社組織の兩種を認むるに至りたる沿革を按ずるに維新前に於ては米穀商人の自治的團體の性質を有する米商會所と共に又營利組織たる米商會所の兩者存在したるが、明治七年の株式條例及同九年の米商會所條例に於て法制上株式會社組織の制

# 欠



# 欠

るなり。然りと雖も歐米に在りては取引所自體が其の市場に於て締結したる賣買取引の履行に付き其の擔保を爲さざるを以て常例と爲すが故に、其の賣買を擔保し且つ受渡の媒介を爲すの業務は取引所以外の營利會社に於て之を營めり。例へば獨逸の Hamburg Waren liquidationskasse の如き、英國倫敦の The London Produce Clearing House Ltd. の如き即ち之れなり。此の如く賣買取引を爲さしむる業務と之れが履行を擔保し受渡を媒介するの業務とを分業せしむることが取引所の經濟政策上適當なる制度なるや否やは講究すべき問題ならん。要之、本邦に於ける取引所は歐米取引所の所謂取引所と清算所との行爲を併せ行ふものにして、株式會社組織の取引所に在りては殊に然りとす。

## 第四章 取引所の機關

### 第一節 我國の制度

取引所は會員組織たると株式會社組織たるを問はず共に社團法人なるが故に、取引所も亦他の法人と等しく活動するが爲めには意思機關、執行機關及び監督機關を必要とす。意思機關とは會



員總會又は株主總會を謂ひ、執行機關とは理事長及理事を謂ひ、監督機關とは監査役を謂ふ。我取引所法の下に於ては執行機關たる理事長及理事並に監督機關たる監査役を總稱して之を「取引所の役員」と謂ふ。意思機關に付ては取引所の關係に於て特に説明するの必要を認めず。取引所役員は法人の執行機關又は監督機關たるのみならず、我國の制度に於ては亦實に取引所業務の管理に當る機關たり。而して商議員會は取引所業務の遂行上取引所と取引を爲す者との連絡を圖る法定の機關なり。以下取引所の役員及商議員會に付き其の概要を説明せん。

## 第一 役員

## (甲) 役員の就任

取引所の役員は先づ會員總會又は株主總會に於て之を選挙して後政府の認可を受けざるべからず。

## (イ) 選挙

取引所の役員は定款の規定に依り會員又は株主中より之を選挙す。尤も會員組織の取引所に在りては其の理事長及理事は會員に非ざる者を選挙するも妨げなきものとす。思ふに株式會社組織の取引所は營利法人なるが故に株主は其の法人の經營に付き利害の關係を有すること極めて

密接なるを以て商事會社其の他の營利法人と同様に執行機關及監督機關たる取引所の役員を株主中より選挙せしむることゝ爲せり。之に反して會員組織の取引所は營利法人に非ざるが故に必ずしも特定の會員をして其の經營に當らしむるの必要なし。従て若し會員中に執行機關たる理事長及び理事たるに適當なる者なくんば會員以外に適任者を求め之れが經營を一任するを可とす。尤も理事長及理事が會員以外より就職したるときは其の行爲を監視するの必要あるを以て、會員の利害を代表する監査役を會員中より選挙して監視の任に當らしむ。

取引所役員の資格に付ては一面に於て法律に之が制限規定を設け他の一面に於て定款に之が制限規定を設け居れり。法律上の規定としては消極的の規定に止まり何等積極的に其條件を規定せず。即ち法律に於ては婦女、未成年者、復権せざる破産者及び家資分散者、取引所法に依り除名せられ除名の日より五箇年を経過せざる者並に懲役若しくは重禁錮一箇年以上の刑に處せられたる者又は刑法第二編第十六章乃至第十九章第二十三章第三十五章乃至第三十九章、舊刑法第二編第四章第一節乃至第五節、第二百六十條乃至第二百六十二條、第八章第九章第三節、第三編第二章第一節、第二節、第四節乃至第六節、通貨及證券模造取締法、明治三十八年法律第六十六號、紙幣類似證券取締法、印紙犯罪處罰法、商法第二百六十一條、明治二十三年法律第三



十二號、商法第三編第九章、同年法律第一百號保險業法第九十八條の三若くは本法三十一條乃至第三十二條の五の規定に依り刑に處せられたるものにして刑の執行を終り又は刑の執行の免除を得たる日より五箇年を経過せざる者を取引所の役員と爲すことを得ざる旨を規定せり（取引所法第十六條第四項同第十一條第三項）。尙又役員は取引所の取引員に對し公平且つ嚴正なるべきことを必要とするが故に取引所の取引員との間に資金の供給損益の分配其他取引員の營業に付特別の利害關係を有するものは之を取引所役員として選舉することを得ざるなり（取引所法第十六條第五項）。次に定款の規定に於ては所有株數に制限を設け一定の株數を有する者に非ざれば役員に選舉することを得ざるものと爲すを通例とす。其他取引所所在地に在住する者たること、一定の日時以前より一定の株數を有する者たること等の制限規定を設くるものあり。

取引所役員員の員數は法律上最小限度の數を規定し、理事長一人、理事二人以上、監査役若干人と爲せり（取引所法第十六條第二項）。蓋し役員員の數に付ては各取引所に於て其業務の繁閑状態、資本金の多寡、其他各般の事情に依りて之を一定することを得ざるものなれば、法律は唯單一應業務を執行し得る最小の員數に付て規定したるに過ぎざるなり。各取引所は法律の此の規

定に基き定款に於て其員數を限定せり。例へば東京株式取引所にありては理事長一名、理事三名乃至六名、監査役二名乃至四名、東京米穀商品取引所にありては理事長一名、理事三名乃至五名、監査役三名以下、堂島米穀取引所に在りては理事長一名、理事二名、監査役二名と爲せるが如し。現時の實狀に照すに商業の繁昌なる都市の大取引所に於ては役員員の數多く地方的小取引所に於ては員數少し蓋し當然の義なるべし。取引所役員員の任期は二年を超ゆることを得ず。之れ商法に於て取締役の任期に付き三年を超ゆることを得ずと爲したると同一の理由に基く。即ち長期に亘りて取引所の役員たらしむるときは情弊に流れ易く去りて又餘りに役員の間短期に失するときは事業の實績を擧ぐるに能はざるに因るものなるべし。尤も役員は之を再選するを妨げず。現在各取引所の定款に於ては通例理事長及理事の任期を二箇年とし監査役の任期を一箇年と爲せり。

(ロ) 認可

株主總會又は會員總會が以上述べたる法律上の資格及定款所定の資格を有する者を選擧するも當然取引所の役員と爲るに非ず。取引所の役員と爲るが爲めには總會の選舉したる役員に付き農商務大臣の認可を受けることを要す。認可は實に取引所役員員の就任上必要なる條件なり。之



れ蓋し取引所は經濟上必要な機關なると同時に亦多少の弊害を伴ひ易きを以て取引所の經濟上の職責を全くするが爲めには特に適當なる人物を必要とすべければなり。抑々取引所の役員は普通の商事會社に於ける重役と稍々其の趣を異にし取引所に關する知識經驗を有するものにして公正嚴格の人たることを要すべきは勿論、相當の信用、地位、名聲を有し業務經營の才を有する人に非ずんば到底取引所の經營を爲し且つ取引所の公共的機關たる職責を完全に盡すこと能はざるなり。國家が認可權を留保したる所以のものは實に其の選舉に係る役員の信用、財産、人格、聲望、地位、經驗、學識を調査し果して取引所の役員たるに適するや否やを認定せんと欲するに外ならず。役員にして適材を得ざらんか取引所に於ける弊害は之れより生じ若くは助成せられ取引所存在の價値を失ふに至るのみならず寧ろ有害となるに至るべし。取引所役員職責亦重大なりと謂ふべし。

一旦役員たる認可を與へたる後不正の手段に依りたることを發見したるとき又は役員たる法律上の資格を有せざる者を選擧し之を認可したる後に於て之を發見したるときは農商務大臣は之を解職することを得。又役員職責を受けたる後に於て役員たる法律上の資格を有せざるに至りたるときは役員は其職を失ふべきものとす。役員が取引員免許を受けたるとき又は他の取

引所の役員たる認可を受けたるとき（監査役は之を除く）は右と同様に役員は其職を失ふべきものとす。蓋し役員は公正嚴格たることを必要とするに拘らず取引員の營業を爲すと共に役員たる職務を行ふことは到底公正嚴格なることを期するを得ざればなり。又取引所の役員が他の取引所の役員を兼ねることは爲めに弊害を醸成するの虞あればなり。

### (乙) 役員職責

取引所は私法人なりと雖も一面に於て公共的機關たる性質を有するを以て、取引所役員職責も亦私法人の機關としての職務と公共的機關の經營者としての職務との二方面に分たれざるを得ず。私法上の機關としては理事長は外部に對して取引所を代表し、内部に對し取引所諸般の事務を總括す。理事は通例理事長を補佐し各分掌の事務を執行し又は諸般の事務を整理し理事長差支あるときは理事の一人は其の職務を代理執行す。理事長及理事は理事會を組織し重要な事項を議決す。理事會は通例理事長が必要と認めたるるとき又は理事の請求に因りて之を開き理事長之が議長と爲り多數決に依りて可否を決し、可否同數なるときは理事長の裁決に依るを例とす。又公共的機關の經營者としては取引所の役員は普通の營利會社の重役と異り單に自己の會社の利益を圖るを以て目的とせず取引所の經濟的官能を充分に發揮することに留意し取



引所をして公共的機關たるの實を擧ぐることを努めざるべからず。役員は公正嚴格にして相場  
の決定、證據金の納付、市場の閉鎖等に關し賣買者双方に對し公平なることを要し、役員は何人  
の名を以てするを問はず其取引所の賣買物件に付き取引所に於ける賣買取引を爲し又は其の委  
託を爲すことを得ざるなり(取引所法第十七條)。又法律は取引所の秩序維持の爲めに會員及取  
引員に對する懲戒權を取引所に附與するを以て取引所の役員は此の權限の行使に付公正嚴格を  
主とし情實に流れ偏頗に傾くべからず。取引所役員が行爲又は取引所が行爲にして法律命令に  
違反し又は公益を害し又は公衆の安寧に妨害あるときは主務官廳は役員を解職することを得。

## 第二 商議員會

取引所は其の所屬取引員(又は會員)をして賣買取引を爲さしむることを目的とす。從て法人と  
して活動する機關の外取引員(又は會員)と取引所との關係連絡を圓滑にする機關の存在すること  
は取引所業務の執行上極めて便宜なるべし。殊に株式會社組織の取引所に在りては賣買取引を爲  
す者と取引所の組織者とが異なるが故に、動もすれば兩者利害を異にする嫌なきに非ず。依て賣  
買取引其他之に關する特種の事項に付き賣買取引を爲す者をして取引所業務に參與せしめ自治的  
趣意を加味することは營利法人として共存共榮の途に適するのみならず、取引所の制度上より之

を云ふも誠に適切なる方策なりと謂ふべし。其の連絡機關は實に取引所法第十七條の二の規定に  
依る商議員會にして同條に「取引所は勅令の定むる所に依り商議員會を置き取引所に關する重要  
なる事項を付議すべし」と規定したる法意も亦茲に存するなるべし。

### (一) 商議員會の組織

商議員會は取引員(又は役員)たらざる會員)の互選する商議員と、役員)の互選する商議員との  
二種の商議員を以て組織す。而して取引員(又は役員)たらざる會員)の互選する商議員の數は  
取引員(又は役員)たらざる會員)の總數の十分の一を下ることを得ず。若し其の總數が百名を超  
ゆる場合には其の超過員數に付ては定款を以て別段の率を定むることを得。尙ほ取引員(又は  
役員)たらざる會員)の互選する商議員の數は役員)の互選する商議員の數を下ることを得ざるな  
り。又支所を設くる取引所又は營業の部類を數個に分つ取引所に在りては取引員(又は役員)た  
らざる會員)の互選する商議員は本支所及部類毎に之を互選すべきものとす。例へば東京株式取  
引所の定款に依れば(イ)本所役員)の互選する商議員は三人(ロ)一般取引員)の互選する商議員は  
七人(ハ)實物取引員)の互選する商議員は五人(ニ)國債取引員)の互選する商議員は四人にして、  
東京米穀商品取引所の定款に依れば(1)本所役員)の互選する商議員は三人、(2)第一部取引員)の互



選する商議員は六人、(3)第二部取引員の互選する商議員は四人、(4)第三部取引員の互選する商議員は四人なるが如し。而して商議員の選挙方法及任期に付ては各取引所定款の定むる處に依る。東京株式取引所の例に依れば商議員の選挙は隔年六月に之を行ひ、其の期日は二週間前に取引所之を指定し、單記無記名に依る投票を以て之を行ふものとす。投票は本人自ら之を行ふことを要し、會社に在りては取締役其の他の業務を執行する社員之を行ふことを要す。其の選挙の管理は取引所理事長之に當り、尙ほ選挙に關する疑義の生じたるときは取引所の理事長之を決す。投票の結果は得票数の順位に依り當選者を定め票数同じき者に付ては抽籤に依りて之を定む。尙當選者にして就任の承諾を得ざる場合は得数の順位に依り之を補充す。而して商議員の任期は之を二箇年とす。假令任期中辭任し又は任期満了したる場合と雖も新に選出したる商議員の就任する迄は尙ほ前の商議員は商議員の職務を行ふべきものとす。尙ほ死亡其他の事由に依り商議員に缺員を生じたるときは取引所は遅滞なく補缺選挙を行はざるべからざるなり。

### (二) 商議員の諮問事項

取引所が商議員會に諮問することを要する事項左の如し。

- (イ) 資本金、會員、取引員、商議員會又は賣買取引に關する定款の変更
- (ロ) 業務規定の変更
- (ハ) 會員又は取引員の加入又は處分
- (ニ) 市場の臨時開閉又は立會停止
- (ホ) 上場物件の銘柄の決定又は廢止
- (ヘ) 賣買取引の標準物の決定又は廢止
- (ト) 賣買手数料に關する事項
- (チ) 賣買證據金に關する事項
- (リ) 賣買取引の違約に關する事項
- (ヌ) 定款又は業務規程に於て特に定めたる事項

### (三) 商議員の議事

定款の定むる所に依り商議員中より選挙したる會長は會務を整理し會議の議長と爲る。會長事故あるときは副會長其の職務を代理す。而して商議員會の議事は議事に參與することを得る商議員の過半数が出席するに非ざれば之を開くことを得ざるなり。尤も諮問を要する事項中(ハ)



(ニ)(チ)及(リ)に掲ぐる事項にして臨時急施を要するものに付ては商議員の互選する總代の過半数及議長たる會長又は副會長の出席あるを以て足る。其の議事は出席者の過半数を以て之を決し、可否同數なるときは議長の決する處に依る。取引員(又は役員たらざる會員)の互選する商議員は其の屬する本支所及部類に關係なき事項に付ては議事に參與することを得ざるなり。

## 第二節 歐米の制度

○歐米の取引所は悉く會員組織にして取引所市場の事務は賣買取引を爲す者の自治に一任せらる。唯自治権を行ふ範圍に大小の差異あるのみ。即ち英米に於ては取引所に對し自由主義を採用し、大體に於て政府の干涉之れなきが故に取引所の最高執行機關は取引所市場の管理に關し絶大の權力を有す。之に反し歐洲大陸諸國に於ては概して取引所に對し干涉主義を採用し之を規律すべき法規を設け其の最高の監督は政府之を爲し法定の範圍内に於て各取引所に對し自治の權能を附與せり。

今左に歐米に於ける模範的取引所の役員制度に付き其の實例を示さん。

### 第一 倫敦株式取引所

倫敦株式取引所は會員組織の取引所なりと雖も取引所の建物は倫敦株式取引所と稱する株式會社の所有に屬す。而して建物を所有する株式會社の事務と取引所市場の管理事務とは全然別箇の機關に於て之を處理す。

(一)前者の事務は建物を所有する株式會社(倫敦株式取引所)の株主中より選出せられたる九名の支配人を以て組織する Board of Managers 其の處理の任に當る。而して其の事務の主なるものは會員及其使用人より一定の會費及入場料を徴收して株主に配當するに在り。元來此の株式會社の沿革は相當に古く其資本金も漸時増加せられ、將來必要の場合には何程にても拂込を爲さしむることを得れども、現在に於ては其の總株數二萬株、一株の拂込十三磅即ち資本金總額二十六萬磅なりと謂ふ。而して一人の所有株數を二百株以内に限定せり。一千八百七十六年以前に於ては此會社の株券は何人に對しても自由に賣買取渡することを得たりしが、可成會社の株主と取引所の會員とを同一ならしむるを至當なりとし、其の目的を達せんが爲めに千八百七十五年十二月三十一日以前の所有株主は之を除き其の後の株主は取引所會員たることを要し、又新に會員たらんとする者は必ず此會社の株券を所有することを必要とし、若し取引所の會員以外の者が此株を所有するに至りたる時は一年以内に會員に讓渡することを要すと定めたり。斯の如く本株式會社と



取引所の會員との關係連絡を圖りたりと雖も本株式會社は取引所市場の經營に關しては全然關係を有せざるものとす。

(一) 取引所市場の管理事務は總務委員會 (Committee for General Purpose) 其の處理の任に當る。總務委員會は毎年三月二十日會員中より之を選擧し其の委員の數を三十名とす。委員は更に委員中より委員長及副委員長を互選す。委員たるべき會員は選舉期日前五箇年間引續き會員たるものに限り、其の任期は一箇年とす。但し再選することを得。總務委員は毎週月曜日午後一時に例會を開き必要あるときは何時にても一時間前に豫告して臨時會を開くことを得。

總務委員會の日常の事務は會員の入會の許否、會員間の爭議の裁決、其の他一般取引所の整理及維持に關する事務なりと雖も、元來總務委員會は取引所市場の管理に關し其の權限大にして且つ廣く現行取引所規程と抵觸せざる範圍内に於ては取引の方法、條件等に關する規則の制定若くは改廢又は委員の選舉法、會員及其使用人の入場、退場及入場停止の處分に關する規則の制定若くは改廢を爲すことを得。尙ほ總務委員會は取引所の秩序を保持する爲めに必要なるときは會員に對し譴責、除名、營業停止等の處分を爲すことを得べし。委員會の爭議は委員七名以上の出席を以て定員數と爲すと雖も、會員の除名又は營業停止に關しては特別決議に依るを要し、出席者十

二名以上にして其の四分の三以上の同意あるに非ざれば之を爲すことを得ざるなり。

## 第二 巴里株式取引所

巴里株式取引所に於いては現今證券仲買人の數七十名に限定せられ、此等の仲買人相ひ集りて *Compagnie des Agents de change Paris* と稱する組合を組織せり。取引所の建物は官有なりと雖も其の動産は凡て此の仲買人組合の所有に屬す。而して當該組合の事務は理事長一名及理事八名より成る理事局 (*Chambre Syndicate*) 其の處理の任に當る。理事長及理事の任期は各一箇年にして毎年十二月仲買人組合總會に於て理事長は五年以上、理事は三年以上仲買人たりし者の中より無記名投票を以て之を選擧す。理事長は引續き五箇年、理事は三箇年間を限り再選せらるることを得。但し理事長は六年目の總會に於て出席員の四分の三以上の多數を以て當選したるときは更に五箇年の新期限を生ずるものとす。

理事局の權限の主要なるもの左の如し。

- 一、仲買人候補者を政府に推薦すること。
- 二、仲買人と資本主との合資契約を認否すること。
- 三、仲買人を譴責し若は一箇月を超えざる期間取引所に出入するを禁じ又は其の停職若くは免職



を主務大臣に申請すること。

四、仲買人の業務上同業者又は他人との間に起りたる争議を裁定すること。

五、仲買人組合を代表し且つ組合の爲め訴訟を爲すこと。

六、仲買人組合の共同金庫を管理すること。

七、仲買人を召喚し、諸帳簿の提出を命じ、必要な場合は豫防處分を命じ就中共同金庫に擔保の供託を命ずることを得ること。

八、仲買人の代務者の採用停止、免黜を宣告すること。

九、仲買人の手數料の率を定むること。

十、賣買違約の整理。

十一、佛國政府發行の公債を除き内外國の有價證券を取引所に於て賣買することを許否し又は之を停止若くは禁止すること。

### 第三 伯林取引所

取引所事務の管理は三十六名の理事之に當る。理事は商人組合役員中より九名、商人組合員中より二十七名選定せらる。而して伯林取引所は證券部と物産部とに分たるるを以て其の理事の選

定方法部屬等も亦其の部の異なるに依りて相違す。即ち證券部に於ては理事は二十名より成り内十五名は商人組合員中より殘餘の五名は同組合の役員中より之を選出す。又物産部に於ては理事は十六名より成り、内十二名は商人組合員中より殘餘の四名は同組合の役員中より之を選出す。理事の任期は各三箇年にして證券部理事は五名宛又は物産部理事は三名宛年々交代す。

理事の權限の主要なるもの左の如し。

一、取引所内部の秩序を維持し且つ商人組合の認可を得て取引整理規程を設くること。

二、取引所に關する法律及諸規則の勵行を監視すること。

三、取引所入場の權利を許容し又は拒否すること。

四、取引規則違背者を處罰すること。

五、公定相場を定め且つ之を公告すること。

六、取引所に於ける賣買の諸條件を決定すること等。

### 第四 紐育株式取引所

紐育株式取引所の事務は總務委員會其の處理の任に當る。而して總務委員會は四十名の總務委員、理事長及會計課長を以て之を組織す。尙ほ總務委員會の下に諸種の役員あり。



## (一) 總務委員 (Governing Committee)

總務委員は其の任期を四年とし、總務委員四十名を四組に分ち、毎年五月總會に於て十名宛即ち一組宛を改選す。而して總務委員會の議決は多數決に依るものとす。  
總務委員會の權限左の如し。

(イ) 同委員會の方法形式を制定すること。

(ロ) 總ての常置委員其の他の委員を任免すること。

(ハ) 此等の委員會に附託すべき總ての事項に付き管理權を有すること。

(ニ) 必要と認むるときは何時と雖も總ての役員及所員に對し精勤の誓約を爲さしむる權利あること。

(ホ) 取引所の規則違反の會員を處罰すること。

(ヘ) 其他取引所の管理に必要な一切の權力を有す。

## (二) 理事長 (President) 及副理事長

理事長は任期を一年とし、毎年總會に於て之を選舉す。取引所の事務を統理し、又總務委員會に於て其の議長たり。副理事長は任期を一箇年とし總務委員中より之を互選す。而して理事長の

不在中之に代るものとす。

## (三) 會計課長 (Treasurer)

會計課長は任期を一箇年とし毎年總會に於て之を選舉す。取引所一切の出納を司り同時に總務委員の資格を有す。

## (四) 市場長 (Chairman) 及副市場長 (Assistant Chairman)

市場長及副市場長は孰れも任期を一箇年とし市場長は總會に於て之を選舉し副市場長は整理委員にて會員中より之を任命す。而して其の職責は市場の秩序を保全し、賣買を圓滑ならしむるに在り。市場長及副市場長は何れも自から市場に於て賣買取引を爲すことを得ざるなり。

## (五) 常務委員 (Standing Committee)

毎年總會に於て役員の選舉を終りたるときは總務委員會は直ちに會員中より左に掲ぐる各種の常務委員を選定して各諸般の事務を分擔處理せしむ。

## (イ) 整理委員 (Committee of Arrangements) 七名

市場の秩序及會員の快樂に必要な規則の勵行及總務委員の任命に係らざる所員の員數、職務及俸給の決定を管掌し且つ市場全般の事務を處理す。



(ロ)入會審査委員 (Committee on Admission) 十五名

會員の新規加入及復會の申込を査定し並に會員席譲渡に關する事項を掌る。

(ハ)仲裁委員 (Arbitration Committee) 九名

會員間及會員と非會員間に起りたる取引上の紛議に付當事者の請求ありたるときは之を調査し裁定す。而して當該委員の裁定は終審なりとす。但し委員の一人が抗告を受理したるとき又は係争金額二千五百弗以上の事件にして當事者の一方が裁定後十日以内に總務委員に抗告したるときは更に總務委員會に於て審議して最終の裁定を爲し若は仲裁委員の再審を命じ又は其の係争を司法裁判所に移すことを得。

(ニ)手数料委員 (Committee on Commission) 五名

賣買手数料に關する規則の勵行を監視し其の違反を總務委員に報告す。

(ホ)規約委員 (Committee on Constitution) 五名

規約の制定改廢に關する件を調査審議し之を總務委員に報告す。

(ヘ)會計検査員 (Finance Committee) 七名

諸勘定の試算表及必要なる書類を検査し之に監査の證明を爲し、理事長に差出し且つ總務委員

に對し三箇月毎に出資の報告を爲す。

(ト)破産調査委員 (Committee on Insolvencies) 三名

入會審査委員中より互選せられ、會員中破産ありたるときは其の原因事情を審査す。

(チ)法律委員 (Law Committee) 五名

取引所の利害に關する法律上の事項を司る。

(リ)證券委員 (Committee on Securities) 五名

取引所に於て賣買取引せらるる株券及債券の受渡及支拂に關する紛議を裁定す。

(ヌ)交換所委員 (Committee on Clearing = House) 五名

取引所の證券及交換事務を處理し、交換せらるべき證券を指定する外交換所職員給料を決定す。

(ル)取引監視委員 (Committee on Business Conduct) 五名

相場の高低推移に注意して取引の内容を検し、客に對する勘定等に付會員の行爲を監視し、總務委員に報告す。

(ヲ)建株委員 (Committee on Stock = List) 五名



建株の申込を受理し調査の上總務委員に報告す。

## 第五章 取引所に於ける賣買取引

### 第一節 賣買取引の従事者

#### 第一款 我國の制度

我國の法制に依れば取引市場に出入して賣買取引を爲す者は特定の商人に限定せらる。即ち會員組織の取引所に於ては其の取引所の會員、株式會社組織の取引所に於ては其の取引所の取引員に非ざれば賣買取引を爲すことを得ざるなり。此の故に取引所の會員又は取引員に非ざる需要者若は供給者は必ず會員又は取引員に委託し其の人の手を経ざれば取引所市場に於て有價證券其他の物件を取引するを得ざるものとす。

#### 第一 會員又は取引員の要件

##### (甲) 會員の要件

會員たるが爲めには(イ)帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる會社たること(ロ)無能力者に

非ざること(ハ)復權せざる破産者又は家資分散者に非ざること(ニ)取引所法により除名せられ除名の日より五箇年を経過せざる者に非ざること(ホ)會員が法人たる場合に於ては(ア)合名會社、合資會社、又は株式合資會社に在りては其無限責任社員の全員が帝國臣民にして取引所法第十一條第二項及第三項に該當せざる者なること。(ハ)株式會社に在りては其の資本金の半額以上及議決權の過半数が帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる法人に屬し其の取締役其他の業務を執行する役員が帝國臣民にして取引所法第十一條第二項第三項に該當せざる者なることを必要とす。

以上の要件を具備する者は政府の免許を受けずして當該取引所定款の規定に従ひ會員と爲ることを得。會員と爲るが爲めには取引員の如く特に政府の免許を受くることを要せざるなり。不正の手段に依りて會員となり又は第十一條第一項第二項若しくは第四項に該當するものにして會員となりたるものあることを發見したるときは農商務大臣は之を除名し又第十一條第一項第二項又は第四項に該當するに至りたるときは其の取引所より脱退すべきものとす。

##### (乙) 取引員の要件

取引員たるが爲めには(イ)帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる會社たること(ロ)無能力者



に非ざること(ハ)復権せざる家資分散者及破産者に非ざること(ニ)取引所法に依り除名せられ除名の日より五箇年を経過せざる者に非ざること(ホ)懲役若は重禁錮一年以上の刑に處せられたる者又は刑法第二編第十六章乃至第十九章第二十三章第三十五章乃至第三十九章、舊刑法第二編第四章第一節乃至第五節第二百六十條乃至第二百六十二條第八章第九章第三節第三編第二章第一節第二節第三節第四節乃至第六節、通貨及證券模造取締法、明治三十八年法律第六十六號紙幣類似證券取締法印紙犯罪處罰法、商法第二百六十一條、明治二十三年法律第一百號、保險業法第九十八條の三若しくは本法第三十一條乃至第三十二條の五の規定に依り刑に處せられたる者にして刑の執行を終り又は其の執行の免除を得たる日より五箇年を経過せざる者に非ざること、(ヘ)取引員が法人たる場合に於ては(ア)合名會社、合資會社又は株式合資會社に在りては其の無限責任社員の一部が帝國臣民にして取引所法第十一條第二項第三項に該當せざる者なること(イ)株式會社に在りては其の資本金の半額以上及議決權の過半数が帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる法人に屬し其の取締役其の他の業務を執行する役員全員が帝國臣民にして取引所法第十一條第二項乃至第三項に該當せざる者なることを必要とす。右に該當する者と雖政府の免許を受くるに非ざれば取引員と爲ることを得ざるなり。而して取

引員の免許を受けんとする者は取引員營業免許申請書を作製し之に履歷書を添付し取引所を経由して農商務大臣に差出すべきものとす。取引所は右の願書に對し出願人の資産、商業、納税、身分及性行等に關する意見を添付して願書を農商務大臣に進達せざるべからず。農商務大臣は先づ法定の要件を具備するや否やを調査し取引所の添申を参照し取引所々在地の商業狀態及取引所の狀況等に鑑み出願人の信用、財産、性行等を精査したる後適當なりと認めたる者に對して取引員の免許を與ふ。農商務大臣が免許を與へたるときは免許狀は之を取引所に送付し、取引所は其の旨を本人に通知し、本人が免許料百圓に相當する収入印紙を貼用したる請書及び各取引所定款所定の身元保證金を差出したる後之を本人に交付す。而して右の請書は取引所より農商務大臣に差出すべきものとす。取引員が取引所より免許狀到達の通知を受け二週間に請書又は身元保證金を差出さざるときは免許は其の效力を失ふ。

一旦取引員の免許を受けたるものと雖も取引所法第十一條第一項、第三項又は第四項に該當するに至りたるときは(例へば仲買人が日本の國籍を喪失し若は強盜其の他法定の犯罪を犯したるが如き又は法人取引員の取締役が法定の犯罪を犯したるが如き場合之れなり)免許は當然其の效力を失ふものとす。又不正の手段に依りて取引員たるの免許を受けたる者又は取引所法第



十一條第一項、第三項若は第四項に該當するものにして免許を受けたる者あることを發見したるときは農商務大臣は之を除名し又は免許を取消すことを得。取引員の免許處分は人に重きを置くの行政處分たるのみならず取引員は専心其業務に従事すべきものなるを以て、一取引員にして他の取引所の取引員たる免許を受けたるときは前の免許は其効力を失ひ後の免許を受けたる取引所々屬の取引員と爲るべきものとす。

取引員が取引所の役員たる認可を受けたるときは取引員の免許は其の効力を失し取引所の役員として専心従事すべきものとす。蓋し取引所の役員は嚴正中立なるを要し取引所の賣買に關係を有すべきものに非ざればなり。

## 第二 會員又は取引員の責任

會員又は取引員は其の所屬取引所に於て自己又は他人の計算を以て賣買取引を爲すことを得。自己の計算を以てする賣買即ち自己賣買とは其の賣買に基く損益が自己に歸屬するものを謂ひ他人の計算を以てする賣買とは其の賣買に基く損益が他人に歸屬するものを謂ふ。換言すれば他人の委託に因らず自己が賣買者なる場合は即ち自己の計算を以てする賣買とす。自己の計算を以てする賣買即ち自己賣買は一名「自己」又は「手張」と稱す。自己賣買は會員又は取引員が所謂思惑即

ち將來に於ける相場の変動に因り差額を利せんとする意思に基くことあるべし、又委託を遂行するに相手方なき爲め已むを得ず其の遂行の範圍内に限り之を行ふことあるべし。

倫敦株式取引所に於ては會員中自己の賣買を爲す者と委託賣買を爲す者とを嚴然區別し之を兼營せしめず。又獨逸に於ては相場仲立人は委託賣買を本義とし委託執行に必要な範圍内に限り自己賣買を許せり。而して米國紐育株式取引所に於ける會員は我國の制度と形式上に於て全然同一なりとす。

他人の計算を以てする賣買即ち委託賣買は三面的關係を有す。取引所對取引員(會員)の關係、取引員(會員)對委託者の關係及委託者對取引所の關係即ち之れなり。

### (一) 取引所對取引員(會員)の關係

取引員(會員)又は取引所に對する關係に於ては自己の計算を以てすると他人の計算を以てするを問はず取引員(會員)は其の賣買取引に基く一切の責任を負擔し、委託賣買なる故を以て取引員(會員)は證據金の納入、受渡其他の責任を免るゝことを得ざるものとす。例へば取引所が取引員(會員)に對し追證據金の納入を命じたる場合に於て委託者即ち客が其の證據金を交附し居らざるの故を以て證據金納入の責任を免るゝことを得ず。取引員(會員)に於て所定の時間内に

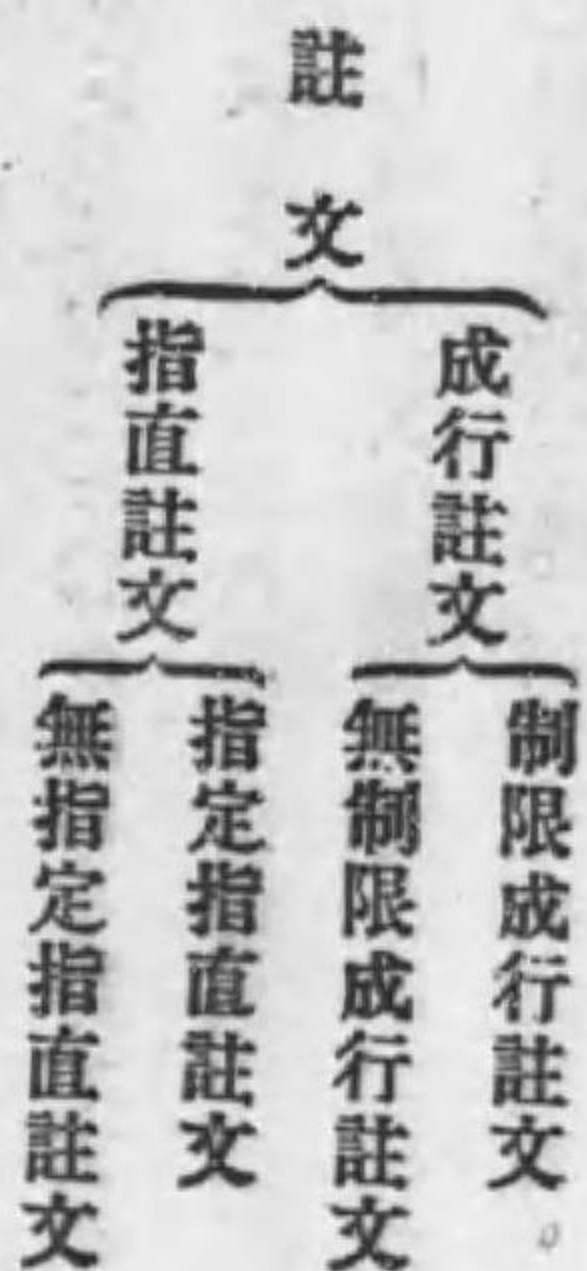


之を納入せざるべからず。若し之れを納入せざるときは取引員(會員)は違約處分に付せられ除名せらるるに至るべし。此の故に取引所に於ける賣買取引の當事者は取引員(會員)にして取引員(會員)と委託者との關係は唯單に背後の關係に過ぎざるなり。

(二) 取引員(會員)對委託者の關係

委託者即ち取引所に於ける賣買取引の註文者にして一般に之を客(又は客筋)と稱す。此の客と取引員(會員)との關係は一種の委託關係にして取引員(會員)は委託執行の義務を有す。客の發する註文の態様多々之ありと雖も大別して二種と爲すことを得。即ち成行註文及び指直註文之れなり。

更に之を細別するときは左表の如し。



成行註文とは賣買價格に制限を付せずして爲す賣買の註文を謂ふ。成行とは相場の成行の義に

して成行註文は其の賣買の調約の成行相場に一任するものなり。此の成行註文にも種々の細別ありて、例へば前場の寄付にて賣れどか若くは大引にて買へどか云ふが如き註文は賣買取引を爲すべき立會の時期を制限するものにして之を制限成行註文と稱すべきか。又之に反して賣買取引すべき立會の時期を制限せずして單に賣買を註文するときは其の註文を稱して無制限成行註文と謂ふ。

指直註文とは賣買價格に制限を付して爲す賣買の註文を謂ふ。賣買價格に制限を付する態様も亦例へば何圓何十錢以上賣り若くは何圓何十錢以下買ひと云ふ如く指定する場合あり、又何圓臺、何圓見當、何圓揃み賣り若くは買ひと云ふが如く指定する場合ありて一様ならず。此等の態様を綜合して更に二種に分類することを得。指定指直註文及無指定指直註文之れなり。前者は例へば當日中若くは明日日本場に於て指直を以て賣買すべきことを註文するが如き場合を謂ひ、後者は單に註文の日以後の前場若は後場に於て指直を以て賣買することを註文する場合を謂ふ。従て指定指直註文の場合に於ては其の指定の立會に於て指直の價格表現せざるときは其の註文は以後効力を失ふと雖も無指定指直註文の場合に於ては註文を取消す迄は効力を有するものなり。客と仲買人の間には左の商慣習行はる(大阪)。



(イ)凡そ仲買人は客筋より成行買買の委託を受くるときは数の多少に拘らず賣若は買共總て寄附又は大引の一定直段を以て調約すべく、特に賣買すべき場、節を指定せられたるときは其の指定せられたる場節の一定直段を以て調約すべし。

(ロ)指直註文に在りては指定指直註文なるときは其の指定の日時に於て又無指定指直註文なるときは日時如何を問はず其の指直が一定直段の範圍内に在る場合即ち賣指直が一定直段より低き場合又は買指直が一定直段より高き場合に於ては一定直段を以て調約すべし。而して賣指直以上の相場又は指直以下の相場が直段として相場付に發表せられたるときは其の指直註文は調約せられたるものと認むべし。

(ハ)指直と一定直段と同一なるときは指直委託の全部又は一部を調約することを得ざるべし。斯る場合には仲買人は遅滞なく委託者に其旨を通知すべきものとす。

(備考、昔時取引員を仲買人と稱し而して仲買人時代の商慣習なりしが故に名稱等其の儘を襲踏せり)

今受託契約の實例として左に東京株式取引所の現行受託契約準則を示さん。

受託契約準則

第一章 總則

第一條 東京株式取引所各營業部類ノ取引員カ爲ス賣買受託ハ特別ノ契約ナキ限り取引所定款、業務規程及本則ノ規定ニ據リ之ヲ處理スルモノトス

第二條 委託者カ他人ヲシテ賣買委託ニ關スル事項ヲ爲サシムルトキハ其ノ者ヲ委託者ノ代理人ト看做ス

第三條 委託者ハ諸通信ヲ接受スヘキ場所ヲ豫メ取引員ニ通知シ置クモノトス

委託者前項ノ場所ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク取引員ニ通知スルモノトス

第四條 取引員ヨリ委託者ニ對スル諸通信ハ前條ノ場所ニ之ヲ爲スモノトス但シ前條ノ通知ナキ場合ニハ其ノ營業所、住所又ハ居所ノ執レカ一ニ之ヲ爲スモノトス

賣買委託ノ關係ヨリ生スル金員又ハ物件ノ授受ハ取引員ノ營業所ニ於テ之ヲ爲スモノトス但シ取引員ノ都合上委託者ノ營業所、住所又ハ居所ニ付之ヲ爲スチ妨ケス

第五條 市場ニ於ケル賣買取引ノ委託者ニ對スル效力發生ノ時期ハ其ノ賣買取引成立ノ時トス

第六條 取引員賣買取引ノ委託ノ全部ヲ執行スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ一部ヲ執行スルコトヲ得

第七條 取引員委託ヲ受ケタル賣買成立シタルトキハ遲滞ナク之ヲ委託者ニ報告スヘシ

第八條 取引員ハ委託者ニ對シ賣買報告書、仕切書及委託證據金受領書ヲ交付スルモノトス

前項ノ書類ヲ交付セサルモノニ付テハ取引員其ノ責ニ任セス

第九條 賣買委託ニ關シ委託者ト取引員トノ間ニ於ケル往復書類ヲ滅失シ他ニ據ルヘキモノナキトキハ取引員ノ營業帳簿若クハ取引所ノ證明書ニ據リ決定スルモノトス書面ニ依ラサル場合ニシテ爭アルトキ亦同シ

第十條 電信ニ依ル委託註文ハ其ノ送達紙面ニ記載セラレタル文字ヲ以テ委託ノ條件ト看做ス

第二編 取引所制度論

取引所に於ける賣買取引



第十一條 委託者ヨリ取引員ニ爲シタル賣又ハ買ノ通知ニシテ其ノ内容不明ナルトキハ之カ分明ニ至ル迄ハ其ノ通知ハ效力ヲ發生セサルモノトス此ノ場合ニ於テ取引員ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ委託者ニ照會スヘシ  
前項ノ通知ノ内容明瞭ヲ缺ク場合ト雖モ取引員ニ於テ略了解シ得ヘキモノトシテ其ノ解釋ニ依リ處理シタルトキハ委託者ニ於テ之ニ對シ異議ヲ主張スルコトヲ得ス

第十二條 取引員カ賣買報告書、計算書其ノ他ニ於テ錯誤ニ依リ相違ヲ發見シタルトキハ之ヲ訂正スルモ委託者ニ於テ異議ヲ主張スルコトヲ得ス但シ因テ生シタル損害ハ取引員ニ於テ其ノ責任スルモノトス

第十三條 取引員カ受託關係上占有スル物件及賣買取引ノ計算上委託者ニ支拂フヘキ金員ハ受託關係上委託者ニ對シ有スル債權ノ擔保ト看做ス

第十四條 委託者カ取引員ニ對シ賣買委託關係ヨリ生スル委託證據金、受渡證券、受渡代金、繰延料、受渡差金、繰延差金、損金其ノ他ノ物件又ハ金員ノ交付ヲ怠ルトキハ取引員ハ法律上ノ手續ニ據ラス前條ニ掲ケタル物件ノ全部又ハ一部ヲ處分シ債務ノ辨濟ニ充當シ尙不足アルトキハ之ヲ委託者ニ請求スルコトヲ得

第十五條 委託者仕切損金ヲ支拂ハサル場合其ノ他取引員ニ於テ立替金ヲ爲シタル場合ニハ取引員ハ委託者ヨリ百圓ニ付金四圓ノ延滞日歩ヲ徴スルモノトス

第十六條 取引員ハ委託手数料ノ外通信費、現品運送費其ノ他必要ナル費用ヲ委託者ニ請求スルコトヲ得

第十七條 取引員又ハ委託者カ賣買委託ニ關シ定款、業務規程及本則ノ規定ニ違反シ相手方ヲシテ損害ヲ蒙ラシメタルトキハ之カ賠償ノ責任スルモノトス

第十八條 取引員又ハ委託者ハ相手方ノ承諾ヲ經ルニアラサレハ賣買委託ノ關係ヨリ生スル一切ノ權利ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス

第二章 長期取引

第十九條 取引員カ長期取引ニ付委託者ヨリ差入レシムル證據金ハ左ノ五種トス

- 一 委託本證據金
- 二 委託割増本證據金
- 三 委託追證據金
- 四 委託増證據金
- 五 委託豫納證據金

委託本證據金ハ新規賣買ノ委託ニ對シ之ヲ差入レシム

委託割増本證據金ハ取引員カ業務規程ニ依リ賣買割増本證據金ヲ納入スヘキ場合ニ於テ各銘柄毎ニ各限月ヲ通算シテ既ニ賣買成立シタル委託玉ノ對當數量ヲ相殺シタル殘玉カ豫メ取引員組合ニ於テ定メタル株數ヲ超過シタルトキ超過部分ニ對シ之ヲ差入レシム

委託追證據金ハ既ニ賣買成立シタル委託玉ノ約定値段ト其ノ後ノ各場ノ大引値段(大引値段ナキトキハ寄付値段)トヲ比較シ其ノ差損額カ委託玉ニ對シ提供シタル委託本證據金ノ四分ノ一以上ニ達スル毎ニ委託玉ニ對シ其ノ四分ノ一ニ當ル額ヲ差入レシム

委託増證據金ハ取引員カ業務規定ニ依リ賣買増證據金ヲ納入スヘキ場合ニ於テ既ニ賣買成立シタル委託玉又ハ新規賣買ノ委託ニ對シ之ヲ差入レシム

委託豫納證據金ハ取引員カ業務規程ニ依リ賣買豫納證據金ヲ納入スヘキ場合ニ於テ新規賣買ノ委託ニ對シ之ヲ差入レシム



委託追証據金及増証據金ノ各半額ハ現金トス  
前項ノ場合ニ於テ委託者ハ前ニ差入レアル代用有價證券ノ價格ニ殘存額アルノ故ナ以テ其ノ現金ノ差入額ヲ減少スルコトヲ得ス

委託追証據金ノ額ハ取引員組合ノ定ムル所ニ依ル

第二十條 委託者ノ提供シタル委託追証據金及代用有價證券ハ委託者ノ全部ニ對シテ一括シテ之ニ充當スルモノトス

第二十一條 委託追証據金代用有價證券ハ取引員ニ於テ適宜之ヲ自己又ハ他人ノ名義ニ書換フコトヲ得

委託追証據金代用有價證券ヲ委託者ニ返戻スルトキニ於テハ記番號、券面及名義ニ拘ハラズ同種類ノモノヲ以テ之ニ換フルコトヲ得

第二十二條 委託者取引員組合ニ於テ定メタル有價證券以外ノ證券又ハ物件ヲ以テ委託追証據金ノ代用ト爲シタル場合ニ於テ取引員ノ請求アリタルトキハ直ニ現金又ハ所定ノ證券ト引換フルコトヲ要ス委託追証據金ノ代用有價證券カ委任狀ノ不備其ノ他ノ理由ニ依リ名義書換ニ支障アルトキ亦同シ

第二十三條 取引員ノ受領シタル委託追証據金若ハ代用有價證券ノ代用價格カ諸種ノ委託追証據金トシテ受領スヘキ金額ヲ超過シタルモノアルトキハ其ノ額ハ豫備金トシテ之ヲ預リ置クモノトス

第二十四條 委託者カ受渡證券、受渡代金、委託追証據金又ハ代用有價證券ノ廢止若ハ代用價格ノ引下ニ因ル委託追証據金ノ不足額ヲ左ニ掲ケル時限ニ提供セサルトキハ取引員ハ委託者ノ承諾ヲ經スシテ任意ニ其ノ委託ニ係ル實買ノ全部又ハ一部ヲ結了スルコトヲ得

一 受渡證券又ハ受渡代金

受渡日ノ前々日ノ正午迄但シ受渡日ノ前日又ハ前々日カ休業日ナルトキハ順次之ヲ繰上ク

二 委託本証據金

實買カ當日市場ニ於テ成立シタルトキハ翌日正午迄後場ニ於テ成立シタルトキハ翌日午後三時迄

三 委託割増本証據金

取引員カ取引所ニ實買割増本証據金ヲ納入スヘキ時限ノ二十四時間前

四 委託追証據金

提供スヘキ事由カ當日市場ニ於テ發生シタルトキハ翌日正午迄後場ニ於テ發生シタルトキハ翌日午後三時迄但シ一時ニ一回以上ノ提供ヲ爲スヘキトキハ當日市場ニ於ケル分ハ翌日午前八時迄後場ニ於ケル分ハ翌日正午迄

五 委託増証據金

取引員カ取引所ニ實買増証據金ヲ納入スヘキ時限ノ二十四時間前

六 委託追証據金代用有價證券ノ廢止又ハ代用價格ノ引下ニ因ル不足額

取引所カ其ノ廢止又ハ引下ヲ市場ニ揭示シタル日ノ翌々日ノ午前八時迄  
遺隔ノ地ニ在ル委託者ニシテ前項ノ時限ニ依ルコト不可能ナル場合ニ於テハ取引員ハ差入最終時限ヲ相當延長スルモノトス

委託者カ仕切損金ノ發生後二日間ヲ經過スルモ其ノ支拂ヲ爲ササルトキハ取引員ハ前項ノ委託追証據金不足額ノ算定ニ當リ其ノ未拂損金ヲ委託追証據金中ヨリ控除スルコトヲ得

取引員第一項ニ依リ實買取引ヲ結了シタルトキハ滞滯ナク之ヲ委託者ニ報告スヘシ

第二十五條 轉賣買戻ニ因リ仕切ラルヘキ委託者ノ建玉ニ以上アルトキハ特ニ指定ナキ限り利益落ノ方法ニ依リ之ヲ處理スルモノトス

第二編 取引所制度論

取引所に於ける實買取引



第二十六條 受渡物件ハ取引員取引所ヨリ交付ヲ受ケタル後之ヲ委託者ニ交付スルモノトス

取引所カ株券ノ分割等ノ爲メ取引員ニ對スル受渡物件ノ交付ヲ遲延シタル場合ニ於テ委託者カ損害ヲ蒙ルコトアレバ取引員ハ其ノ責ニ任セサルモノトス

第二十七條 委託者取引員ヨリ記名證券ヲ受取リタルトキハ遲滞ナク名義書換ヲ爲スヘシ

前項手續ノ懈怠ニ因リ取引員カ該證券ニ對スル配當金ヲ受ケタルトキハ諸稅等ニ充當スル爲メ百分ノ二十五ヲ控除シタル額ヲ請求人ニ交付スルモノトス

第二十八條 受渡ニ當リ其ノ證券若クハ委任狀ノ分割ヲ要スルトキハ取引員ニ於テ委託者ノ爲メ其ノ證券ヲ委託者若クハ委託者ノ指定スル名義ニ書換ノ手續ヲ爲スモノトス但シ分割ニ要スル諸費用ハ取引員之ヲ支辨シ名義書換手数料ハ委託者ノ負擔トス

前項ノ場合ニ於テハ取引員ハ委託者ニ對シ假ニ物件ノ預證ヲ交付スルモノトス

第二十九條 實買委託ニ關スル計算殘金ノ支拂及委託證據金並代用有價證券ノ返戻ハ取引了後二日ヲ經タル後委託者ノ請求ニ依リ之ヲ爲スモノトス

第三十條 實買委託ニ關シ取引員カ委託者ヨリ受入レタル現金又ハ仕切殘金ニ對シテハ利息ヲ支拂ハス

第三章 短期取引

第三十一條 取引員カ短期取引ニ付委託者ヨリ差入レシムル證據金ハ左ノ四種トス

- 一 委託本證據金
- 二 委託割増本證據金
- 三 委託増證據金

四 委託豫納證據金

委託割増本證據金ハ委託者ノ繰延玉ノ各餘額毎ニ對當數量ヲ相殺シタル繰延玉カ豫メ取引員組合ニ於テ定メタル株數ヲ超過シタル場合其ノ超過部分ニ對シ之ヲ差入レシム

第三十二條 委託者カ委託證據金、繰延料、第三十八條第一項ノ受渡差金並繰延差金、同條第二項及第三項ノ差金又ハ代用有價證券ノ廢止若ハ代用價格ノ引下ニ因リ委託證據金ノ不足額ヲ左ニ掲クル時限ニ提供セサルトキハ取引員ハ委託者ノ承諾ヲ經スシテ任意ニ其ノ委託ニ係ル實買取引ノ全部又ハ一部ヲ結了スルコトヲ得

一 委託本證據金

實買カ當日ノ前場ニ於テ成立シタルトキハ當日正午迄後場ニ於テ成立シタルトキハ當日午後三時迄

二 委託割増本證據金

當日前場又ハ後場終了後一時間以内

三 委託増證據金

取引員カ取引所ニ實買増證據金ヲ納入スヘキ時限ノ十二時間前

四 繰延料、第三十八條第一項ノ受渡差金並繰延差金及同條第三項ノ差金

當日前場終了後一時間以内

五 第三十八條第二項ノ差金

後場終了後二時間以内

六 委託證據金代用有價證券ノ廢止又ハ代用價格ノ引下ニ因リ不足額

取引所カ其ノ廢止又ハ引下ヲ市場ニ揭示シタル日ノ翌日ノ午前八時迄

第二編 取引所制度論 取引所に於ける實買取引



第三十三條 委託ニ依ル賣付買付ハ特ニ申出ナキ限り反對玉ヲ決済スル爲ニ爲シタルモノト看做シ之ヲ處理スルモノトス  
前項ノ決済ニ付テハ先ツ新規買付ヲ相殺シ其残玉アルトキハ繰延玉ヲ相殺スルモノトス  
相殺ノ順位ハ日時ノ古キモノニ依ル

第三十四條 委託者カ指値注文ヲ爲シタル場合市場ニ於テ其ノ指値ノ賣買成立シタルトキト雖モ委託ノ全部又ハ一部ノ賣買取引ヲ執行スルコト能ハサルトキハ委託者ニ於テ異議ヲ主張スルコトヲ得サルモノトス

第三十五條 委託者一時ニ巨額ノ新規買付ヲ爲ス場合ニ於テ取引員ノ請求アリタルトキハ受渡ヲ爲スヤ否ヤナ委託ト同時ニ申出ツルコトヲ要ス

委託者繰延玉ニ付受渡ヲ爲サントスルトキハ受渡日ノ前日正午迄ニ其ノ旨ヲ申出ツルコトヲ要ス  
委託者受渡ヲ爲サントスルトキハ受渡日ノ午前十一時迄ニ受渡代金又ハ物件ヲ提供スヘシ

委託者カ前項ノ時限又ハ特約シタル時限迄ニ受渡代金又ハ物件ヲ提供セサルトキ又ハ反對賣買ノ申出ヲ爲ササルトキハ繰延ヲ委託セラレタルモノトシテ委託ニ係ル賣買取引ヲ繰延フルコトヲ得

第三十六條 委託者ノ繰延玉ニシテ決済完了日前日午後三時迄ニ受渡又ハ反對賣買ノ申出ナキトキハ取引員ハ委託者ノ承諾ヲ經シテ任意ニ其ノ委託ニ係ル賣買ノ全部又ハ一部ヲ終了スルコトヲ得

第三十七條 委託者ハ繰延玉ニ付取引員ニ對シ取引所ノ定メタル繰延料ヲ支拂フヘシ

第三十八條 委託者ハ其ノ新規買付ニ付取引員ニ對シ約定指値ト當日ノ受渡標準指値トノ差金(受渡差金)及其ノ繰延玉ニ付前日ノ受渡標準指値ト當日ノ受渡標準指値トノ差金(繰延差金)ヲ授受スルモノトス

取引所ニ於テ臨時ニ差金計算ノ標準指値ヲ定メタルトキハ委託者ハ既ニ成立シタル新規買付及繰延玉ニ付差金ノ授受ヲ爲スモノトス

前項ノ標準指値ニ付テハ第一項ノ規定ヲ準用ス

第三十九條 短期取引ニ付テハ本條ニ別段ノ定メアル場合ヲ除ク外長期取引ニ關スル規定ヲ準用ス

第四章 實物取引

第四十條 取引員ハ實物取引ニ付委託者ヨリ委託本證據金、委託割増本證據金、委託増證據金又ハ委託豫納證據金ヲ差入レシムルコトヲ得

前項ノ委託證據金ニ付テハ隨時取引員組合ニ於テ定ムルモノノ外短期取引ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十一條 委託者ハ受渡證券又ハ受渡代金ヲ受渡日ノ前日若ハ特約シタル時限迄ニ提供スルコトヲ要ス但シ買委託ノ場合ニ於テハ委託者ハ受渡期日前ト雖モ取引員カ賣方ヨリ受渡ノ請求ヲ受ケタルトキハ受渡代金ヲ提供スヘキモノトス

第四十二條 委託者受渡ヲ履行セサルトキ又ハ前條但書ノ場合ニ於テ取引員ノ指定シタル時限迄ニ受渡代金ヲ提供セサルトキハ取引員ハ委託者ノ承諾ヲ經シテ任意ニ其ノ委託ニ係ル賣買ノ全部又ハ一部ヲ終了スルコトヲ得

第四十三條 實物取引ニ付テハ本章ニ別段ノ定メアル場合ヲ除ク外長期取引及短期取引ニ關スル規定ヲ準用ス

(三) 委託者對取引所の關係

取引所市場に於ける賣買取引の當事者は取引員(又は會員)にして取引所に對する關係に於ては取引員(又は會員)が一切の責任を負担し委託の關係は唯背後に存する關係に過ぎざるなり。此の故に直接に委託者との關係なし唯間接の關係とも稱すべきは曾て制定せられたる農商務省令第三十三號の規定の如き之れなり。同省令の規定に依れば取引所は賣買取引の契約成立の都度



其の成立の證明書を仲買人に交付し仲買人をして更に委託者に交付せしむることと爲せり。現在に於ては同省令も廢止せられ其他直接にも又間接にも委託者と取引所との關係を規定したる法令なし。

### 第三 取引員(又は會員)の種別

取引員(又は會員)も亦其の取扱ふ賣買物件の種類、經營の組織及方針等の區別の標準として種々に之を分類することを得。

#### (一) 賣買物件を標準とする取引員(又は會員)の種別

米穀其他の商品に付ては多くは標準物に依りて賣買取引を爲し銘柄に依りて之を爲さざるが故に其の取扱ふ賣買物件としては單一なし。従て商品を取扱ふ取引員(又は會員)に付ては賣買物件を標準とする種別之れなし。例へば肥後米を専門に取扱ふ取引員、新潟米専門の取引員乃至本石米専門の取引員等の如き種別は實際上之れなし。之に反して有價證券に在りては其種類及銘柄極めて多きが故に實際上種々の種別あり。先づ歐米諸國の取引所の實例を見るに、特種證券の賣買取引を専門に取扱ふことを標榜する取引員尠ならずと雖も、我國の實情に於ては斯く迄専門的に取引店を經營する程株式界の發達し居らざるを遺憾とす。尤も東京株式取引所及

大阪株式取引所に於て投機株に非ざる特種の株券の取引を専門とする二、三の取引員之れなきに非ざるなり。斯の如き種別は暫く之を措き、我國の有價證券取引所に在りては通例左の三種の取引員あり。

#### (イ) 一般取引員

#### (ロ) 實物取引員

#### (ハ) 國債取引員

一般取引員は清算取引の目的物たる株式の賣買取引を爲し、實物取引員は實物取引の目的物たる株式の賣買取引を爲し、國債取引員は國債地方債社債及外國國債等債券の賣買取引を爲すものとす。而して清算取引の目的物と實物取引の目的物とは多少共通するもの之れあるべしと雖も、兩取引の性質上其の種類及範圍を異にするを通例とす。

#### (二) 經營の組織を標準とする取引員(又は會員)の種別

經營の組織上より取引員(又は會員)を分類するときは左の三種に之を分類することを得。

#### (イ) 名實共に實權を有する取引員(又は會員)

取引員店の經營上資本金も他人の出資に待たず自己の資本金を以て自から經營する所謂名實共



に實權を有する取引員は此種の取引員なり。此種の取引員は我國の實情に於ては其の數比較的尠なかるべし。

(ロ)一部の資本を他に仰ぐ取引員(又は會員)

資本の一部を他人の出資に待ち殘餘の資本と經營上の勞力とを自己が出捐する取引員なり。其の他人との關係は或は匿名組合の契約に依るものあり或は單純なる債權債務の契約に依るものありて其の形式一ならず。

(ハ)資本は全部之を他に仰ぎ自己は經營上の勞力を提供する取引員(又は會員)

所謂手先取引員と稱するは此種に屬す。此種の取引員を生ずる社會上の實情を按ずるに、永年有力なる取引店に勤績せるか其他取引所の賣買取引に關係し斯界の經驗に於て申分なき者が其の手腕、信用等相當に具備する場合に於て其の主人が出資して取引員たらしむることもあるべし。又大手筋たる資産家が出資することもあるべし。其の他種々なる事情に基き其の取引員の經驗及人物を信用して資産家が出資する場合蓋し尠なからざるべし。其の資本主と取引員との契約に至りては固より多種多様なるべしと雖も、此種の取引員に對しては通例資本主の干涉の大なるものあるべきは蓋し當然の義なるべし。

(三) 經營の方針を標準とする取引員(又は會員)の種別

我國の法制に依れば取引員は自己賣買及委託賣買兩者を兼ね行ふことを得べしと雖も、營業上孰れを主とするかを標準として取引員を類別するときは之を三種に分つことを得。

(イ)自己賣買を主とする取引員

他人の委託に依る賣買は多く之を爲さず主として自己の思惑に依る賣買を爲す取引員を謂ふ。自己賣買に二種あり。投機的自己賣買及投資的自己賣買之れなり。投機的自己賣買とは全然自己の思惑に依り時の關係に於ける相場の変動に因る差額を利得せんとする賣買にして時に或は大規模の投機として表現することあり。現謂大手筋とするは此種の取引員を謂ふ。投資的自己賣買とは所謂翰取にして當限の相場と先物の相場との開きを利用し當限を買て先物を賣り又現物を買て定期に繋ぐ方法に依りて差額を利得せんとする極めて堅實なる賣買なり。而して此種の取引員には比較的資力の大なるもの多し。

(ロ)委託賣買を主とする取引員

自己賣買は大體に於て之を爲さず主として客の注文に依る賣買のみを取扱ふ取引員を謂ふ。委託を受けたる賣買は必ず取引所に於て賣付、買付又は受渡を爲さざるべからず。之を爲さずし



て爲したると同一又は類似の計算を以て委託者に對し其の決済を爲すことを得ざるなり。之に違反する者は所謂吞行爲を爲す者にして取引所法第二十五條第二項の制裁を受くべし。而して其の委託に係る建玉は取引所に對する關係に於ては所謂小口落に依りて相殺せられ、取引所に對する計算と客に對する計算を異にするは取引界永年の慣習たり。其の可否及政策の沿革等に付ては第三篇に於て論述することあるべし。

此の所謂客受主義を方針とする取引員は其の經營に於て堅實なるのみならず客の信用も亦厚かるべき道理なり。然りと雖も客の選擇を誤るか又は客が不測の失敗を招きたるときは直ちに損害を招き委託客一般に對し波動を與ふることあるを以て此種の取引員は經營上常に此點に付注意を怠らざるなり。

#### (ハ)自己賣買及委託賣買を兼ね行ふ取引員

倫敦の株式取引所に在りては自己賣買を爲す會員と委託賣買を爲す會員とは嚴然之を區別せり而して紐育株式取引所に在りては制度上兩者を兼ね行ふことを得れども、實際上に於ては大體自己賣買を爲す會員と委託賣買を爲す會員とに分たれ居ると謂ふ。我國の制度は形式上紐育株式取引所の制度を採用したるが如き觀あるも、實際上に於ては紐育株式取引所と反對に兩者の

賣買を兼ね行ふ取引員極めて多き實情なり。

#### 第四 取引員(又は會員)の數の制限

取引員(又は會員)は玉石の混淆を避け其の向上を期すると同時に亦同業者間の無益の競争を避くるが爲めに取引所の定款を以て取引員(又は會員)の數を制限することを得(取引所法第十五條の二)。歐米取引所の例に徴するも其の類例尠ならず。我國に於ては現に東京株式取引所に在りては一般取引員を八十一人、實物取引員を二百人、國債取引員を五十人、又東京米穀商品取引所に在りては第一部(米)取引員を六十八、第二部(蠶絲、綿絲、棉花、木綿)取引員を五十人、第三部(雜穀、鹽、肥料)取引員を五十人に限定せり。

#### 第五 取引員組合

取引員は其の全員を以て取引員組合を組織せざるべからず。新に取引員たらんとする者は豫め組合加入の承認を求め免許を受けたるときは直ちに組合に加入することを要すとは各取引所業務規程の等しく明定する所なり。而して該組合の目的とする處は營業上の秩序を保ち且つ組合員相互の和親を謀り斯業の改良發達を企圖するに在り。

取引員組合は組合委員を選擧し組合委員は委員會を組織し委員中より委員長及副委員長を選擧



す。日常の事務は委員長及副委員長に於て之を行ひ、重大なる事項は組合總會に於て之を議決すべきものとす。而して組合事務の主なるものは組合規約の施行、規約違反者の處分、取引員の風紀取締、市場整理、代理人及店員の取締、委託手数料及委託證據金、取引員の使用帳簿、取引所の諮問等に關する事項にして就中組合規約の制定又は變更、規約違反者の處分、委託證據金及其の代用有價證券の種類並に代用價格の決定又は變更に付ては取引所の承認を受けざるべからざるなり。

## 第二款 歐米の制度

### 第一 歐洲諸國の制度

#### (一) 獨逸

(甲) 賣買者の資格

法律上取引所に入場し賣買することを得ざる者左の如し。

(イ) 婦女

(ロ) 公權を有せざる者

(ハ) 裁判上の命令に依り自己の財産處分に付き制限を受けたる者

(ニ) 詐欺破産の判決を受け其の判決が確定したる者

(ホ) 單純破産の判決を受け其の判決が確定したる者

(ヘ) 支拂不能の状態に在る者

(ト) 名譽裁判所の確定判決又は即時に効力を生ずべきことを宣言したる判決に依り取引所入場禁止の言渡を受けたる者

右(ロ)及(ハ)の場合に於ては其の排除原因の除却せられたる後、(ホ)の場合に於ては刑の完了、時効に因る消滅若くは赦免後六箇月を経るに非ざれば新に取引所の入場を許可し又は入場の禁止を解くことを得ず。(ホ)及(ヘ)の場合に於ては取引所理事が辨濟、免除若くは支拂猶豫に依りて總債權者に對し債務關係を整理したる證明を容認するに非ざれば新に取引所の入場を許可し又は入場の禁止を解くことを得ず。二度以上支拂不能に陥り又は破産の宣告を受けたるものは少くとも一箇年間は取引所の入場を許可し又は入場の禁止を解くことを得ず。又(ニ)の場合に於ては永久に取引所の入場を許可し又は入場の禁止を解くことを得ざるなり。

各取引所の定款に於ては右説明したる法律上の排除原因の外尙は取引所入場權を一時又は永久



に喪失する事由を規定し法律の定むる入場権喪失の期間を延長し又は入場権の行使に条件を付することを得。

特別の場合に於ては各州の政府は取引所機關の申立に因り取引所の入場禁止に關する法律規定の例外を設けることを得べし。

(乙)入場手續

伯林の取引所に於ては取引所理事より入場券を受くるに非ざれば取引所に入場して賣買取引を爲すことを得ず。此の入場券を交付するが爲めには特別の手續を必要とす而して取引所入場の許可を受けんとする者は書面を以て取引所理事に申込み二箇年以上滞りなく伯林取引所内に入場を許可せられたる者三名の保證を必要とす。次に理事は其申請を充分に調査するが爲めに所謂許可申請調査委員會(理事支分會)に之を附議す。而して其の入場許可の申請は保證人の名稱と共に七日間取引所揭示場に之を公示す。保證人は書面を以て申請人が入場を許可する價値を有し且つ同業者間の尊敬を受くるに足る者なることを證明せざるべからざるなり。若し入場許可の申請人が保證人の證明せるが如く入場を許可するの價値あり、且同業者の尊敬を受くるものなるときは保證人は申請者の財産状態又は德義上の事項に對し何等保證の責任を負担せず

と雖も、保證後三箇年以内に申請者が取引所理事會又は名譽裁判所の判決に依りて三箇月以上取引所の入場を禁止せられたるときは取引所理事は保證人が保證を爲したる當時申請者が入場を許可するの價値を有せず、且つ同業者間の尊敬を受くるに足らざるものなることを知りたるや否や若し知ることを得べかりしや否やを調査し、若し保證人が故意又は過失に因りて保證したるものなるときは其保證人に對しては將來一時又は永久に保證人たるの權利を剝奪し以て之を取引所揭示場に公示す。次に取引所入場の申請者が商店の所有者、合名會社の社員、株式會社の役員、合資會社の無限責任社員、有限責任會社の業務執行者又は上記記載の商店又は支配人又は伯林の組合登記簿に登記せられたる組合の理事にして登記を受けたる者なるときは之が入場の申請を拒否することを得ざるなり。此以外の者の申請に付ては取引所理事は所謂許可申請調査委員會の意見を聞き自由なる判断を以て其の拒否を決することを得。若し取引所入場許可の申請が拒否せられたるときは其の拒否後六箇月間は再び許可の申請を爲すことを得ざるなり。入場許可の申請にして許可せられたるときは取引所理事は其の申請者に對し入場券を交付す。而して當該入場券は券面記載の名宛人に限り効力を有するものとす。

(丙)取引所入場者の種類



一般の會員が總て取引所に入出して賣買取引を爲すことは蓋し不可能の事に屬す。實際取引所に入出して賣買取引を爲す會員に三種の別あり。相場仲立人、普通仲立人及び銀行家之れなり。

(イ) 相場仲立人 (Kursmakler)

相場仲立人は一面に於ては取引所に於ける商品又は有價證券の賣買取引の媒介を業とする商人にして一面に於ては各州政府の官吏なり。相場仲立人は各州政府に於て之を任免し、任免する際には仲立人組合の意見を聞くことを要す。而して相場仲立人が就職するには其の以前に職務を忠實に履行すべき旨を宣誓せざるべからざるなり。

相場仲立人は左に掲ぐる特別の權利義務を有す。

- (1) 相場仲立人は相場仲立人として其の業務を執行する間は當該商品又は有價證券に關する取引所の賣買取引の媒介を營業として爲すことを要す。
- (2) 相場仲立人は仲立營業の外他の營業を爲すことを得ず。又合資會社の社員となり若は匿名組合員と爲りて他の營業に關與することを得ず。又他の商人の支配人若くは商業使用人と爲ることを得ざるなり。尤も各州政府は之が例外を認むることを得。
- (3) 宣誓したる商事仲立人は自己の計算を以て商取引を締結し且つ其媒介したる取引の履行

に付自から其の責に任ずることを得ざるに反し、相場仲立人に對しては公定相場の決定に關與する營業上自己の受けたる委託を執行するに必要な限度に於ては自己の計算を以て若は自己の名に於て賣買取引を締結し又は媒介したる取引に對し保證の引受擔保の供與等に依り保證を爲すことを許されたり。此の故に相場仲立人に對しては委託の一部に付き契約の相手方を求むること能はざる場合に於ては此の一部に付きては自己の計算を以て引受くることを得る權能を認めたり。

- (4) 相場仲立人は各取引所に於て定めたる規定に従ひ取引所相場の公定に關與せざるべからず。

(ロ) 普通仲買人

相場仲立人は委託に因る賣買を爲し且つ賣買の履行に付自ら責任を負はざるを以て本則と爲す。然りと雖普通仲買人は委託賣買を爲すのみならず自ら賣買の相手となり又委託者の特別の指圖なき限りは自己の名に於て賣買取引を爲し其の取引に付自ら責任を負ふものなり。

(ハ) 銀行家

銀行家と謂ふは銀行業者のみならず取引所に於ける繰延取引等を運用して銀行的利益を收むる



者をも包含す。歐洲大陸に於ては委託賣買の業務は多く銀行に於て之を執行し銀行は自ら取引所に代表者を入場せしめ取引を爲さしむ。又仲買人の後援機關として仲買銀行なるものあり仲買人の擔保付委託に因り自から取引の名義人と爲るものなり。仲買人銀行は畢竟取引を擔保する任務を有する銀行と稱して不可なかるべし。

## (二) 佛國

佛國に在りては有價證券仲買人と商品仲買人とに依りて法律上の取扱を異にす。

### (甲) 有價證券仲買人

有價證券仲買人 (Agents de change アジヤント、デ、ユシヤンジ) の數は政府に於て之を制限す。即ち巴里株式取引所に在りては七十名、里昂株式取引所に在りては二十七名、ボルドー株式取引所及マルセユ株式取引所に在りては十名、ツールヌ株式取引所に在りては八名、リール株式取引所に在りては六名とす。

有價證券仲買人は佛國商法第七十六條の規定に依り公證券 (國債證券、地方債證券、公立會社の株券の類)、其他相場表に記載せらるゝ各種の證券を賣買し又他人の計算に於て手形其他商業證券の取引を爲し其の相場を確定するの特權を有す。其外金屬の取引及仲立を爲し之が相場を

公定するの特權をも有す。而して有價證券仲買人は他人の委託に因る賣買取引に限り之を爲すことを得。自己の計算に於ける賣買取引を爲すことを得ざるなり。尙ほ有價證券仲買人の性質上他の商業を爲すことを禁止せらる。

有價證券仲買人の資格に關する法律上の規定に依れば (イ) 佛國臣民に非ざるもの (ロ) 滿二十五歳に達せざるもの (ハ) 公債私權を有せざるもの又は兵役の義務を盡さざるものは有價證券仲買人たることを得ざるものなり。有價證券仲買人は自己の代りに其の承繼人を推薦し得るの權利を有す、此の推薦權の附與に依りて始めて仲買人は事實上其の地位を讓渡することを得るなり。尤も其の讓渡契約は「理事局」の同意を得且つ大藏大臣の認可を受けざるべからず。仲買人は就職別に於て身元保證金 (巴里に於ては一千八百六十二年以來二十五萬法、里昂に於ては四萬法、ボルドー及マルセユに於ては三萬法、ツールヌ及リールに於ては一萬二千法) を提供し且つ商事裁判所に於て其職務を誠實に履行すべき旨を宣誓することを要す。而して各取引所に於ける仲買人は仲買人組合を構成せり。

### (乙) 商品仲買人

商品仲買人の營業は一千八百六十六年六月十八日の法律に依り自由營業と爲れり。商品仲買人



は委託に因る賣買取引のみならず自己の計算に於ても亦賣買取引を爲すことを得。各商品仲買人は破産財産を委付したるもの又は佛國市民権を有せざるものに非ざる限りは(イ)市長の品行證明書(ロ)商事裁判官の選舉を有する商人五名に依り證明せられたる職業上の能力證明(ハ)登録税の拂込を完了したる證明あるときは申立に依り登録料を支拂ひて所管商業裁判所の登記簿に登記を受くることを得。登録を受けたる商品仲買人は登録の日より八日以内に商業裁判所に於て職務を誠實に執行すべきことを宣誓するを要す。而して此の宣誓したる商品仲買人(Corn-tiers Assermentes)は獨り商品相場の公定に参加し公の競賣買を爲すことを得。商品仲買人が各取引所に於て仲買人組合を構成し且つ理事局の監督權及處罰權の下に立つことは有價證券仲買人と異なる處なし。

有價證券仲買人が獨占的地位を有する結果として私營仲買人(Corn-lise)なるものを生ぜり。Corn-liseとは固く廊下の義にして往時巴里取引所に於て有價證券仲買人以外の者廟下に集りて賣買取引を爲せるに起因し有價證券仲買人以外の者にして取引所の賣買取引を爲す者を總稱するに至れり。私營仲買人は他人の委託に因る賣買取引のみならず自己の計算に於ける賣買取引をも營めり。此業務は固より法律の認容せざる處なるを以て政府は屢々之が抑壓を試みたるも

撲滅するに至らず、寧ろ自然の要求に應ずるものなるを以て現時は其取引を默認するに至れり。其の賣買取引の方法は有價證券仲買人はバルケー即ち柵に依りて限界を設けられたる場所内に於て賣買取引を爲すと雖、私營仲買人は柵外に集合してこゝに私營仲買人一團を爲して各自互に賣又は買を呼ぶものにして、此の集團に加りたるものは當然賣買取引の志望を有するものと認めらる。

## 第二 英國の制度

### (一) 英國

#### (甲) 會員の資格

倫敦株式取引所に在ては英國人(純英國人及七年間引續き英國に居住して市民権を獲得したる外國人)にして取引所賣買取引に經過を有する者に非ざれば會員たることを得ず。而して新に會員たらんとする者は取引所の定款に従ひ四年以上倫敦株式取引所の會員にして且つ常に其の義務を履行したる者三名の保證人を立てざるべからず。該保證人へ新會員が加入後四年以内に於て破産を受けたるときは五百磅の金額を支出するの義務を負ふものとす。尤も四年以上會員の使用人(Clerk)たりし者は三百磅の保證責任を負ふ二名の會員の保證人を以て足る。會員た



りし者にして曾て破産の状態に陥り又は其の債権者と強制和議を爲したる者は其債権者に對し三分の一以上の辨済を爲せる者にして破産手續の結果又は強制和議の履行後二箇年以上を経過したることを要す。二度以上破産の宣告を受け又は其の債権者と強制和議を締結したる者は其の債権者に對し債務を完済したる場合に限り之が加入を許可す。會員加入の申請は總務委員會 (The committee for general purpose) に對して之を爲す。加入の申請あるときは總務委員會は其の申請者及保證人の氏名を表示して八日間以上取引所の揭示場に之を公告す。申請に對し異議ある會員は理由を詳述したる書面を作製し之を委員會に提出すべし。此期間經過後に於て委員會は自由なる判断を以て加入の申請に付許否を決す。加入の申請が拒否せられたるときは翌年に非ざれば再び加入の申請を爲すことを得ざるなり。加入の申請が許可せられたるときは六百磅と云ふ多額の加入金を支拂ひ年々四十二磅の分擔金を負擔すべきものとす。尙ほ新會員は取引市場を所有する建物會社の株三株以上(十三磅拂込時價二百磅以上)を所有することを要するなり。

### (乙)會員の種類

倫敦株式取引所の會員に二種あり仲買人 (Brokers) 及賣買商 (Jobber or Dealer) 即ち之なり。

仲買人とは他人の計算に於ける賣買取引に限り之を爲すことを得。之に反して賣買商は自己の計算に於ける賣買取引に限り之を爲すことを得。換言すれば前者は委託に依る賣買に限り之を爲し後者は自己賣買に限り之を爲すことを得るなり。我國の仲買人と之を比較するに、我國の仲買人は英國の仲買人と賣買商との權限を併有す。而して仲買人は同時に賣買商たることを得ず。又賣買商は仲買人を兼ねることを得ざるなり。仲買人と賣買商とは共同して組合を組織することを得ず。又會員は會員外の者と組合契約を締結することを得ざるなり。

### (二) 米國

#### (甲)會員の資格及加入の手續

米國に於ける取引所は概して會員の數を制限す。例へば紐育株式取引所に在りては一千八百七十九年以來一千百名に之を限定し、フィラデルフィアの株式取引所に在りては二百五十名、紐育物品取引所に在りては三千名に之を限定するが如し。

米國に於ける代表的取引所は紐育株式取引所なるを以て、主として紐育株式取引所に付て之を説明せん。

紐育株式取引所に於て會員たることを得べきものは年齢二十一歳以上の米國市民に限る。法人



たる會員は之を許さざるなり。而して前述の如く會員數は申合に依りて之を限定するが故に新に會員たらんとする者は勢ひ會員席を譲受けたる者ならざるべからず。會員席は元より之を賣買譲渡することを得。其の價格は近年七萬五千弗内外なりと謂ふ。會員席を譲渡さんとするには其譲受人の氏名、履歷書及財産調査書を加入調査委員 (Committee on admission) に提出し該委員に於て譲受人の財産及び人格等を調査し委員總數の三分の二以上の承諾ありたる場合に於て始めて會員席の譲渡を爲すことを得。新會員として加入せんとするには譲受人は右の譲渡契約の豫約を爲すと同時に亦加入調査委員に會員加入の申込を爲し譲渡を許可せらるると同時に加入することを要す。此の場合に於ては加入者は入會料二千弗及惠與積立金十弗を取引所に納入することを要す。

### (乙)會員の種別

紐育株式取引所に於て營業上通例會員の種別として認めらるるもの左の六種あり。

#### (1) 資産家

此種の會員は自己所有の有價證券を巨額に賣買せんが爲めに會員と爲りたる者にして會員たる資格に於て營業を爲す者に非ず。即ち會員として入會金並に年々多額の交際費及會費等の出資

之れありと雖も一箇年を通じ一萬二千株以上の賣買を爲すときは其の出費の方却て仲買人に仕拂ふべき賣買手数料よりも利益なりと謂ふ。加之米國に於ては紐育株式取引所の會員たることは社會上の榮譽たるを以て現に米國有數の資産家が紐育株式取引所の會員たり。

#### (2) 仲買人

紐育株式取引所に於ては倫敦株式取引所と異り會員中に仲買人及賣買商の如き嚴然たる區別を爲さず、形式に於ては委託賣買を爲すも又自己賣買を爲すも一に會員の自由に屬すと雖も、實際上に於ては大體二種に分たる。

此種の會員は大體に於て自己賣買を爲さず他人の委託に依り一定の手数料を得て有價證券の賣買取引を爲す會員にして大體英國の仲買人に當る。而して紐育株式取引所に於ては此種の會員は仲買營業と同時に銀行業務を行ふ。即ち委託に依る有價證券の賣買の傍ら取引所に於て賣買したる證券を擔保として金員を貸出し又金員を擔保として證券を貸出すことを業と爲す。これ紐育株式取引所に於ける特色の一なり。

#### (3) 手張仲買人

此種の會員は大體に於て他人の委託に依る賣買取引を爲さず主として自己賣買を市場に於て爲



す。而して手張仲買人は通例短期の思惑を爲し一日に幾回となく市場に出入して賣り買ひを爲す會員なり。

(4) 二弗仲買

此種の會員は主として會員間の委託を受けて賣買取引を爲すものにして、其の口錢百弗株百株に付二弗なるに因り其の名を生じたりと謂ふ。之れ亦紐育株式取引所の特色の一なり。

(5) 特種株仲買

此の種の會員は特種の有價證券一種又は數種に付特に専門的に取扱ふ仲買人なり。

(6) 端株仲買

此種の會員は百株以下の注文を受け之を集めて百株と爲し又は端株の儘賣買を爲す。蓋し紐育株式取引所の賣買單位は百株にして、普通の仲買人は百株以下の注文は通例之を受けざればなり。元來百株以下の賣買と雖も社會の需給上相當に之れあるのみならず、將來亦増加すべき傾向あるを以て端株仲買の生ずる豈偶然ならずとせんや。

## 第二節 賣買取引の場所及時

取引所は其の本質市場なるを以て取引所に於ける賣買取引は一定の時に一定の場所に於て行はれざるべからず。現今我國に於ける取引所は總て賣買取引を爲す場所的設備所謂市場を設け取引所の規程に依りて定められたる時間に於て其市場を開き取引員又は會員をして賣買取引を爲さしむるの用に供す。取引所市場に於て賣買取引を爲すことを立會又は場立と稱す。

### 第一 市場の設備

市場の設備體裁は取引所の資本の多寡業務の繁閑都鄙の區別沿革其の他の事情に依りて一様ならず。我國に於ける市場の設備は通例方形なる取引所の建設物内に圓形の鐵柵を設け相當の廣さを有する土間を立會場に充て其の立會場に取引員(又は會員)若は其の立會代理人(手振代理人)を集合せしめて賣買の取組を爲さしむ。立會場より一段高き中央の部に半圓形若くは方形の高座を設けて場帳係(庭帳係)氣配目付其の他の係員、取引所理事又は支配人の出張に備ふ。其の高座の少し後方の上部に高く黒塗の札を掲げ其の札に白色の文字を以て賣買取引すべき物件の銘柄若くは標準物、限月寄附若は大引等の事項を表示し、必要の都度適當なる札を轉回して以て立會人の賣買取組を爲す標準たらしむ。側面及後面には出來直段、帳入直段、受渡直段其の他一切の公示を爲すに適當なる揭示板を掲げ、通例高座に居を占むる人の指圖に依り其の掲



示板に直段等を記入す。又注文者（客）、公衆等は圓形又は方形の柵の外部に集合し居れり。大取引所に在りては電話チックカー等完全なる設備を有するものあり。取引所に依りては賣買物件毎に市場を異にするものあり。例へば米穀の市場、綿絲の市場、肥料の市場の如し。又は東京株式取引所の如きは清算市場、實物市場又は國債市場に分離せり。

## 第二 立會の時間及順序

取引所の相場は公定相場なるを以て取引所市場の開閉は直ちに經濟上商業上の公安に波及す。従て取引所市場は取引所規程に従ひ休會せる場合の外は原則として之を開市し規則正しく行はるることを必要とす。唯例外として(1)相場の昂低不穩當なるとき又は不穩當なる昂低を生ずべき虞あるとき(2)取引員が不穩當なる賣買を爲し又は其の賣買の方法宜しきを得ず、其他故意に市場の秩序を紊す行爲を爲したるとき又は爲さんとするとき(3)賣買證據金の徴收に支障ありと認めたる時、其他市場の立會が一般の公益を害する虞あるときは取引所は其の市場の立會の全部又は一部を停止若は休止することを妨げざるなり。而して休會日に付ては各取引所に依りて多少異なる處之れなきに非ずと雖も、通例日曜日、大祭日、地方祭、七月十五日(盆)年首及歳末の數日間を以て休會日とす。其他取引所に於て必要と認めたるときは臨時に休會するこ

とあるべし。毎月末受渡當日に於ては通例後場の賣買立會を爲されしめず。當月限りの賣買立會は受渡期日の前日前場限りとし若し受渡日の前日が休會なるときは順次之を繰上ぐるものとす(株式取引所に在りては清算取引の受渡日及其の前日の後場に於ては清算市場の立會は之を爲さざるなり、而して株式の清算取引の受渡期日を繰上げたるときは其の銘柄に付前日後場の當月限の立會を爲さざるものとす)。而して市場の立會は毎日午前及午後の二場に分ちて開市す。其の午前に開く賣買の立會を前場又は本場と稱し、午後を開く立會を後場と稱す。又米穀其の他の商品取引所に在りては前場後場共に各數回の立會を爲す。其の各數回の立會は順次に之を第一節、第二節、第三節、第四節、第五節と稱す。此の各節の立會に於ては同一銘柄又は標準物に付て二回宛立會を爲す。始めに爲す立會を寄附と謂ひ、後に爲す立會を大引(止方又は止)と謂ふ。地方の米穀取引所に於ては夏期に於て夕場立會を爲し、又日曜日に於て氣配立會を爲すものあり。

立會時間の一例を示せば左の如し。

### (イ)東京株式取引所

前 場 後 場



清算市場及國債市場 午前九時 午後一時  
實物市場 午前八時五十分 午後零時五十分

(ロ)東京米穀商品取引所

格付清算取引

前場		後場	
第一節	四月一日より 九月三十日迄 午前八時半	十月一日より 三月三十一日迄 午前九時	四月一日より 九月三十日迄 三月三十一日迄 午後一時 午後一時
第二節	同 九時	同 九時半	第二節 同 一時半
第三節	同 九時半	同 十時	第三節 同 二時
第四節	同 十時	同 十時半	第四節 同 二時半
第五節	同 十時半	同 十一時	第五節 同 三時
第六節	同 十一時		第六節 同 三時

米穀取引所に於ては各銘柄米に依りて賣買取引を爲さず、標準米に依りて賣買取引を爲すが故に賣買の目的物に就て立會の順序を定むる必要なし。此の故に米穀取引所に於ける立會の順序

は單に各限月毎に順次寄附及大引の立會を爲すに過ぎざるなり。米穀以外の商品にして格付制度を認められたるもの亦然り。之に反して株式取引所に在りては賣買取引を爲す有價證券の銘柄に依る立會の順序を生ずるの道理なり。現に賣買舉行の認可を受けたる有價證券は大阪株式取引所に於ては百五十餘種、東京株式取引所に於ては百八十種を算す。就中賣買取引の盛に行はるるものは此の内五六十種に過ぎざるなり。此等の有價證券を如何なる順序に依りて賣買取引を爲さしむるかと云ふに、賣買取引の般盛ならざる時代には一箇所に於て特定の順序例へば鐵道株、紡績株、銀行株と云ふが如き順序に依りて賣買取引を爲されたるも、其の取引の般盛なる時代に於ては到底一箇所に於て全種類の有價證券の賣買取引を爲すことを得ざるが故に、多くは數十の種類を一部と爲し數部の立會場に分ちて取引を爲さしむるを例とす。其の各部に組入るる有價證券の種類は最も考慮するを要す。蓋し或る部の賣買は極めて般盛なるに反し他の部の賣買が極めて閑散なるの結果を生すべければなり。而して多くは賣買の盛に行はるる株(所謂花株)を前後及中の三箇所に配置して賣買取引を爲さしむるを例とす。又各銘柄の有價證券に付き立會を爲す順序に二様あり。左に之を圖示せん。

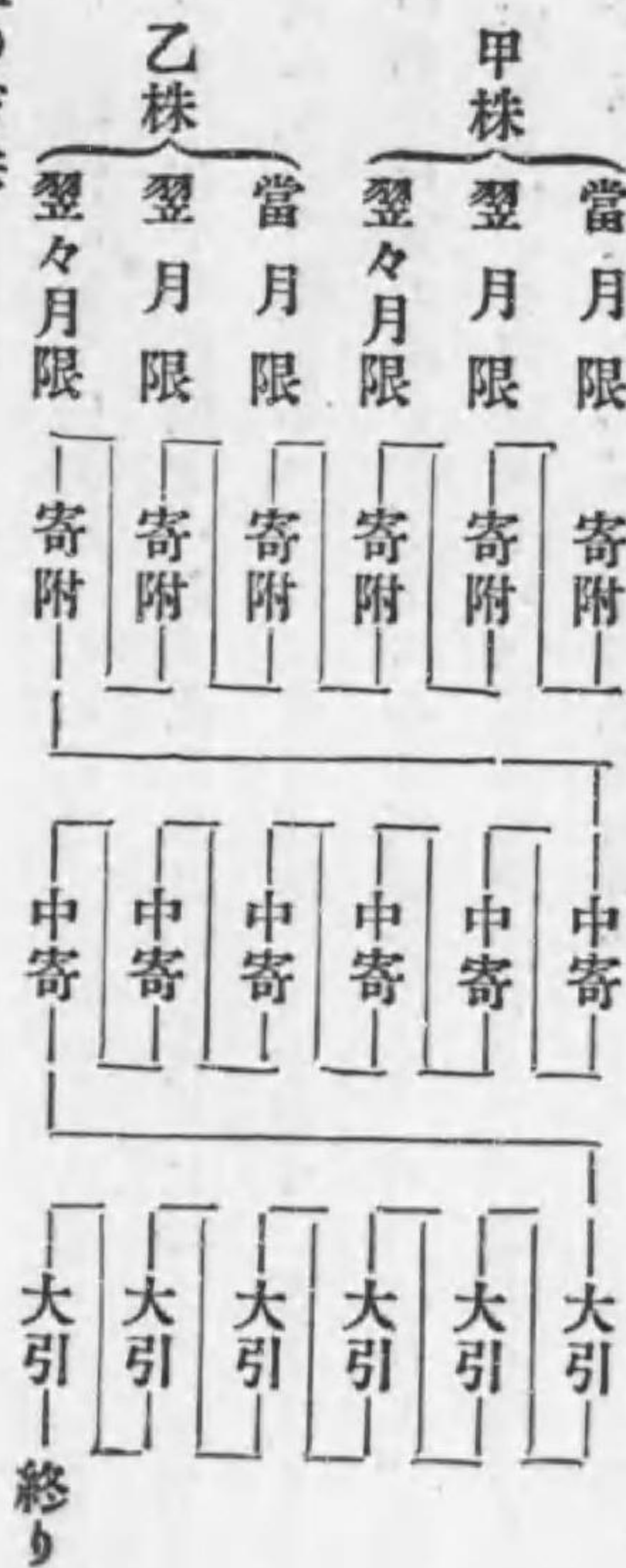


第一の方法

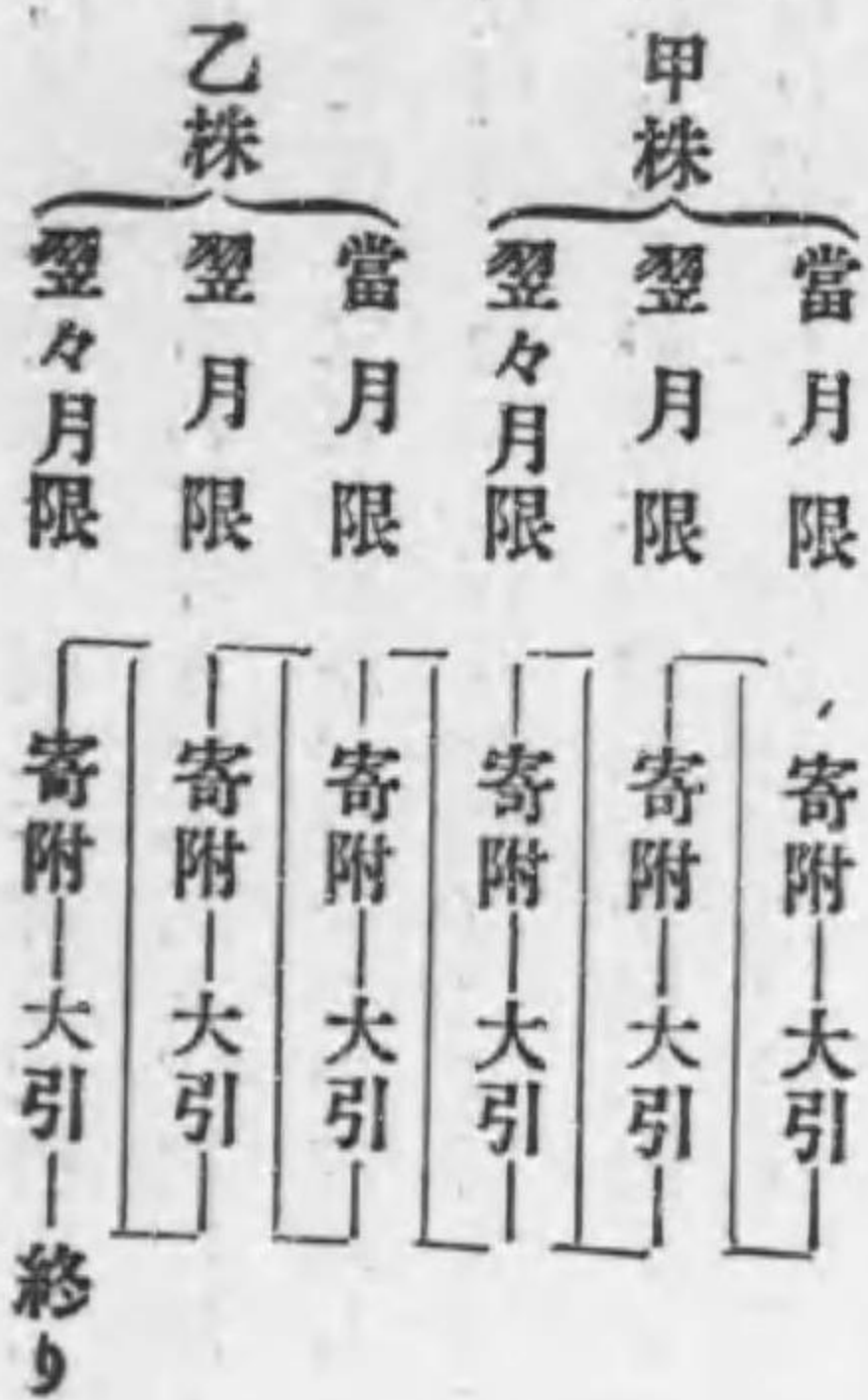
第一節 (寄廻り)

第二節 (二の廻り)

第三節 (大引廻り)



第二の方法



第一の方法は大阪株式取引所に於て行はれ、第二の方法は東京株式取引所に於て行はるる方法なり。各々長短得失之れあるべしと雖も、第一の方法が投機賣買を爲す機會を與へ取引の數量を多からしむるの利益あるべし。東京株式取引所に在りては一立會中投機賣買の人氣株たる東株及新東株を初めと終りの二回立會を爲さしめ、大阪株式取引所に在りては指定株と稱し人氣株たる鐘紡舊新、郵船舊新、大阪商船舊新、大株舊新の八種に付き中寄廻りを爲し三回の立會を爲さしむ。之れ皆賣買取引を多からしむるの方策に外ならざるべし。

第三 立會の光景

立會の時刻前大凡十分乃至五分に立會開始の合圖として取引所の使丁鈴を鳴らす。然るときは間もなく取引員及立會代理人は取引所市場の高座の前面下に於ける圓形の鐵柵又は木柵内に集合し、高座には場帳係、氣配係、市場目付等の取引所々員各々其位地を占む。氣配係即ち立會の始終及相場決定を告示する者柝を撃ち(通常之れを木を入れると謂ふ)高座の後方に於ける黒色に白記せる何月限、何節、寄付(又は大引)、何株、何々中米等の掲示板を動かすや、買方及賣方仲買人は其價格及數量を呼び指を以て價格を示し、掌の向け方を以て買方か若くは賣方なるかを表はし、拍手又は握手を以て賣買契約の成立を證す。指を以て價格を示すことは例へば



一は示指一本、二は示指と中指と二本、三は中指、無名指及小指との三本、尤も示指と拇指とを連ねて圓形と爲す。四は拇指を除き他の四指、五は拇指、六は拇指及示指、七は六に中指を添へ、八は七に無名指を添へ、九は全指、十は即ち示指(即ち一と同じ)を以て之を表示す。價格を呼ぶには多くは錢位のみを呼び、拾錢、貳拾錢の如き端數のなきときは之をドタと呼び、壹圓貳圓の如きときは之を大ドタと呼ぶを例とす。又掌の向け方を以て買方若は賣方たることを示すとは、買のときは掌を内に向け、賣のときは之を外に向けるものとす。尤も地方に依りては手を以て價格を示して競賣買を爲さず、石盤に價格を記載して競賣買を行ふものあり。賣買の成立するや氣配係即ち木入方は併を撃ち、市場の目付は之を記入方即ち場帳係に傳へ、而して記入方は迅速に其の傳へられたる各取引員の賣買數量、賣主及買主の商號並びに直段を庭帳に記入す。而して其の直段の決定するや後方の札を返す。係員は其の札を返すと同時に其の出來直段を側面及正面の高き揭示場に居る揭示方に傳ふ。其の揭示方は直ちに黒塗の揭示板に白色の文字を以て其の出來直段を揭示するなり。立會場の後方には取引員の店員集合し尙ほ後方には一般觀覽者の席あり。

店員は常に右往左往して觀覽者中の客の注文を直ちに立會代理人に取次ぎ居れり。

### 第三節 賣買取引所の種類

#### 第一款 我國の制度

我國に於ける取引所の賣買取引は有價證券の賣買取引たる商品と賣買取引たるを問はず共に之を二種とす。實物市場に於ける賣買取引及清算市場に於ける賣買取引之れなり(註)。此の兩者の區別は差金の受授に依りて決済を爲し得るや否やに存す。即ち實物市場に於ける賣買取引は差金の受授に依り其の決済を爲すことを得ざるに反して、清算市場に於ける賣買取引は差金の受授に依りて決済を爲すことを得。清算市場に於ける賣買取引とは畢竟するに投機取引に外ならざるなり。

(註) 明治二十六年以降一昨年の改正に至る迄取引所の賣買取引の種類は之を三種即ち直取引、延取引及定期取引に限定したり。其の區別の標準は賣買取引の履行即ち受渡の期日の長短に存したり。直取引とは二日以内、延取引とは三日以上百五十日以内に於ける約定の日に於て受渡を爲すべき賣買取引を云ひ、定期取引とは三ヶ月以内に於て取引所指定の限月に依りて受渡を爲すべき賣買取引を云ふ。而して此賣買取引の種類を認めたるは實際上の必要に應ずると同時に又取引所の課税の必要に基きたるものなり。即ち直取引及延取引に對しては取引所税を課せずと雖も定期取引に對しては之を課したり。



改正法に於て取引所に於ける賣買取引の種類を改廢したるは一面事情の變遷に依り之を改廢する實際上の必要に促されたと同時に又他の一面に於ては理論上之を改廢するに至當と認めたるに依るものならん。即ち世界の大戰亂に伴ふ財界の股盛時代に於て各種商品の投機取引行はれ在來の米取引に基く延取引又は定期取引以外に於て其の何れとも區別し難き賣買取引例へば綿糸の一ヶ年を四期に分ち一、二、三月渡し又は四、五、六月渡しの如き賣買取引行はれ、延取引なるや定期取引なるや即ち取引所法第二十五條に違反する賣買取引なるや否や判明せざる賣買取引生じたるを以て、從來の種別を改廢せざるを得ざるに至りたり。加之理論上より之を云ふも經濟上及商業上の必要に基き各種各様の賣買取引發生すべきものなるを以て豫め人為的に賣買取引の種類を限定するは當を得たるものと認むることを得ざるべし。

投機取引の沿革を按ずるに商品の取引所の投機取引は最近數世紀間に發達したるなり。即ち商品の取扱業者は船荷到着の際に於て相場下落し不測の損失を招く虞あるのみならず、工業者は原料品の相場動搖の爲め不安定を來たす虞あるを以て、商品取扱業者又は工業者は船荷の到着前に其の商品の保險的繋ぎ取引を爲すの必要に驅られ先物取引の發達を促せり。現に一千六百三十四年より三十七年時代に於て鬱金香の投機取引行はれ、一千六百九十八年には既にアントウエルブに於て穀物の定期取引を禁せられたるの事實あり。十八世紀の初期に於て行はれたるアムステルダム<sup>ダム</sup>の取引所に於ける定期取引は近代の定期取引と大差なく、其の商品は穀物、珈琲、コ、ア、硝石等なりしと雖も、就中珈琲の定期取引に至りては最も進歩したる形式に於て行はれたりと謂

ふ。殊に最近五十年間に於ける世界的交通の發達國際貿易の發展と共に商品の投機取引は著しく發達し且つ重要な地位を占むるに至れり。即ち英、米及歐洲大陸の取引所に於て穀物、珈琲、棉花、砂糖、羊毛等の定期相場が掲上せらるゝに至りたるは實に一千八百七十年時代より八十年時代に在りしが如し。又有價證券殊に株券の取引所の投機取引は第十七世紀の當初アムステルダム取引所に於て大に發達し其の取引の形態は倫敦、巴里及伯林等の取引所に於て繼承せられ近世的發達を爲したることは既に前述したる所なり。

投機取引は商品に在りては通例長期なるを例とし歐米に於ては三ヶ月乃至六ヶ月の受渡期間を認め棉花の先物取引の如きは最も長期なるもの一例なり。我取引所法及取引所令に於ても亦米に在りては三ヶ月、蠶絲に在りては六ヶ月、棉花、綿絲又は綿布に在りては十二ヶ月、大豆粕に在りては五ヶ月、小麥に在りては三ヶ月を越ゆることを得ずと規定せり。之に反して有價證券の投機取引に在りては從來米國と歐洲大陸とは其の發達を異にし米國に於ては現金的投機 (Cash Speculation) を主とし歐洲大陸及英國に於ては定期的投機 (Termin Speculation) を主とせり。我國に於ては從來商品たる有價證券たるを問はず主として定期的投機取引行はれ、世界大戰亂後の財界熱狂時代に於て有價證券の現金的投機取引の氣運發生し、改正法に於て所謂短期取引 (取



引所令第十一條)なるものを認むるに至れり。

## 第二款 歐米の制度

歐米の取引所に於ては有價證券に就ては其受渡期限は比較的短く、盛に行はるる賣買取引の種類中獨逸に於ける月末取引を以て最も長期なるものと爲す。反之、商品に就ては通例三ヶ月乃至六ヶ月の如き長期に亘る賣買取引を認め棉花の取引の如き最も顯著なる一例と爲す。

今左に歐米に於ける代表的取引所に行はるる有價證券の賣買取引の種類を示さん。

### 第一 紐育株式取引所に於ける賣買取引

紐育株式取引所に於て行はるる賣買取引の種類は左の四種とす。

- (一)現物取引(Cash) 即ち取引約定當日之が受渡を了するもの。
- (二)翌日渡取引(Regular Way) 即ち取引約定日の次の營業日に受渡を了するもの。
- (三)三日目渡取引(At three days) 即ち取引約定後三日目に之が受渡を了するもの。
- (四)買方又は賣方の選擇に依り四日以上六十日以内に隨時受渡を了するもの (Buyer's or seller's option) 此の取引は選擇權を有する當事者の一方が自己の隨時選擇したる受渡期日の前日迄に

相手方に受渡の通知を爲すことを要す。

以上四種の賣買取引中紐育株式取引所に於て行はるる賣買取引の大部分は翌日渡取引にして當事者間に於て特別の意思表示を爲さざるときは總て翌日渡取引と見做さる。

紐育株式取引所に於ては歐洲大陸諸國に於ける如く特權附取引を認めず、其の定款に於て之を嚴禁せり。蓋し特權附取引を認むるときは却て無用の投機を刺激し之を獎勵するの結果を生ずることを恐れたるに依るものなるべし。

### 第二 倫敦株式取引所に於ける賣買取引

倫敦株式取引所に於て行はるる賣買取引の種類は之を三種とす。

(一)現物取引(Contract for money) 即ち現金取引

(二)定期取引(Contract for the account) 「コンヌム」公債の受渡は一ヶ月勘定にして其他の有價證券の受渡は二週間勘定なり。取引當事者が特に受渡日を特約せざるときは賣買取引は一般の受渡期日に於て決済を行ふものとす。

一般の受渡日は毎月始の委員會の例會に於て翌月の受渡日を決定するを例とす。而して此賣買取引は轉賣買戻の方法に依り受渡日前何時にても其の取引を決済することを得。



## (三)特權附取引 (Option)

特權附取引とは當事者の一方が其の相手方に對し打歩 (Option money) を支拂ひ約定の値段にて一定數量の株を將來一定の時期に於て取引すべき權利を得る契約にして打歩 (Option money) の支拂者は受渡前何時にても賣買取引を解除することを得る特權を有す。

特權附取引以外の取引に在りては相場の変動ありたる場合に於ては當事者は其の危険を無限に負擔せざるべからずと雖も特權附取引の場合に於ては打歩を支拂ひたる當事者の一方は相場の如何に依り其の損失を打歩の範圍内に制限するの利益あり。又他の當事者は打歩に依りて之を保險する者にして相場の如何に依り時に或は損失を受くることあるべしと雖も、相手方の打歩の抛棄に依り利益を受くることも亦多かるべし。要之、特權附取引は實際上の便宜に應ずること固より多かるべしと雖も、他の一面に於ては無用の投機を刺激するの弊害も亦大なることを認めざるを得ず。

特權附取引に數種あり。買の Option を Call と謂ひ、賣の Option を Put と謂ふ。前者は其の契約を履行すると否かは買方の任意にして後者は賣方の任意なり。又 Put and Call Option 又は Double Option と稱するは特權附取引の申込人が將來一定の時期に於て一定數量の證券を賣却し

若くは買入るべき二重の特權を有するものにして相場の騰落如何に依り其の一方を履行し若くは全然契約を解除することを得るものなり。

又此外特權附取引の一種に Call of Honor 及 Put of Honor なるものあり、共に孰れも將來一定の時期に於て一定數量の證券を買入れ若くは賣却すべき契約なるも Option 申込人の任意に依り後日其受渡數量を倍加することを得る特權を伴ふものなり。

## 第三、巴里株式取引所に於ける賣買取引

巴里株式取引所に於て行はるる賣買取引の種類は之を左の二種とす。

## (一)直取引 (Opération au Comptant)

直取引とは賣買約定成立の翌日より證券の受渡義務を發生する短期取引にして之が代金の引渡は無記名證券に在りては證券受渡日又記名證券に在りては證券移轉手續完了の翌日と定めらる。而して證券引渡の限度は取引約定後第二十回目の立會(無記名證券に在りては第十五回目の立會)とす。

## (二)定期取引 (à Terme)

定期取引は一定の受渡日に取引を履行するものにして之が受渡期限は證券の種類に依り十五日



と一ヶ月との區別あり。一ヶ月決済のものは佛國公債、佛蘭西銀行株、佛國土地抵當銀行券及鐵道株にして其の他の有價證券は總て十五日限とす。

定期取引には普通の定期取引と特權附取引 (Operation à Prime) の二種あり。特權附取引は大體に於て倫敦株式取引所に於ける特權附取引と同じく買方が賣方に豫め Prime を支拂ひ以て期限に至り其取引を履行し若くは解除するの特權を有する取引にして、唯倫敦株式取引所の特權附取引と異なる點は取引解除の特權を有する者は買方に限り賣方は此取引方法を利用することを得ざる點にあり。

#### 第四 伯林取引所に於ける賣買取引

##### (一) 直取引

直取引には現金取引 (Per Kassa) 翌日渡取引 (Per Morgen) 及三日目渡取引 (Per einige Tage) の三種あり。現金取引は賣買契約の當日、翌日渡取引は其の翌日、又三日目渡取引は其三日目に決済を爲すべき取引なり。

##### (二) 定期取引 (Zeitgeschäft)

定期取引は賣買取引成立の月末に於て之が受渡を行ふべき取引にして、月末決済日は毎年取引

所理事會に於て之を定む。

定期取引に左の種類あり。

##### (イ) 必成取引 (Fest abgeschlossene)

必成取引とは必ず受渡を遂行すべき取引にして之に確定取引 (Fix-Geschäft) と隨時受渡取引 (Geschäfte auf Tägliche Lieferung) の二種あり。前者は一定の受渡日に於て必ず受渡を爲し、後者は賣買當事者の一方が月末受渡日迄に何時にても其前日の通知を以て受渡決済し得べき取引なり。

##### (ロ) 特權附取引 (Zeitgeschäfte mit Beschränkten Risiko)

特權附取引は賣買當事者の一方が其の相手方に打歩 (Prämie) を支拂ひ、自由に其取引を解除することを得る特權を有する取引にして他の取引所に於て行はるる特權附取引と大差なしと雖も伯林取引所特有の特權附取引として説明を要するもの二種あり。

##### (1) Zweischneldige Prämien-geschäft

此の取引は賣買當事者の一方が打歩を支拂ひ相手方に對し月末に至り物品を引渡すか引取るか又は其の取引を解除するか三者其の一を選択し得る特權を有する取引なり。



(2) Schluss auf Fest und offen.

此取引は賣買當事者の一方が打歩を支拂ひ相手方に對し契約以下の數量を引渡し又は受取ることを得る特權を有する取引なり。

今伯林取引所に於て行はるゝ各種の特權附取引を圖示すれば左の如し。

- 1) Vorprämiengeschäft { Kauf per Vorprämie  
Verkauf per Vorprämie
- 2) Rückprämiengeschäft { Kauf per Rückprämie  
Verkauf per Rückprämie
- 3) Stellage { Kauf per Stellage  
Verkauf per stellage
- 4) Nochgeschäft { Kauf per Nochgeschäft  
Verkauf per Nochgeschäft
- 5) Zweischneidigeprämiengeschäfte
- 6) Schluss auf Fest und offen

### 第四節 賣買取引方法

#### 第一款 總說

賣買取引の方法に付ては法律に於て之を規定せず、勅令に委任せり(取引所法第十九條)。大正十一年七月二十九日の發布に係る勅令第三百五十三號第八條乃至第十七條の規定は實に此委任に基きて發布せられたるものなり。

凡そ取引所に於ける賣買取引は商業及び經濟上の實情に應じて其の賣買方法を定むべきを根本義とす。即ち賣買取引の方法に付ては弊害に陥らざる限りは成るべく之を取引所の自由に委するを以て商業政策上至當と爲す、此の故に委任勅令に於ては單に賣買方法の基本と爲るべき事項のみを規定し其の細目種別に付ては之を取引所の業務規程に於て定めしめ弊害のなき様農商務大臣の認可を受けしむ(勅令第十七條)。

實物市場に於ける賣買取引の契約は現物見本又は銘柄に依り之を取結ぶべく、清算市場に於ける賣買取引は主として銘柄又は標準物に依りて賣買取引を取結ぶを例とす。



株式取引所に於ては銘柄に依りて賣買の取組を爲し、見本又は標準物に依りて賣買取引を爲さざるや勿論なりとす（公債の取引に格付制度を認むるの傾向あり）。見本に依りて賣買取引を爲す場合に於ては見本は必ず受渡の終了に至る迄取引所に於て之を保管することを要す。而して其の見本には要用の事項例へば米に付て之を云へば見本米の銘柄、産年度及番號等を附記し置くべきものとす。

賣買取引の方法に付ては清算市場に於ける賣買取引と實物市場に於ける賣買取引とに區別して之を説明する便宜とす。

## 第二款 清算市場に於ける賣買取引の方法

清算市場に於ける賣買取引即ち投機取引は之を二種に分つことを得。定期的投機取引及現金的投機取引之れなり。

即ち定期的投機取引は又之を長期的投機取引と短期的投機取引とに分つことを得べし。我國に於ては此の兩種の投機取引を認む。

長期的投機取引は棉花、綿絲及綿布の十二ヶ月を最長とし商品に依りて種々の期間を認むと雖

も從來米は三ヶ月の限月制を認め永年發達し來り、有價證券も亦之に倣ひたる沿革も之あるが故に代表的に三ヶ月の限月制度を説明せん。他は之に類推すれば可なり。

三ヶ月の限月制度に依る賣買取引は從來之を定期取引と稱せり。而して取引所の指定する限月は通例當月限、翌月限及翌々月限の三期に分てり。

當月限の定期取引は一に當又は當切と稱し、翌月限の定期取引は一に中又は中物と稱し、翌々月限の定期取引は一に之を先物と稱す（註）。國債證券の定期取引に付ては例外として農商務大臣の認可を受け限月に依らざることを得。現時國債證券に付ては毎月十五日、二十日及二十五日を以て受渡期日と爲すものあり、又毎火曜日を以て受渡期日と爲すものあり。一般の限月に對し國債證券の定期取引の限月を稱して短期限月と云ふ。

（註）定期取引の特色は受渡日が一定するに在り。例へば當切は其月の末日を受渡日とする定期取引にして、一日に於ても二日に於ても十日に於ても乃至二十八日に於ても常に三十日に於て受渡を爲すべき取引なり。從て取引は三十日と云ふ末日に集中す。之に反して實物取引の延取引の如きは等しく長期に渉ることあると雖も受渡日が一定して或る一日に取引が集中する、となきを常とす。例へば一日に十五日延を行へば二日は十六日の受渡と爲り三日は十七日と爲るが如し。若し一日に於ても二日に於ても乃至五日に於ても悉く十五日を履行日と爲せば之れ延取引に非ずして短期定期取引即ち短期清算取引と云はざるべからず。



短期的投機取引は單に有價證券の清算市場に對してのみ之れを認め、商品に付ては全然之れを認めざるなり。蓋し一面に於ては商品の投機取引は長期なるべきを本則とするを以て之を認むる必要なのみならず、他の一面に於ては有價證券の投機取引に付ては成るべく從來の長期取引を廢して漸次短期取引に向はしめんとするの法意に外ならず。即ち七日以内の期限を以て履行期と爲す清算市場上場の認可を受けたる有價證券の賣買取引に付ては差金の決済を爲すことを得。而かも其の賣買取引の受渡其の他の決済は業務規程の定むる所に依り賣買成立の日より一箇月以内之が繰延を爲すことを得べし。

#### 第一 單位を定めて賣買する方法

單位を定めて賣買する方法とは賣買取引を爲すべき數量に付き一定の數若くは量を單位と爲して賣買取引を爲さしむる方法を謂ふ。例へば米穀の賣買取引に於て百石を以て單位と定め、三百石、千石、五千石、一萬石と云ふ如く百石の倍數たる數量の賣買取引を爲し、百二十石、三百八十石と云ふが如き端數の賣買取引を爲すことを得ざるが如し。

清算市場に於ける單位は改正法に依れば業務規程を以て之を定めざる可らず。但し米に付ては百石、株式に付ては十株、國債地方債又は社債に付ては千圓を下ることを得ざるなり。但し米に付

ての單位に關しては地方の狀況に依り特別の必要ある場合に限り此の制限に依らざることを得。現に東京米穀商品取引所及び堂島米穀取引所に在りては米の賣買取引の單位は之を百石と定め、東京株式取引所にては通例國債證券、地方債證券、會社債證券等に付ては額面千圓株式に付ては十株を以て單位と爲し外國の國債及地方債に付ては隨時之を定むることを得べき旨を規定せり。單位は之を一枚と稱し、呼直即ち賣買直段は米穀に付ては一石の單價を以てし、有價證券に在りては一株又は額面百圓若くは最小額面に依るものとす。

#### 第二 競賣買の方法

競賣買の方法とは豫め取引所に於て定めたる順序に従ひ賣買物件の種類及其の期限を市場に掲示し一定の時間に於て多數の賣方及買方をして同時に價格を競争せしめて賣買取引を爲さしむる方法を謂ふ。此の賣買方法の特色は比較的完全に自由競争の行はるゝ點に存するが故に、此の方法に依りて決定せられたる物件の相場は最も公平なる相場なりと云はざるを得ず。以下我國に於て現時行はるる競賣買の方法に依る相場決定の狀態を説明せん。

競賣買の方法に依る相場決定の方法に二種の大別あり。第一の方法は同時内に於て爲したる總ての賣買取引は同一直段を以て締結せられたるものと爲す方法を謂ひ、第二の方法は時間の經

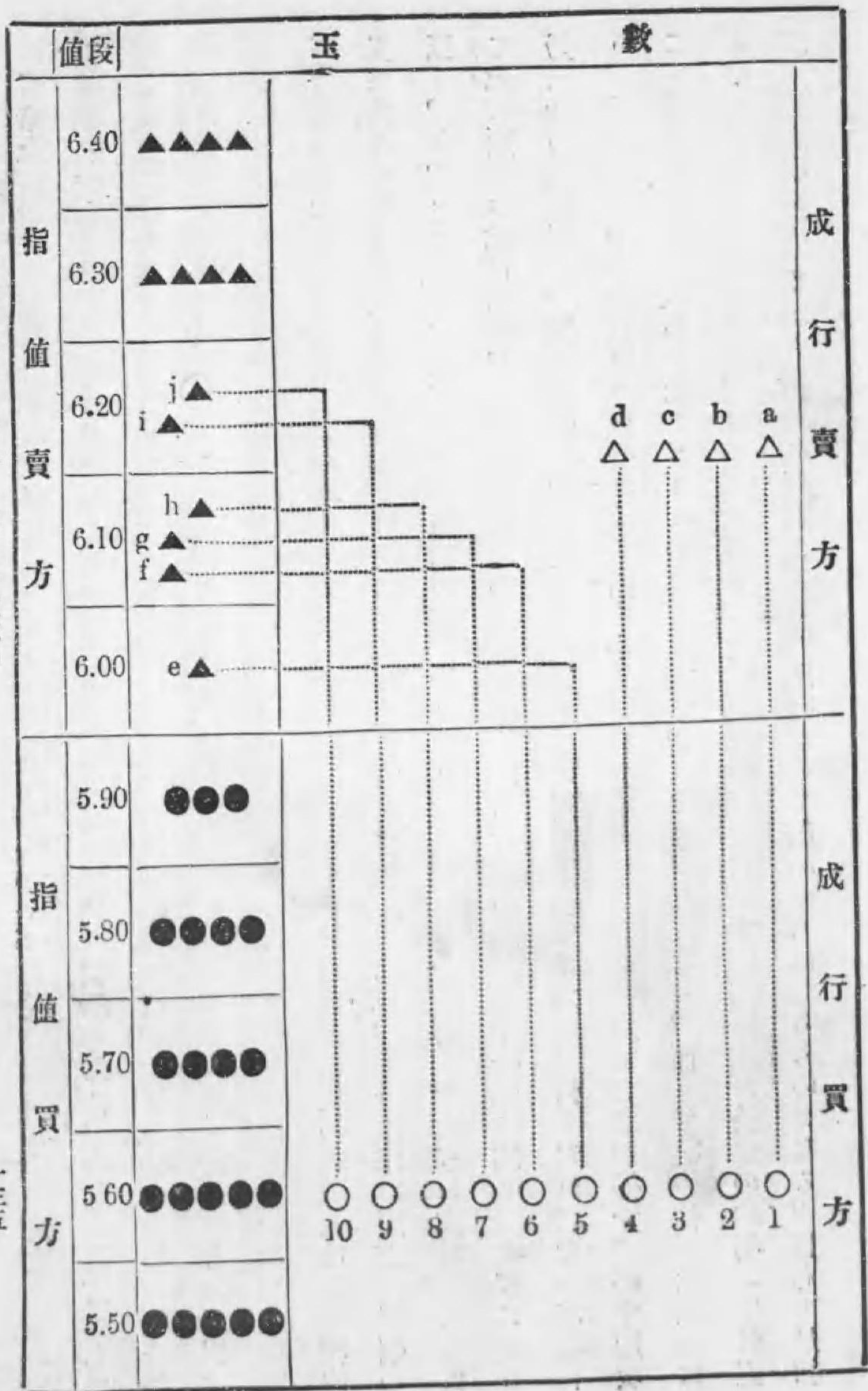


過中に個々の直段を以て個々の買買取引を爲す方法を謂ふ。

(甲) 第一の方法

(イ) 同時競賣買に依る相場決定の方法の最も單純なるものは板寄せの方法なり。今其の方法を説明せんに、取引所市場に於て買買取引の開始せらるるや先づ市場係員に於て假りに直段を定め、其の假直段にて賣米の石數と買米の石數とを調査し、賣米の石數が多ければ假直段を低くし、又買米の石數が多ければ假直段を高めて更に調査し、結局賣米と買米と同一石數と爲りたる場合に於ける直段を以て總賣買の成立直段と爲す。一例を設けて之を説明すれば、市場係員が先づ一石參拾五圓貳拾錢と定め賣買を爲さしめたる賣米は一萬石なるにも拘らず買米は僅かに五千石なる場合に於ては、更に前の假直段たる參拾五圓貳拾錢を下り參拾五圓拾錢と爲し再び賣買を爲さしめたるに、賣買石數は共に八千石にして同一石數と爲りたるときは、參拾五圓拾錢を以て其の節の寄附相場と爲し、八千石の賣買は皆參拾五圓拾錢にて調約せられたるものとするが如し。此の板寄せの方法は名古屋米穀取引所及桑名米穀取引所等にて之を用ふ。

(ロ) 板寄せの方法の複雑なるものなり。即ち理論上に於ては全然板寄せの方法に立脚するも相場決定の進行手段に於て複雑にして且つ敏活なる方法なり。今左に之を圖示せん。





實際上に於ける取引所市場の賣買取引は其の數極めて多かるべく從て其の相場決定も極めて複雑なるべしと雖も、先づ簡單なる例を設け圖を以て其の原理を説明せんに、今茲に賣方として指直賣玉六圓壹個、六圓拾錢參個、六圓貳拾錢貳個、六圓參拾錢四個、六圓四拾錢四個、總計拾四個、成行玉四個、而して買方として指直買玉五圓九拾錢のもの三個、五圓八拾錢のもの四個、五圓七拾錢のもの四個、五圓六拾錢のもの五個、五圓五拾錢のもの五個、總計貳拾壹個、成行買玉拾個ありたりと假定す。此の場合に於て立會の開始するや各取引員又は其の代理人は互に指直又は成行を呼び普通の賣買の如く自己に有利なる賣方若は買方を求め、第一に成行賣方の四個の玉 a、b、c、d と、成行買方の四個の玉 1、2、3、4 とが手合と爲る。次に成行買方は既に成行賣なき故に成行買 5 は指直賣方中最も安價を呼ぶ六圓の玉 e と手合せと爲り、次に又 6 乃至 10 の成行買は、順次安價の指直賣なる f 乃至 j の玉と手合せと爲る、何となれば此の場合に 5、6 乃至 10 の成行買は六圓參拾錢六圓四拾錢等の指直賣と手合せを爲すことを得ず、必ず順次に安價の指直買と手合を爲さざるべからざる商慣習行はれ居ればなり。而して其の他の賣買玉は手合せと爲らずして終る。以上の競賣買に於て最終の直段たる六圓貳拾錢が公定の相場（寄付直段又は大引直段）と爲り、總ての賣買は此六圓貳拾錢にて締結せられたるものとなる。而して最初

の六圓の指直賣買玉たる e、六圓拾錢の指直玉たる f、g、h の賣買は一種の條件附賣買にして、若し最後に決定せらるる相場が右の直段より低きときは之を取消し高きときは其高き直段に依るこの意思に基くものなり。

右の相場決定の方法は堂島米穀取引所、東京米穀取引所及東京株式取引所に於て寄付直段又は大引直段を決定する方法に之を用ひ多數の取引所此の例に依る。

第一の方法は現今我國に於ける多數殊に有力なる取引所の採用する方法にして取引所界永年の慣行とも稱すべき方法なり。其の原理を按ずるに、此の方法に於ては多數又は少くとも可能的多數の賣方及買方が競争し而して需要供給の合致したる結果發生したる相場なれば、其の瞬間に於ては最も公平、最も至當なる價格なるべきを以て、當該價格を以て賣買契約の全部が調約せらるることは取引所一般の希望する意思と推測すべきなり。蓋し成行注文に依る賣買玉は至當なる價格に依りて調約せらるべきことを希望するは固より當然にして、指直注文に依る賣買玉中其の至當なる價格と合致する指直の玉が調約せらるべきは是亦當然にして、其の價格以外の指直賣買玉は其の價格の現はるゝ迄調約せられざるは已むを得ざる結果なればなり。

次に又取引所の賣買取引は小口落の結果契約當初の當事者は漸次變更し結局賣方と買方との



二派に分るべき性質即ち團體的取引の性質を有す。例を以て之を説明すれば、清算取引の月末に於て米穀五千石の賣買玉残存するときは其の五千石の賣方は二人（甲二千石、乙三千石）にして買方は五人（丙丁戊各一千石、己五百石、庚一千五百石）と爲り賣方一團と買方一團との取引と爲るが如し。賣買取引後に於て既に賣方と買方との二派に分るゝ團體的の取引を爲し得るならば賣買の當初に於ても之を爲し得ざるの道理なし。現に多數の取引所に於て行はるゝ同時競賣買の方法に於ては同一取引員の賣と買とは特に申出なきときは場帳より抹消するを以て自然契約當初の當事者は何時の間にか變更し、結局賣方一團と買方一團との取引に終るべし。是に於て問題と爲るは同一取引員にして決定直段を以て賣と買とを同時に場帳に登録することを得るや否や即ち所謂バイカイなるものは有效なりや否や之れなり。單純に法律上の形式論より之を云はゞ同一取引員が賣主たると同時に買主たるとは權利義務の混同に依りて消滅するものに非ずやとの疑問を生ず。然れども自己賣買を爲すことを得ると同時に委託賣買を爲すことを得。而も委託賣買は賣注文に應ずることも買注文に應ずることも自由なり。然らば賣玉と買玉とを兩建と爲すの必要あることは言を俟たず。其の兩建を爲す場合に於て最も公平に決定せられたる相場に於て之を爲すことは委託執行上より云ふも誠に至當の事と考へらる。従て殘る問題は其のバイカイの兩建は

競賣買なりや否やの疑問あり。既にバイカイ以外の賣買が多數競争の結果至當なる相場を作製し其の相場に依りて兩建と爲すことは其の競賣買の結果に浴するものにして競賣買の方法に依りて取引したるものと何等擇ぶ處なし。然りと雖も解釋上多少の疑問之れなきに非ざるのみならず、會ては競賣買に非ずとの判決すらありたる次第なるを以て各取引所の業務規程に於ては皆同様に之を競賣買と看做す旨の規定を設け居れり。

(乙) 第二の方法

第二の方法は一に之を歩み賣買の方法と稱す。

時 間	直 段		指 直 賣	指 直 買	買 行 成	出 來 直
	賣	買				
第一時		△	6.40	6.10	○	六圓參拾錢
第二時	▲	●	6.30	6.00		六圓拾錢
第三時	▲	●	6.20	5.90		六圓
第四時	△			5.80	△	六圓四拾錢



右の圖示に依りて第二の相場決定の方法を説明せん。

第一時に於て成行賣玉に對して指直買玉六圓參拾錢と手合を爲し茲に第一時の出來直段六圓參拾錢と決定したり。第二時に就て六圓拾錢の指直買玉は成行賣と手合を爲し第二時の出來直段六圓拾錢と決定したり。第三時に於て成行賣玉に對して指直買玉六圓と手合を爲し第三時の出來直段六圓と決定したり。第四時に於て指直賣玉六圓四拾錢のものと成行買玉との手合せとなりて茲に第四の出來直段六圓四拾錢と決定したり。

右の如く引續き手合せを爲し賣買の取組を爲すものなきに至り立會を閉づるものとす。

以上説明せる相場決定の方法は東京株式取引所に於ける國債、社債及外國國債の清算取引の競賣買、堂島米穀及大阪株式取引所に於ける接續相場の決定に之を用ふ。

### 第三、格付に依り代品を以て受渡を爲すの方法

取引所は代替性を有する商品を賣買取引する投機市場なるが故に天産物、工産物、半製品等の如き性質上多少代替性を缺如するの嫌ある商品に付ては人爲的に代替性の不足を補充せんが爲めに格付制度なるものを認むるの必要あることは既に第一篇第二章に於て説明したる處なり。即ち取引所は特種の商品に限り一定の標準物を定めて賣買取引を爲さしめ豫め指定する同種商品の格

付に従ひ代品を以て受渡を爲すの便法を講じ居れり。有價證券の賣買取引に付ては格付賣買の方法を認むる必要なし。蓋し有價證券は最も代替性に富む處の物件にして同一銘柄のものなれば何れの物件を以てしても受渡を爲すことを得ればなり。此の故に格付賣買の制度は唯單に物産取引所に於てのみ行はるるものとす。尤も物産取引所に於ても總ての商品に對し格付賣買の制度を認めらるるに非ず、格付賣買を爲すことを得る物件に付ては自ら制限なかるべからず。即ち格付賣買は(一)品質多種多様に涉りて標準物を定め難きもの、(二)産額又は集散額の僅少ななるもの、(三)取引額の僅少ななるもの、(四)格付審査の的確に行はれ難きものに付ては到底之を認め得べきものに非ず。若し強て斯の如き物件に對し格付賣買を認めんか、標準的確なる相場を立つること能はざるのみならず、受渡の上に於ても常に紛擾を惹起し買占又は賣崩し等の弊害を助成するの嫌ありと云はざるべからず。從來我國に於て格付制度を認められたる商品は米、大麥、小麥、蠶絲、棉花及綿絲等なりき。而して改正法以前に於ては格付制度を認むる商品に付ては特に勅令を以て規定し限定したりしを以て其の商品の追加に付ては必ず勅令の變更を伴ひ商業界の要求切實なるにも拘はらず勅令の改廢は容易に行はれざるが故に其の實際に適合せざりし憾ありたり。然りとて又濫りに格付制度を認むることは弊害を伴ふの虞あるを以て這般改正せられたる勅令の規定に



依れば農商務大臣の認可に係る業務規程の定むる處に依り格付賣買を爲すことを得ることと爲れり。元來標準物を定めて賣買取引を爲し格付に依りて代品を以て受渡を爲すの方法は我國に於ては夙に米穀の取引に於て發達し其他の商品に付ては最近に發達し來りたるものなり。歐米取引所の實例に徴するに米國に於ては穀物の品質の統一と倉庫制度の完備とに依りて輒近大に標準物を定めて賣買する方法發達し來りたり。歐洲大陸に於ては我橫濱取引所の標準生絲の如く理想的抽象的の標準物を定めて賣買取引を爲せり。

我國の取引所に於ては標準物を定むる主義に二大別あり。一は抽象的に之を定むる主義例へば橫濱取引所に於ける生絲の賣買取引の標準物の如し。即ち橫濱取引所に於ては特定の銘柄の生絲を以て標準物と爲すに非ず、「原料佳良にして色澤の差異少く束裝整齊荷口一定し業務規程所定の器械検査に適合するもの」と云ふが如き抽象的のものを以て標準物と爲せり。二は具體的に之を定むる主義にして米穀取引所は悉く此主義に依れり。而して其の具體的標準物は其の國其の地方に於て最も多く生産し若くは集散する物件に付き品質の中等なるものを選定することを至當とす。品質上等なるものを以て標準物と定めんか公定相場は常に高きを示し、下等のものを以て標準物と爲さんか公定相場は常に低きを示し、一見各地の相場の不均一を表はし其の平調を害するもの

之れあるに似たり。又其の地方に於て最も多く生産若くは集散する物件を以て標準物と定めざらんか取引所の相場は其の地方の標準相場と爲らざるのみならず、妄りに空相場に傾き現實の受渡を見ざるに至るべし。現に東京米穀商品取引所に在りては埼玉縣米の中米を以て標準物と爲し、堂島米穀取引所に在りては攝津中米を以て標準米と爲し、其の他の地方的米穀取引所に在りても亦通例其の地方に生産する中米を以て標準物と爲せり。而して標準米は毎年十一月該年産米を取り商議員會の意見を聞き理事會の評決を以て之を定め稟詰と爲し理事長、理事、及取引員の部長立會の上之に封印を施し取引所に備へ置くものとす。外國米の標準米は必要の場合に於て見本蒐集の上之を定むべきものとす。此の如く爲す所以は後日受渡の際紛議の生じたる場合に於て参考と爲さんが爲めに外ならず。其の標準米の定まるや左に示すが如き格付表を制定し農商務大臣の認可を受け十二月一日より發會する翌年二月限の新甫より之を施行す。其の具體的標準物を定めたる格付表の調製亦大同小異なりと知るべし。其格付表を定むる主義に亦二種の別あり。一は品質主義にして東京米穀商品取引所に於ける米穀の格付表之を代表し、二は時價主義にして名古屋米穀取引所に於ける米穀の格付表之を代表す。兩者一長一短あり。

(一)東京米穀商品取引所

大正十二年  
米 受渡格付表 (標準埼玉縣中米)



産地別	一等	二等	三等	四等	五等	摘要
埼玉縣米	二八〇上	一八〇上	八〇上	同格	一〇〇下	五等下九除く
宮崎縣米	二三〇上	一三〇上	八〇上	一〇下	一一〇下	關取種は特に壹圓格上
岡山縣米	一五〇上	五〇上	五〇下			但馬米は特に壹圓格下
三重縣米	一二〇上	二〇上	七〇下			
山口縣米	九〇上	同格	七〇下			
兵庫縣米	一八〇上	一〇〇上	同格	一〇〇下		
香川縣米	一三〇上	三〇上	五〇下			
大阪府米	一七〇上	九〇上	同格	一〇〇下		
栃木縣米	二〇〇上	一〇〇上	三〇上	五〇下	一五〇下	⑦也印を除く
茨城縣米	二〇〇上	一〇〇上	三〇上	五〇下	一七〇下	⑧印を除く
千葉縣米	二〇〇上	一〇〇上	三〇上	五〇下	一七〇下	天草郡米を除く阿蘇八代球磨の各郡米は特に參拾錢格下
熊本縣米	一〇〇上	二〇上	八〇下	一八〇下		出水郡米は特に參拾錢格下
徳島縣米	六〇上	二〇下	一〇〇下			丹後米は特に壹圓格下
鹿兒島縣米	八〇上	同格	八〇下	一八〇下		杵島藤津の兩郡産米は特に九拾錢格上
京都府米	一七〇上	九〇上	三〇下			
群馬縣米	二〇〇上	一〇〇上	三〇上	七〇下	二〇〇下	
佐賀縣米	三〇上	七〇下	一七〇下			

愛媛縣米	六〇上	二〇下	一〇〇下	二〇〇下	
滋賀縣米	四〇上	四〇下	一一〇下		
福岡縣米	三〇下	一三〇下	二二〇下		
廣島縣米	一〇〇上	二〇上	七〇下	一六〇下	
岐阜縣米	一〇〇上	二〇上	九〇下		
大分縣米	三〇上	六〇下	一五〇下		
奈良縣米	五〇上	同格	一〇〇下		
山形縣庄内米	一二〇上	三〇上	六〇下	一八〇下	
愛知縣米	八〇上	同格	一一〇下		
神奈川縣米	九〇上	同格	九〇下	二〇〇下	
鳥取縣米	六〇上	三〇下	一一〇下	二二〇下	
福島縣米	六〇上	三〇下	一一〇下	二二〇下	三〇〇下
新潟縣米	五〇上	四〇下	一四〇下	二二〇下	
石川縣米	三〇上	六〇下	一六〇下	二二五〇下	
山形縣米	三〇上	九〇下	二〇〇下		
宮城縣米	六〇上	二〇下	一〇〇下	二二〇下	
富山縣米	二〇上	七〇下	一七〇下	二二〇下	
福井縣米	同格	九〇下	一九〇下	二九〇下	

伊香淺井高島の三郡産米は特に六拾錢格下  
 筑前米は特に參拾錢格上豊前米は特に壹圓格上  
 豊前米は特に參拾錢格上  
 山居倉庫米は特に六拾錢格上鶴岡米は特に參拾錢格上  
 因幡米は特に五拾錢格下  
 東白河郡米及會津米は特に六拾錢格下  
 庄内米を除く  
 下新川郡米は特に貳拾錢格上



秋田縣米	六〇上	二〇下	一〇〇下	二〇〇下	由利郡米は特に壹圓格上
島根縣米	六〇下	一三〇下	二〇〇下	二〇〇下	
青森縣米	同格	九〇下	二〇〇下	三〇〇下	
岩手縣米	六〇下	一七〇下	二七〇下		
朝鮮					
全羅南北道米	一九〇下	二九〇下	三七〇下		④印は特に五拾錢格上同印は特に壹圓格上
京畿道米	二一〇下	三一〇下	三九〇下		
忠清南北道米	二二〇下	三一〇下	三九〇下		
慶尙南北道米	二二〇下	三一〇下	三九〇下		

備考 右表中上は下とあるは格上、格下の略稱なり

第一表 格付遞下表 (但し一石に對する格下金額) 單位錢

銘柄 (府縣名)	等級	六月份	七月份	八月份	九月份	十月份	十月一期	十月二期	翌一月期	同二月期
埼玉、宮崎、栃木	三等以上									
香川、千葉、茨城、群馬、三重、奈良、愛媛	四等以下									
岡山、山口、兵庫、岐阜、大府、京都、徳島、神奈川、鹿児島、山形 (庄内) 秋田 (由利郡)	三等以上	三〇	五〇	六〇	七〇	八〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
佐賀、滋賀、福岡、熊本、大分、廣島、愛知	三等以上	四〇	五〇	六〇	七〇	八〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
埼玉、宮崎、栃木、香川、千葉、茨城、群馬、愛媛	四等以下									
岡山、兵庫、三重、山口、廣島、岐阜、愛知、奈良、神奈川	三等以上									
大阪、熊本、徳島、鹿児島、京都、佐賀、滋賀、福岡、大分、山形 (庄内) 秋田 (由利郡)	四等以下									
佐賀 (叭入)	各等	二	二	二	二	二	二	二	二	二

第二表 容量遞減表 (一俵に付) 單位合

銘柄 (府縣名)	等級	六月份	七月份	八月份	九月份	十月份	十月一期	十月二期	翌一月期	同二月期
岡山、山口、兵庫、岐阜、大府、京都、徳島、神奈川、鹿児島、山形 (庄内) 秋田 (由利郡)	三等以上	三〇	五〇	六〇	七〇	八〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
佐賀、滋賀、福岡、熊本、大分、廣島、愛知	三等以上	四〇	五〇	六〇	七〇	八〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
埼玉、宮崎、栃木、香川、千葉、茨城、群馬、愛媛	四等以下									
岡山、兵庫、三重、山口、廣島、岐阜、愛知、奈良、神奈川	三等以上									
大阪、熊本、徳島、鹿児島、京都、佐賀、滋賀、福岡、大分、山形 (庄内) 秋田 (由利郡)	四等以下									
佐賀 (叭入)	各等	二	二	二	二	二	二	二	二	二

附則 一、本表の等級は各府縣及朝鮮各道穀物検査所の定めたる等級に依る

第二編 取引所制度論 取引所に於ける賣買取引



取引所要論

- 但し山口縣米は防長米同業組合、滋賀縣米は近江米同業組合、庄内米は縣検査所及米券倉庫の定めたる等級に依る
- 二、本表の格上格下金額は本所の標準米に對する一石の格差を示したるものなり
  - 三、鳥取、福島、新潟、石川、山形（庄内米を除く）、宮城、富山、福井、秋田（由利郡米を除く）、島根、青森、岩手の各縣米及朝鮮慶尙西北、京畿、忠清南北、全羅南北の各道米は六月期以降之を検査受渡とす
  - 四、本表は大正十三年四月發會同年六月期以降之を施行す

検査受渡容量遞減表（一俵に付）單位合

銘柄（府縣名）	六月期	七月期	八月期	九月期	十月期	月十期	月十二期	一月期	同二月期
鳥取、福島、新潟、石川、山形、宮城、富山、福井、秋田、島根、青森、岩手、北海道米、其他内地米の未定格米	五合	八合	一〇合	一〇合	一二合	一二合	一五合	一五合	一五合
朝鮮各道米		二	二	四	四	五	五	六	六

備考

- 一、米券受渡格付表に記載したる銘柄の米にして検査受渡を行ふものは同表附表容量遞減表に従ふ
- 二、標準米の前年産米は格付表附表容量遞減表及検査受渡容量遞減表規定の各期月の遞減量に更に一俵に付き一升五合を追加して其の遞減量を定む
- 三、本表は大正十三年四月發會同年六月期以降之を施行す

今一例を設けて右格付表に基き代米受渡の實例を説明せん。

例へば[五]が合に十二月限り米十枚一石三十五圓にて賣りたりと假定すれば[五]は合に埼玉縣米の

中米千石を賣却したることゝ爲る。而して十二月限りの受渡日に至り[五]が三等の千葉縣米千石を受渡米として提供したりとすれば三等の千葉縣米は一石に付三十錢の格上なるを以て合は三百圓を支拂ひ[五]は其の三百圓を受取りて受渡を終了するものとす。又[五]は四等の熊本縣米千石を提供したりとすれば同等級の熊本縣米は一石に付一圓八十錢の格下なるを以て[五]は一千八百圓を支拂ひ合は其の一千八百圓を受取りて受渡を終了するものとす。

(二) 名古屋米穀取引所受渡格付表（同所業務規定）

第八十三條 標準米ニ對スル格付及差格ヲ左ノ如ク定ム

- 一、標準米ノ前年ノ産米（朝鮮ヲ除ク）ハ三月限ハ普通格付ノ外一石ニ付特ニ金五十錢格下トシ四月限以降ハ一石ニ付毎月金十錢ツ、累下シ格下ヲ爲ス
- 二、標準米ノ産年ノ翌年ノ新米ヲ十月限以降ノ受渡ニ用フル場合ハ産年ノ差格ヲ付セス
- 三、今摺米（朝鮮米ヲ除ク）ハ限月及産年ヲ問ハス普通格付ノ外壹石ニ付キ特ニ金八十錢格下ヲ爲ス朝鮮米ハ産年及今摺ニ係ル特別格下ヲ付セス

第八十四條 受渡米左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ不合格トス但シ不合格ハ一口ノ受渡米毎ニ之ヲ決定スルモノトス

- 一、標準米ニ比シ産年及今摺ニ係ル特別格下ヲ算入セスシテ一石ニ付參圓ヲ超ユル格下ト決定シタル内地米
- 二、標準米ニ比シ一石ニ付四圓貳拾錢ヲ超ユル格下ト決定シタル朝鮮米

左に參考の爲め米穀以外の格付中綿絲及蠶絲の格付に付其實例を示さん。

第二編 取引所制度論 取引所に於ける賣買取引







取引所要論

鹿兒島紡織株式會社 ⊕ 標 九 圓 岸和田紡織株式會社 赤戎標(洋裝) 拾貳圓  
 株式會社近藤紡織所 雲雀標 拾壹圓 同 社 黃戎標(洋裝) 拾貳圓  
 山本紡織所 今 標 拾壹圓

(二) 橫濱取引所蠶絲格付表 (同所業務規程)

第六十條 賣方ノ引渡ス生糸ハ本所ニ於テ仕譯ノ上織度並ニ繰返ハ横濱生糸検査所ノ検査ヲ受ケ其成績表カ左表ノ條件ヲ具備シ且色澤品位之ニ相當スルヲ要ス

織度普通呼稱 十四中

織度平均 十三、七五乃至十四、五〇  
 織度區域 十三、二五乃至十五、〇〇  
 織度範圍 一〇、二五乃至一八、七五  
 飛織度數 檢定書十枚ノ中四枚

切斷平均度數ハ二時間八回ヨリ超過セサルモノニ限ル

織度區域ハ検査書一枚ノ平均織度ヲ指スモノトシ生糸ノ織度並ニ再編ハ一口(千斤)毎ノ總荷ノ内ヨリ適宜ニ五十捻ヲ抽キ検査ニ付スルモノトス但必要ト認メタルトキハ再検査ニ付スルコトアルヘシ色澤及品位ノ検査ハ總荷ニ就キ之ヲ爲スモノトス生糸ノ重量ハ横濱生糸検査所ニ於テ正量ノ検査ヲ受ケ其成績表ニ依リ之ヲ定ム

正量ハ一口(千斤)ノ内ヨリ適宜四捆ヲ抽キ検査ニ付シ其成績ニ基キ一口ノ數量ヲ算定スルモノトシ正量検査ノ結果水分含量ノ百分ノ二ヲ超ユルモノヲ不合格トス

第六十條 前條ノ規定ニ該當シタル生糸ニ對シ左ノ格付ヲ以テ受渡ヲ爲スモノトシ格下五圓ヲ超過スルモノハ不合格品トシ渡品ニ供スルコトヲ得サルモノトス

格	上	格	下
五	四	五	四
五	四	五	四
五	四	五	四

前項ノ格付ハ本所之ヲ決定ス

第六十二條 受渡品ニ對シ本所ニ於テ検査及格付ヲ決定シタルトキハ賣買者トモ之ニ對シ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

第六十四條 受渡ニ供スヘキ生糸ハ本所ノ準備検査合格品タルヘシ若シ準備検査未済品ヲ差出ス場合ニ於テハ渡品千斤ニ付金百圓宛テ相手方ニ支拂フヘキモノトス此金額ハ現品ト同時ニ本所ニ差出スヘシ

渡品トシテ差出ス準備検査合格品ハ品質並封印ニ異狀ナキモノナルヲ要ス異狀ノ有無ハ本所之ヲ決ス

第六十五條 生糸ハ毎年七月以降ハ新糸(當該年ノ産繭ヲ以テ製糸シタルモノヲ云フ)ヲ以テ受渡ヲナスヘキモノトス

新糸ハ限月ニ拘ハラズ古糸ノ代用トシテ渡品ニ供スルコトヲ得ヘシ此場合ニ於テハ新古同格トス

第六十六條 受渡品一口(千斤)ノ數量ハ三十斤以上ノ過不足アルヲ許サス

前項ノ規定以上ノ不足アルトキハ數量ノ看買ヲ了シタル日ヨリ三日以内ニ一回ヲ限リ填補セシムルコトアルヘシ

第六十七條 渡品中不合格品アルトキハ検査決定ノ日ヨリ三日以内ニ一回ヲ限リ差換品ヲ差出サシム

前項ノ差換品中尚不合格品アルトキハ更ニ二日以内ニ一回ヲ限リ差換品ヲ差出サシム

不合格品トシテ決定セラレタル商品ハ再受渡品トシテ提供スルコトヲ許サス

第二編 取引所制度論 取引所に於ける賣買取引



第六十八條 渡品カ第六十六條ノ制限以上ノ不足アルトキ又ハ二同ノ填補差換ヲナシ尙下合格ナルトキハ其部分ノ渡品ヲ提出セサルモノトシ處分スヘシ

第四 賣買者双方より證據金を差出さしむる方法

既に説明せるが如く我國に於ては株式會社組織の取引所は其の市場に於て締結せられたる賣買取引の契約より生ずる損害に付き之を賠償する責任を負擔するを例とするが故に、取引所は賣買取引の成立するや其の違約を生ぜざる以前に於て將來或は負擔することあるべき損害賠償の危険に備ふるの策を講ぜずんばあるべからず。受渡期限の長き清算取引に於て殊に然りと爲す。假令取引所が損害賠償の責を負はざるも賣買當事者双方より證據金を取引所に提供し後日の違約に備ふるを以て取引上最も安全の策と爲す。證據金制度は即ち此の必要の下に生じたる制度にして取引所は賣買取引の成立以後受渡結了に至る迄の間に於て所定の場合即ち違約の危険ありと認むる場合に際し豫め其の危険に備へんが爲めに賣買當事者の双方又は一方より證據金を差出さしめ之を預り置くものとす。而して後日賣買當事者にして其の賣買取引の責任を履行せざる者あるときは豫め預り置きたる證據金を以て其の損害賠償の用に供することを得。

歐米の取引所に在りては取引所は其の市場に於て取組みたる賣買取引に付き何等擔保の責任を

負擔せずして賣買の當事者が各自其の信用に基きて賣買取引を爲すが故に、豫め後日に於ける賣買取引の違約に備へんが爲め賣買當事者相互に證據金の掛け合せを爲し若くは仲買人に於て豫め委託者より證據金を預り置くか若くは委託執行後に於て證據金の差出を請求するの例之れありと雖も我國に於ては取引所自體が直接に賣買者即ち取引員より證據金を徵收するものとす。勿論取引員が委託者より委託證據金を預り置くこと否とは自由にして委託契約の内容に屬す。次に説明せんとするものは取引所對取引員の證據金なりとす。

(甲) 證據金の種類、範圍(額)及納入時期

證據金は大別して三種とす、本證據金、追證據金及び増證據金即ち之れなり。

(イ) 本證據金

本證據金とは賣買の當初に於て賣買當事者双方より差出さしむる證據金を云ふ。其の額は各取引所が定款に於て定めたる範圍内に於て理事會の評決に依り隨時之を定め農商務大臣に申告すべきものとす。定款に定むる範圍及實際の額を示せば左の如し。

範圍	東京米穀商品取引所	大阪株式取引所	東京株式取引所
	一定値段の百分の三十以上	帳入値段の百分の三十以内	帳入値段の百分の五十以上



其の實例を示せば左の如し。

(實例の一) 米		(實例の二) 有 價 證 券	
米百石に付	穀	國債、地方債、社債は額面百圓迄	一圓
八月 限	百八十圓	同額面百圓以上は	二圓
九月 限	貳百圓	京濱電鐵	四圓
十月 限	貳百圓	阪神電鐵	三圓
		鐵 紡	八圓
		東 株 新株	六圓

此の本證據金額の如何は一面に於ては取引所収入の増減に影響を及ぼし他の一面に於ては擔保力の強弱に關係するが故に此の決定は最も事實に適するを要す。蓋し證據金の高きに失せんか買買取引の數量は減退し從て其の數量に比例すべき取引所の収入たる手数料は減少するに至るべく又其の低きに失せんか買買取引の數量は増加すべけんも一旦違約の場合に於て取引所が負擔すべき賠償の額は愈々益々多大なるに至るべければなり。通例本證據金額の決定に付ては取引物件の時價の高低及び相場變動の度合を以て標準と爲す。取引物件の時價にして高からんか本證據金も

亦高からざるを得ざるべく又相場の變動にして常なき物件に在りては本證據金も亦之に對應せざるべからず。何となれば右の如き事情の下に於ては取引所の賣買擔保に對する危険の度合自から異なる處あればなり。本證據金の納入時限前日後場發會より當日日本場閉會迄の賣買に對し翌日の本場閉會迄に納入せしめ、翌日本場の發會を爲さざる時は、其の納入時限を市場に掲示することと爲し居れり。

(ロ) 追證據金

追證據金とは原賣買當日の一定直段に比し相場の高低の差が本證據金の半額又は其の乗數以上に達したる場合に賣買當事者の損方より徴收する處の證據金を謂ふ。一に追數又は追證と稱す。此の證據金は相場の高低に應じ何回にても徴收することを得。其額は本證據金の半額に相當する金額なりとす。東株に在りては追證據金を分ちて通常追證據金及び臨時追證據金の二種と爲す。通常追證據金とは本證據金納入の時限迄に納入すべき追證據金を謂ひ、臨時追證據金とは本證據金納入の時限迄之を猶豫せず即時に之を納入せしむる追證據金を謂ふ。從て後者は一に之を即數と稱す。然りと雖も多數の取引所に在りては追證據金に付ては通例此の如き區別を設け居らざるなり。今東京米穀商品取引所の定むる追證據金の納入時期に關し規定せるものを示せば左の如し。



- (一)本場に於て揭示の分は當日午後三時迄
- (二)後場に於て揭示の分は翌日本場發會迄
- (三)本場及後場の發會をなさざるときは取引所の指定したる時間限り  
納入すべきものとす。若し本證據金の差入時間前に既に追證據金の差入を要するものは其の差入  
定刻限りに之を差入るべきものと爲せり。

追證據金制度は增證據金制度と共に證據金として效用あるのみならず、投機者流が人爲的相場  
を作製せんとする場合に於て之を抑制するの效用を有すと雖も、理事者に於て其の徵收時期の宜  
しきを得ざらんか却て賣買當事者に於て非常なる紛擾を惹起すること之れあるべし。又追證據金  
制度を悪用し買占の手段に依りて徒らに相場を暴騰せしめ相手方をして金融上追證據金の納入に  
困難を告げしめ以て相手方の不利益なる條件の下に解合を爲さしむることあり。俗に之を「追證  
攻め」と稱す。「追證攻め」は追證據金制度に伴ふ弊害にして之が救済の策を講ずべき必要あるは  
勿論なりとす。

(ハ)增證據金

增證據金に二種あり、定時增證據金及び臨時增證據金之れなり。

定時證據金は前に述べたる本證據金及び追證據金の外一定の時日以後に於て現在し若しくは新  
に成立する賣買取引に對し常に賣買當事者双方より徵收する證據金を謂ふ。此の證據金は受渡期  
日の接近するに従ひ特に其の不履行の危険に備へんが爲めに徵收するものなれば通例受渡期日前  
五日乃至十日に於て之を徵收するものとす。

今其の範圍及び額に關し取引所の定むる所を例示すれば左の如し。

東	米	東	株
一石に付壹圓以下の範圍に於て臨時其の額を定めて 市場に掲示す		本證據金額の三倍以内とす	

臨時增證據金とは非常の事變あるとき、數日間市場が休むとき又は相場に甚しき昂低ありと思  
料するとき其の取引所に於て必要ありと認めたる場合に於て賣買當事者双方より徵收する處の證  
據金を謂ふ。其の範圍は各取引所の定むる處を一にせず。例へば

- 東 米 一石に付 二十錢以上二圓以下
- 東 株 本證據金の三倍以内



の如し。以上の範圍内に於て理事會の評決に依り其の金額を定め納入期日と共に之を市場に掲示し徴收するものとす。

以上述べたる三種の證據金の外取引所に依りては割増證據金及び豫納證據金なるものを認むるものあり。割増證據金は東京米穀商品取引所に於て存す。其の定むる所の規定に依れば、割増證據金は各期月を通算して賣買玉を相殺したる殘玉十萬石を超過して賣買を爲さんとする者に對し徴收する處の證據金にして其の額は最高の賣買本證據金の範圍内に於て其の率を定む。取引所に於て特に必要ありと認めたるときは賣買玉を相殺せず其の双方又は一方に對し割増證據金を徴收することあるべし。而して其の之を納入すべき時期は取引所に於て隨時之を指定するものとす。又豫納證據金とは取引所が取引員の賣買多額に至り其の賣買の擔保不充分なりと認むる場合に於て本證據金を差入れざる賣買を取引所の指定する石數以上爲さんとする者より豫め徴收する處の證據金を謂ひ、賣買成立前に之を納入せしむ。其の石數は取引所隨時之を指定す。尙ほ證據金の一種にして代用證據金とも稱すべきものあり。即ち賣約定を爲したる者が其の約定物件を取引所に差入れ諸證據金に代用し得べきことを認め居れり。此の場合に於て其の證券取引員の記名なるときは賣渡委任狀を添へ又委託者の記名なるときは賣渡委任狀の外賣委託の證明書を添付すること

を要す。又米穀其の他の商品なるときは預證券及預入證券又は倉荷證券を提出すべきものとす。

證據金は何れの種類の證據金たるを問はず取引所が違約の危険に備へんが爲に防衛上之を徴收する者なり。従て取引所の賣買取引の擔保上不利を被らざる場合に於ては之を徴收せざるも差支なし。現に我國の取引所に於ては通例兩建賣買(同一取引員の定期取引にして同一銘柄、同一限月、同一數量、兩建賣買と云ふ、尤も賣買價格に付ては前後同一ならざる場合に於ては假りに後に賣買したる一定値段に依り差金を計算し其の價格を同一とす)にして當限の十日乃至二十日前に存するものに對しては其の證據金を免除し得べきものと爲せり。尤も賣買の狀況に依り免除期限を繰上げ又は兩建賣買に對し諸證據金を免除すべき數量は各取引員に付き隨時制限することを得。

(一) 一方諸證據金を免除すべき場合

新規賣買を爲すも前きに諸證據金の差入れある賣買兩建の存するときはその旨を取引所に届出で一方諸證據金の免除を請ふべし。此の場合に於ては取引所は其の一方建米(株若は其他の物件)に對する分の差入を免除するものとす。

(二) 双方諸證據金を免除すべき場合

新規賣買を爲したる者前きに諸證據金の差入れある賣買兩建の存するときはその旨を取引所に届出で双方諸證據金の免除を請ふべし。此場合に於ては取引所は前に差入れある諸證據金を返付



するものす。若し後日一方の建米(株若は其他の物件)を以て轉賣、買戻を爲したるときは他の方の賣買建米(株若は其他の物件)に對しては規定時間内に諸證據金を差入れざるべからず。

(乙)證據金の代用物件

證據金は現金を以て納入せしむるを以て可とす。雖も、現金を以て納入せざるべからざるにあらず。然りと雖も證據金は賣買取引に關する違約の場合に於て其の損害の賠償に充當せざるべからざるものなるが故に、たとへ現金代用の物件を認むるとするも其の代用物件は最も換價し易き物件に限定せざるべからざるや勿論なりとす。現今各取引所に於ける實際の例に徴するに、株式取引所に在りては本證據金及増證據金に就ては國債證券、地方債證券、諸會社の債券及株券、米穀取引所に在りては此等の有價證券の外特別契約ある倉庫の米預證券並に質入證券にして自己の所持するものを以て證據金に代用せしむ。尤も記名證券は其の差入るべき取引員記名のものにして賣渡委任状を添付することを要するは既述の如し。一部の地方的小取引所に於ては慶長小判其他の古金銀を以て證據金に代用せしむるもの之れなきにあらず。雖も、其の甚だ可なる所以を知らず。而して追證據金及臨時増證據金に付ては少くとも半額は必ず現金を以て納入することを要す。代用物件の種類、範圍及び價格は理事會の評決に依り理事長に於て之を定むるを常例とす。

(丙)證據金の返付

證據金は賣買取引の違約の際負擔することあるべき危険に備へんが爲めに徴收するものなれば其の危険の虞之れなしと認めたる場合に於ては之を返付するを至當とす。一旦納入せしめたる證據金を返付すべき場合次の如し。

(一)割増證據金及び豫納證據金は本證據金差入と同時に之を返付す。

(二)追證據金は其の差入後各場の最後の公定相場平均と賣買當日の一定値段を對照し相場の低落に因り本證據金の半額又は其の倍數に相當する差額を生じたる毎に賣方に本證據金の半額を又相場の騰貴に因り其の差額を生じたる毎に本證據金の半額を買方に返付す。

(三)臨時増證據金は取引所に於て之を徴收し買方の必要消滅したりと認むるときに限り受渡期日前と雖も之を返付す。

(四)轉賣買戻に依り賣買を終了したる場合には清算の上損失あるときは證據金より之を控除し其の殘額を又利益あるときは之を證據金に加へ其の合算額を賣買人に返付す。

(五)受渡の場合に於ては證據金は建値段と賣買當日の一定値段とを對照し、建値段一定値段より低きときは賣方には其の差額を加へ買方より其の差額を差引き又建値段一定値段より高きときは



は買方には其の差額を加へ賣方より其の差額を差引き之を拂ふ。尤も此の場合に於て買方に支拂ふべき金額は皆代金に充當するものとす。

#### 第五、契約期限内に於て爲したる轉賣買戻を相殺する方法

轉賣とは豫め買入れたる物件を受渡期日前に於て同一限月の清算取引を以て賣却することを謂ひ、買戻とは之と正反對に豫め賣却したる物件を受渡期日前に同一限月の清算取引を以て買入ることを謂ふ。而して轉賣又は買戻は當事者が特に之を兩建と爲すの意志を表示せざる限りは取引所の帳簿上數量の一致する範圍内に於て先きの買又は賣と相殺せられ差金の受渡に依りて賣買關係を終了せしむ。此の方法を稱して轉賣買戻に依る相殺の方法と謂ふ。從て轉賣買戻は取引員社會の術語として手仕舞と云ひ、一に又轉賣を賣埋、買戻を買埋と云ふ。例へば甲取引員が十月五日に十一月限にて東新株五十枚を百三十圓にて買ひ十月十八日に至り同取引員が十一月限にて同新株三十枚を百四十圓にて賣り特に兩建と爲すの意志を表示せざるときは甲取引員の十月十八日に於ける賣は即ち轉賣にして先きの買と轉賣とを相殺して結局甲取引員の賣は十一月限新株二十枚となり相殺の上甲取引員は差益金二百圓を取引所より受取ることとなる。轉賣買戻を相殺するに付ては通例差金の受授を伴ふものとす。差金とは先の買又は賣値段と後の轉賣又は買戻の値段

との差額を謂ひ、其の差金が利益なるときは之を差益金と謂ひ、損失なるときは之を差損金と謂ふ。差損金は轉賣又は買戻を爲したる者より差出さしめ、差益金は一時取引所より之を立替へ置き、夫れ夫れ計算を爲すの例なり。

轉賣買戻を相殺する方法に從來指定落、利益落、小口落、便宜落及最近落の五種行はれたりと雖も、現今に於ては大體に於て小口落行はる(第六節第二參照)。

### 第三款 實物市場に於ける賣買取引の方法

#### (一) 相對賣買の方法

相對賣買の方法とは賣買當事者双方が相對の協議を以て賣買契約を締結する方法を謂ふ。

#### (二) 糶賣買の方法

糶賣買の方法とは現物、見本又は銘柄に依り豫め其の要件を市場に掲示し受渡期日を指定して豫定の時刻に於て其價格を競争せしめ、糶賣の場合に於ては最高價を付したるものを確定の買主とし又糶買の場合に於ては最低價を付したるものを確定の賣主と爲す方法を謂ふ。

多人數が其價格を競争する點に於て競賣買と相類似すと雖も、兩者の差異は主として次の三點



に存す。(1) 糶賣買の方法に於ては賣方若しくは買方が一人にして之に對する買方若しくは賣方が多人数なりと雖も競賣買の方法にありては賣買者双方共多人數少くとも可能的多數なり。(2) 糶賣買の場合に於ては最高價を付したるもの又は最低價を付したるものが確定の買主又は賣主と爲ると雖も競賣買の場合に在りては最高價若しくは最低價の制限なく双方適當なりと認めたる價格に於て賣買取組を爲すものなり。(3) 殊に取引所市場に於ける競賣買は團體的取引の性質を有するに反して糶賣買は普通の契約と同様に個別的取引なり。

### (三) 入札賣買の方法

入札賣買の方法とは現物、見本又は銘柄に依り賣買物件の數量其他の要件を市場に掲示し豫定の時刻に於て記名投票を以て其の價格の競争を爲さしめ開札の結果、入札賣の場合に於ては最高價を付したる者を確定の買主とし入札買の場合に於ては最低價を付したるものを確定の賣主とする賣買方法なり。此の入札賣買の場合に於て開札の結果最高價若しくは最低價の價格にして同額の價格を付したる者數人あるときは此等の入札人は共同して其の物件を引受くべきものとし、若し之を欲せざるときは同額の價格を付したる入札人をして即時其の價格を競争せしむるか若しくは抽籤を以て入札賣の場合に於ては買主又入札買の場合に於ては賣主を定むべきものと爲すを例とす。

糶賣買又は入札賣買の場合に於て開札の上其價格不適當なりと認むるときは賣主又は買主は取引所役員の承諾を得て其賣買を取消すことを得べし。

### (四) 單位賣買の方法

單位を定めて賣買する方法は實物市場に於ける賣買取引に對しては當然之を認めざるなり。蓋し此賣買の方法は多額の賣買を爲すに適當なる方法なるが故に東京、大阪其他商業の繁盛なる土地にして實物市場に於ける賣買取引の取組高極めて多額なるべき取引所に對しては之を認むべきものならむ(勅令第三五三號第十五條第三項)。東京米穀商品取引所に於ては實物市場に於ける賣買取引の單位は百石と爲し、呼直即賣買直段は一石の原價を以てす。又東京株式取引所に在りては國債、債券、會社社債券等は最小額面、株式は一株を以て單位とし、呼直は此單位即ち一枚に對するものと爲し居れり。

### (五) 賣買者双方より證據金を差出さしむるの方法

實物市場に於ける賣買取引は其の本質上現實履行を目的とするが故に、清算市場に於ける賣買取引の如く多額の賣買取引之れなきのみならず受渡期日も又比較的短きが故に、賣買取引をして圓滑に行はしめんが爲には賣買者双方より證據金を徴せしめざるを適當とす。然りと雖も證據金



の徴收は前に述べたる如く取引所自衛の方法として必要なるが故に全然徴收せざるものと爲すことを得ず。現に東京株式取引所の定款に於ては實物市場に於ける賣買取引に付ても各種の證據金を徴收し得べく其の徴收の方法に付ては隨時取引所に於て定むる外清算市場に於ける賣買取引の證據金に準せり。

従前の法令に依れば競賣買の方法は農商務大臣の認可を受けたる場合に限り直取引及延取引に對して之を用ふることを得たり。

賣買取引の方法中特に注意すべき事項あり。即ち實物市場に於ける賣買取引に對して絶対に認められざる賣買方法三あり。(一)轉賣買戻を取引所の帳簿上相殺する方法、(二)格付に従ひ代品を以て受渡を爲すの方法、(三)競賣買の方法これなり。蓋し實物市場に於ける賣買取引は現實履行を目的とし且つ清算取引の如く多額の賣買を骨子とするものに非ざればなり。

就中競賣買の方法は預合の方法と相和して空賣買に流れ易きを以て、明治四十五年の春以來直取引の競賣買は主務省に於て斷然之を禁止し、改正前の取引所令に依るも直取引及延取引に對しては絶対に競賣買の方法を認めざりき。

今參考の爲め昔時東京株式取引所に於て行はれたる直取引の競賣買及預合の方法を説明せん。

元來「ヂキ」取引なるものは明治十三年四月、時の政府が金銀貨の定期取引を停止したる結果として横濱株式取引所が案出したる取引にして、表面は直取引を装ふも其の實定期取引の實を有する一種の變則的取引なり。此横濱取引所に發生したる「ヂキ」取引は明治十九年以來同所の仲買人が東京株式取引所に轉すると共に東京株式取引所に移入するに至れり。最初は炭鑛株に付て行はれ、尋で郵船株に付き行はれ、一時は郵船「ヂキ」の名稱さへ生ずるに至れり。近來は國債、鐘紡新株及東株若は東新等に付き行はれたりと雖も、盛に行はれたるものは東新の「ヂキ」取引なりき。此の如く直取引を爲す有價證券の範圍を限定せる所以は後日預合を爲さんが爲と相場の変動常なきものを選ばんが爲めに外ならず。而して「ヂキ」取引は競賣買の方法に依るものとす。

前日の後場より當日前場迄に約定したる直取引は當日午後四時迄に受渡しありたるものは勿論受渡の之なきものと雖も取引所の帳簿上は總て受渡の終了したるものとせらる。其の受渡を爲さざる「ヂキ」取引は取引所を離れ當事者に於て預合なる方法に依り日歩を支拂ふて賣買の繰越を爲すものとす。尙詳細に之を説明すれば、當日前場の終了後當事者間に一定の相場を定め前日後場より當日前場迄に約定したる賣買取引を總て此直段にて成立したるものと爲す。此の直段を稱して爲替直段と云ふ。此爲替直段と各賣買直段(又は前日の爲替直段)との差額は當事者間に於て



之を受渡し、此差額を稱して頭金と云ふ。頭金の受渡と共に通例日歩を支拂ふものとす。日歩に二種あり、買方が附する日歩を本日歩と謂ひ、賣方が附する日歩を逆日歩と謂ふ。此の如く前日來繰延されたる取引及當日約定せられたる取引は受渡あるものを除くの外は總て頭金及日歩を支拂ふて日々之を繰延べ轉賣又は買戻に依りて相殺し、差金の受授に依りて其の取引を終了するものなり。

#### 第四款 歐米の取引所に於ける賣買取引の方法

##### 第一、倫敦株式取引所

取引所に於て賣買取引せらるる證券の種類は總務委員會に於て之を決定し、其の上場證券の賣買順序は我國に於ける如く順序を定めて逐次之が競賣買を爲すに非ず。市場は午前十一時に開始し午後四時に閉場す。其の開市するや賣買商(Jobber)は市場に於て其の仲買人(Broker)を待受け仲買人は客の注文を受けたる玉を遂行する爲めに賣買商に對し賣玉とも買玉とも云はずして付値を求む。賣買商は之に對し必ず賣値及買値を答へざるべからず。例へば八十六磅買七磅賣と謂ふが如し。而して賣買商は此の價値にて或限度内の數量を賣買するの義務あり。其限度とは公債類は

千磅以内、株券は五十株、若し十五磅以上の値段なるときは十株、一磅以内のものは百株、又米國の株なる時は百株、同公債なる時は五千弗以内とす。其の制限以上の賣買を爲さんとするときにはBrokerは豫め賣買商に其の數量を示して取引するを要す。

市場に於て賣買成立するときは互に銘柄、數量及値段を手帳に記入して確定し又同様の事項を紙片に記入して取引所に備付たる小箱に投じ書記之を集めて相場表作製の材料とし又營業時間締切前構内に掲示す。賣買双方の手代は翌朝階下に會して讀合を爲し取引の査照を爲す。而して仲買人が客に對する通知は概ね翌日之を發送するものとす。

##### 第二 巴里株式取引所

取引所の營業時間は正午より午後三時迄とす。夏季は午後二時より午後三時迄なり。其の開市するや仲次商人は市場に出入して仲買人間を斡旋し客に市況を報告することを努む。注文に三種の態様あり。指値、成行及平均値之なり。指値注文及成行注文は我國に於ける注文と異なる所無し。平均値注文とは一種の成行注文にして、相場表の最高と最低との平均の値段を以て賣買を調約するを謂ふ。平均値に依る賣買取引の方法は賣買当事者が立會前即ち午前十一時より正午迄に豫め相手方と其旨を契約し、立會終了後相場決定せられたるときは其の最高、最低を平均したる相場



を以て其の當事者間の賣買を成立せしむ。若し其相場が唯一なるときは其の値段を以て平均値段と爲し、賣買無きときは平均値の之れ無きは勿論なりとす。而して注文の有効期間に二種あり、本日中有效なるものと一週間有效なるものと之なり。後者は毎月曜日に新に注文を受けて當事者の行違ひなきことを圖れり。

賣買證據金は仲買人に於て委託者より時に或は之を預り置くことあり、其の額は客筋の信用如何に依りて一定せざるや勿論なり。仲買人は通例最初より證據金を預ること少く相場の高低甚しき場合に於て臨時之を請求するを多しとす。此の場合委託者が仲買人の請求に應じ證據金の差入を怠るときは仲買人は隨時其取引を結了するの權利あり。

### 第三、紐育株式取引所

紐育取引所に於ては午前十時より午後三時迄引續き賣買の立會を爲す。而して我國に於けるが如く一定の場所に集りて順次株券の賣買を爲すに非ずして場内に十六本の柱ありて株券の種類に依りて賣買取引する場所を異にす。而して其の柱の上部には八角形の張出に賣買取引すべき株券の名稱を記入し其の下部には賣買の出來値段を記入す。

其十六本の柱の下に於て取引所會員集合し相對賣買に依りて取引を爲す。最初に成立せる賣買

を寄付と稱し、最後に成立せる賣買を大引と稱す。而して賣買取引の意思の表示は猶我取引所に於けるが如く手と口とを以て之を爲し、賣買取引の成立したるときは互に手を握るか若は拍手を爲す、而して賣買の順序は賣方は先づ高値の買物に賣ることを要し、特に安値を作ることを得ず。又買手は同様に安き賣物のあるときは高き値段を作ることを得ず。之れ蓋し會員間の密約を以て賣買の注文を出し之を市場に付合せて虚偽の相場を作ることを行はざらんが爲なり。市場に於て賣買成立したるときは一定の大きさの紙片に買はB、賣はSとして株數、銘柄、値段、相手方の名稱と自己の署名を爲して之を交換す。其の市場に於て賣買の成立するや遲滞なく自己の店に通報し、市場閉鎖後一時間以内に賣方は買方に對し其の賣買取引の照合を爲す。之を怠りたるときは後日異議を申立つるの權利なし。

## 第五節 賣買取引の成立

凡そ取引所に於ける賣買取引は取引所の場帳（庭帳とも云ふ）に登録するに依りて成立す。場帳には賣買當事者、賣買箇數、價格及受渡の期日、有價證券なるときは右銘柄を記入するものとす。賣買當事者の記入方法は豫め取引員に附與したる商號例へば①、②、③等の如き略符を用ふ



るか若くは豫め取引員に附與したる番號例へば3、4、5等の如き数字を用ひ、賣買箇數は通例枚數、價格は通例圓位以下を切捨て以て多額の賣買を容易迅速に記入するの便に供せり。今十一月限の前場第二節に於て金が圓に米穀百枚を一石に付三十五圓四十五錢にて賣りたりと假定すれば其の記載左の如し。

十一月限前場第二節									
枚	數	値	段	賣	主	買	主		
	100		45	金	又、	5	圓	又、	9

取引所市場に於ける立會は喧囂雜沓を極め其取引高通例多額に上るが故に、如何に目付係及帳場係が熟練なりと雖も時に或は誤謬なしとせず。依て場帳登録後遲滯なく取引員より其の賣買の期月、數量等を申告せしめ場帳との對查を爲す。而して其の對查の完了前賣買者双方より場帳登録の訂正の申出あるときは取引所は登録に誤謬ありと認むる場合一回に限り之を訂正することあるべし。此の誤謬の訂正の名の下に或は所謂「附出し」なるもの行はる。畢竟「附出し」なるものは市場に於て賣買したる取組が場帳に記入漏と爲りたるが爲め其の記入を申込むに外ならずと

雖も、實際上に於ては往々取引市場に於て賣買を爲さざりしに拘らず之を記入するの弊之れなしとせず。場帳の記入を抹消するに付ても賣買當事者双方の届出に依るか若くは相手方の承諾ある場合に於て取引所が相違なしと認めたるときに限り之を抹消するものとす。

此の如く取引所に於ける賣買取引は場帳に登録するに依り成立すと雖も、場帳に登録したる賣買取引の直段は各々其の直段を異にするか又は各節の寄附又は大引直段に依りて區々たるが故に、此等の賣買取引に對する本證據金の差入、手数料の納入、相場の變動に依る追證據金及增證據金の徴收等につき計算上甚だ不便たるを免れず。此の故に多額の數量を取引する清算取引に付ては從來取引所は毎日帳入直段(一定直段とも云ふ)なるものを定め、其の日一切の清算取引が此の一定直段に於て取組まれたるものと爲し居れり。畢竟此帳入直段なるものは取引所の計算の便宜の爲めに設けたる直段にして實際の賣買直段と異なるものなり。帳入直段(一定直段)の決定方法に付ては米穀其他の商品取引所と株式取引所とに依りて多少異なる處あり。米穀其の他の商品取引所の代表として東京米穀商品取引所に於ける一定直段の決定方法を説明せんに、通例當日前場及後場を以て一計算區域とし、其の區域内に於ける賣買總直段を總數量にて除したる商を以て帳入直段と爲せり。當日前場を開かざるときは後場の賣買に依り又當日後場を開かざるときは前



場の賣買に依り又前場若は後場の一節又は數節の立會を爲さざるときは其立會を爲したる節の賣買により一定直段を定む。次に株式取引所の代表として東京株式取引所に於ける帳入直段の決定方法を説明せんに、通例清算取引に付ては一日を以て一計算區域と爲し、其の區域内に於ける最終約定直段の圓位未滿を切捨てたるものを以て帳入直段と爲せり。其の最終約定直段が圓位未滿なるときは適宜取引所に於て之を定むることと爲せり。

右の如くして決定したる帳入直段と實際上の各自の約定直段との差金は本證據金の差入時間迄に差金の計算を爲し之を受授すべきものとす。即ち帳入直段と實際上の各自の約定直段とを對照して約定直段帳入直段より高きときは買方より其差金を差入れしめ之を賣方に仕拂ひ、約定直段、帳入直段より低きときは賣方より其の差金を差入れしめて之を買方に仕拂ふものとす。

## 第六節 賣買取引の決済

### 第一款 我國の制度

取引所に於ける賣買取引の結果は其の契約を履行するか若くは差金の受授に依るか二者其の一

に歸せざるを得ず（時に或は契約の不履行に依りて賣買取引の結末を告ぐることあり此の點に付ては違約處分として之を説明せん）。前者は之を受渡と謂ひ、後者は之を轉賣買戻と謂ふ。而して取引所に於ける賣買取引中實物市場に於ける賣買取引は差金の受授に依りて決済を爲すことを得ず、必ず受渡を爲さざるべからざるなり。之に反して清算市場に於ける賣買取引は其の短期取引たると長期取引たるを問はず投機取引なるを以て實際上受渡を爲すもの比較的少く、差金の受授に依りて決済するもの極めて多し。

受渡其他の決済は業務規程の定むる處に依り取引所を経て之を爲さざるべからず。取引所も亦受渡其他の決済事務を他の機關に委任することを許さず、必ず自から之を行はざるべからざるなり（勅令第三五三號第十六條）。蓋し然らざれば(1)取引所に於ける賣買取引が賭博行為に陥ることなきを保し難きが故に取引所をして間接に其の監督の衝に當らしむると同時に亦(2)其の受渡に際し受渡物件の眞否、品質の善惡等に關し紛議を生ずるの虞あるを以て公正嚴格の中間機關たる取引所をして經由機關たらしめ其の紛議を未然に防止せんとするの趣意に外ならず。

### 第一 受渡

受渡とは取引市場に於て取組たる賣買取引の履行にして賣方は其の約定したる物件を提供し買



方は之に對して代金を交附することを謂ふ。而して受渡は前述の如く取引所を経て之を爲さざるべからざる故に取引所は賣方より物件を受取りて之を賣方に交附し買方より代金を受取りて之を賣方に交附するものとす。

(甲)受渡の期日

受渡の期日が賣買取引の種類に依りて異なることは既に之を説明せり。

(イ) 實物取引に在りては賣買當事者の約定したる期日は午後二時限り(時間は取引所に依りて多少異なる)受渡を爲すを原則とす。若し其の受渡期日が休會日なるときは實物取引の場合は其翌日に繰下ぐるものとす。

(ロ) 清算取引に在りては毎月の末日(取引所に依りては其の前日)午後一時(取引所に依りては午後三時)限り受渡を爲すを例とす。尤も十二月は二十日又は二十五日限り受渡を爲す。若し受渡期日が休會日なるときは其の前日に繰上ぐるものとす。國債證券は農商務大臣の認可を受け限月に依らざることを得るが故に、其の取引所の定めたる期日例へば東京株式取引所は毎火曜日、大阪株式取引所に在りては毎月十五日二十日及二十五日の午後二時限り受渡を爲さしむ。

(乙)受渡の手續

有價證券の受渡は極めて簡易なるに反して米穀其の他の商品の受渡手續は極めて複雑なり。蓋し物件の性質異ればなり。即ち有價證券に付ては場所即ち倉庫を必要とせず、其の受渡の物件に於ても單に受渡の有價證券が偽造若くは變造に非らざることを検査すれば足り其の検査方法も亦極めて單純なるも、米穀其の他の商品に於ては倉庫を必要とし、受渡の提供物件は其品質、樹量、俵裝等を慎重に検査せざるべからず、而して其の検査方法極めて複雑なり。今左に有價證券の受渡手續と商品の受渡手續とに分ちて其の概要を説明せん。

(1) 有價證券の受渡手續

實物取引に在りては受渡を爲すべき期日に於て賣方は其の賣約したる有價證券に賣渡委任狀及親族會の同意を要する場合に於ては其の同意書並裁判所の決定書を添へて之を取引所に提供し、買方は約定直段に對する代金(若し證據金の差入れあるときは證據金額を控除したる殘額)を取引所に差出し役員立會の上受渡を結了するものとす。清算取引に在りては通例轉賣買戻に依りて手仕舞を爲し、當初の賣買當事者は何時の間にか變更せられ受渡期日に於ては渡方(賣方)と受方(買方)との二派に分たるるが故に、渡方取引員の或者と受方取引員の或者と合意の上相手方を定めて之を取引所に届出で理事立會の上受渡を爲すことを得。此受渡は假の受渡にして其の種類の有價



證券の受渡を一切結了したるときに至りて初めて確定のもの認めらる。假の受渡を爲さざるとき又は一部假受渡を爲したる場合に於て殘金の受渡に付ては取引所に於て便宜渡方と受方とを指定す。而して清算取引の受渡期日に於ては渡方取引員は渡株通知書に有價證券賣渡委任狀及親族會の同意を要する場合に於ては其の同意書並に裁判所の決定書を添へて之を取引所に提供し受方取引員は受渡通知書と共に其代金を提供し役員立會の上受渡を結了するものとす。清算取引の受渡の場合に於て取引所に提供すべき代金は實物取引の場合と異り計算の便宜の爲めに定めたる一種の直段即ち受渡標準直段に依りて計算せらるゝ金額なりとす。受渡期日の最終帳入直段を以て受渡標準直段と爲し、此直段を以て受渡當時の直段と假定し、一應受渡有價證券の代金とす。此受渡直段と約定當日の一定直段との差額は證據金返戻の際計算受授するものなり。

(2) 米穀其他商品の受渡手續

商品の代表たる米穀の受渡手續に付て之を説明せん。

實物取引に在りては受渡を爲すべき期日に於て賣方は現物又は見本に相當する商品を提供し賣方は之に對する代金を提供し役員立會の上受渡を結了するものとす。

清算取引に在りては受渡を爲すべき期日に於て賣方より取引所と特別契約ある倉庫其他取引

所の承認する倉庫の預證券及質入證券又は倉庫證券にして自己の處分し得べきものを提供せしめ、買方より受渡標準直段即ち通例受渡期日前十日間の一定直段を平均して定めたる直段によりて計算したる代金を取引所に差出さしめ、役員立會の上受渡を結了す。受渡直段と約定當日の一定直段との差額は有價證券の受渡手續の場合に説明したると同じく證據金返戻の際計算受渡するものとす。而して前述の如く清算取引の場合に於ては通例最初の賣買當事者變更せられ單に渡方と受方との二派に分たるるが故に、受渡米の提供ありたるときは何れの在庫米を何人に渡すべきか之を定むるの必要を生ず。通例各自の受取るべき受渡米の銘柄、年度及倉庫に付ては受渡期日に於て抽籤を以て之を定め、抽籤の順序は先づ座籤を以て之を定む。受渡米は一口に付一ヶ所の積入高、同一の銘柄及年度の米少くとも五十石以上にして火災保險を附したることを要す。而して本榊積重ねの俵数は十五俵迄（呎は十七呎迄に限る）に限る。尤も倉庫の軒下十五尺以上に亘るものは其の積重數十八俵迄（呎は二十呎迄）は受渡に用ふることを得。次に受渡米一口の俵數に付一定量（例へば東京米商にありては百分の四）以上の不足あるを許さず。其の一定量以内の不足米に對しては即日補充を爲さしめ不足の俵數の一俵に付金一圓を賣方より差出さしめて之を買方に交付す。其の受渡を爲す場所は特定の地區内に於ける特定の倉庫に限る。此地區内は商



業地區に對して之を受渡地區と謂ふ。受渡地區は畢竟當事者の合意に基く債務履行の場所に外ならざるなり。

受渡米は前検査を爲したるものに非ざる限りは之に對して嚴密なる検査をなす。検査は一に品位、枴量及俵裝に關するものとす。検査の結果不合格と認められたるときは其不合格米に付ては検査の當日を除き二日以内に差換米を差出し又は仕譯を爲さざるべからず。差換又は仕譯は通じて二回を越ゆることを許さざるなり。

今左に東京米穀商品取引所の業務規程中受渡及検査に關する規定を參考の爲めに示さん。

第一章 受渡

第六十三條 受渡場所ハ左ノ通りトス

- 一、東京市深川區、日本橋區、京橋區、神田區、本所區、淺草區内ニ所在ノ倉庫
- 一、市外北豐島郡南千住町所在ノ倉庫

前項ノ倉庫ニシテ其ノ位置カ川岸地ヘノ距離隔リタル場所ニ在ルモノ又本所區、淺草區及南千住町所在ノ倉庫ニ付テハ相當ノ運搬費用ヲ賣方ヨリ徵收シ之ヲ買方ニ交付スヘシ

但シ其倉庫及費用額ハ本所隨時之ヲ定メテ双方ニ示シ清算ノ場合ニ於テ之カ計算ヲ爲スモノトス

第六十四條 本所ハ各倉庫營業者ト特別契約ヲ爲シ其ノ特別契約者ノ所管倉庫ト爲ス

指定倉庫ヲ設ケタルトキハ之ヲ市場ニ揭示スヘシ

第六十五條 格付清算取引ノ受渡ハ毎期月ノ末日(十二月ハ二十日)午後一時限り賣方ヨリハ指定倉庫及本所ノ承認スル倉庫ノ發行シタル預證券及買入證券又ハ倉荷證券ニシテ自己ノ處分シ得ヘキモノヲ本所ニ差出シ買方ヨリハ受渡値段ニ相當スル皆代金ヲ本所ニ差出シテ之ヲ爲スモノトス其受渡値段ハ受渡期日前十日間ノ一定値段ヲ平均シテ之ヲ定ム

當月限り賣買ニ付キ受渡期日前賣方及買方ノ合意ニ依リ早受渡ヲ請求シタルトキハ本所ハ本検査及既ニ着手シタル前検査ニ支障ヲ來ササル限り特ニ其對當數量ニ付キ隨時又ハ日ヲ指定シテ本規程ニ依リ受渡ヲ行フコトアルヘシ

前項早受渡ノ請求ニハ賣方ハ本條第一項規定ノ證券ヲ添ヘ買方ハ最近ノ一定値段ニ相當スル代金ヲ添付スルコトヲ要ス受渡値段ハ約定ノアリタル一定値段トノ差金ハ前項ニ定メタル時限マテニ之ヲ差出シ又ハ之ヲ支拂フモノトス第一項ニ定メタル受渡期日カ休會日ナルトキハ順次之ヲ繰上ケ

賣方ノ差出シタル物件カ受渡ニ關スル本所ノ規定ニ依リ受渡ヲ結了スル能ハサルトキハ其受渡ヲ結了スル能ハサル部分ニ限り始メヨリ差出ササリシモノト見做ス

第六十六條 格付清算取引ノ受渡米ハ一口ニ付一箇所ノ積入高五十石以上同一ノ銘柄、同一年度ニシテ火災保險ヲ附シタルモノナルコトヲ要ス但シ本所ニ於テ特ニ已ムヲ得サル事情ニ出タルモノト認ムル場合ニ限り左ノ制限ノ下ニ一箇所五十石以下ノ積入高ヲ許スコトアルヘシ

- 一口二百石迄ハ五十石以下ノ積入高一箇所
- 一口五百石迄ハ五十石以上ノ積入高三箇所迄
- 一口七百石迄ハ五十石以下ノ積入高五箇所迄
- 一口千石迄ハ五十石以下ノ積入高七箇所迄
- 以上一口ニ付五百石ヲ増ス毎二三箇所迄ヲ増スコトヲ得

第二編 取引所制度論 取引所に於ける賣買取引



前項積入高ノ本桁積重數ハ十五俵以下(ハハ十七呎迄)ヲ以テ正則ト爲ス但倉庫ノ構造軒下十五尺以上ニ亘ルモノハ其ノ積重數ハ十八俵迄(ハハ二十呎迄)ハ之ヲ許スヘシ(二階建以上ノ倉庫ニシテ階上積入ノ場合モ亦之ニ準ス)本桁積重ノ場合ハ臺木ヲ置クヘシ但本所ニ於テ臺木ト同等ノ效力アリト認メタル設備アルモノハ之ヲ臺木ト看做スコトアルヘシ

第六十七條 買方二名以上ニシテ受渡米ノ銘柄若クハ年度二種以上又ハ倉庫二箇以上ナルトキハ受渡期日ニ於テ本所ニ於ケル倉庫證券受付整理番號ヲ基本トシ抽籤ヲ以テ各自受取ルヘキ受渡米ノ銘柄、年度及倉庫ヲ定ム  
前項抽籤ノ順序ハ抽籤(座籤)ヲ以テ定ム  
格付査定ニ關スル倉庫ノ順序ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ抽籤ニハ賣買双方又ハ其ノ代理人之ニ立會フコトヲ得

第六十八條 前條ノ抽籤ヲ終リタル後ニ於テ賣買雙方ノ申出アルトキハ格付査定ヲ省略スルコトアルヘシ  
第六十九條 第六十七條ノ抽籤ヲ終リタル後市場ニ揭示シタル日時ニ於テ買方ニ預證券及買入證券又ハ倉庫證券ヲ交付ス

賣方ニハ受渡ヲ結了シタル部分ヨリ順次ニ其見積金ヲ支拂ヒ其ノ賣方ノ渡米ノ全部受渡結了ノ上清算ヲ爲ス  
見積金ハ其ノ米ノ銘柄其ノ米質ノ良否ニ照シ九分以内ノ割ヲ以テ交付スルモノトス  
本所指定倉庫ノ保管米ヲ差出シタル賣方ニハ受渡結了前ト雖モ其ノ全部又ハ一部ニ對スル見積金ヲ渡スコトアルヘシ

第七十條 前條ノ手續ヲ了リタル日ノ翌日ヨリ検査員及賣買者双方立會ノ上受渡米ノ品位引石ヲ検査シ料廻ヲ定メ受渡ヲ結了ス但シ雨雪其ノ他ノ故障ニ依リ差支アルトキハ順延ス  
第七十一條 取引員第六十九條ニ依リ本所ヨリ交付スル證券ノ受取ヲ拒ムトキハ其ノ拒ミタルトキヲ以テ之ヲ受取リタルモノト見做ス

取引員第六十七條ノ抽籤ヲ爲サス若クハ之ヲ爲スコトヲ拒ムトキハ本所ニ於テ取引員ニ代リ之ヲ爲ス

取引員前條ノ立會ヲ爲サス若クハ之ヲ拒ムトキハ立會ノ權利ヲ拋棄シタルモノト看做ス

第七十二條 受渡米ノ品位、引石、料廻其ノ他ノ事項ニ付本所ノ下シタル判定ニ對シテハ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

第七十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ受渡ニ用ヒス

一、受渡格付表ニ定メタル銘柄以外ノ米並ニ格付表等級以下ノモノ

二、産地外ノ切替俵

三、惡米ノ引石一俵ニ付キ平均一升ヲ超ユルト認ムルモノ及一升ニ滿タサルモノト雖モ其ノ引石ヲ要スル俵數過半數アルモノ

四、粗混交ノ引石一俵ニ付平均四合ヲ超ユルト認ムルモノ

五、標進米ノ産年ノ前々年産米及其ノ以前ノ産米

六、糯米及白米其他受渡ニ適セスト認ムルモノ

第七十四條 標進米ノ産年ノ前年度米ニ就テハ規定格付ノ外受渡格付表ノ制限ニ係ハラステニ三月限ヨリ五月限迄ハ金六十錢  
六月限八十錢七月限一圓八月限ヨリ十月限迄ハ一圓二十錢ノ格下ヲナシ受渡ニ用フ但シ十一月以降ハ受渡ニ用ヒス

第七十五條 標進米ノ産年ノ翌年米ハ未定格米トシ格付表銘柄等級ニ準シ格付ヲナシ十月限ヨリ受渡ニ用フ

第七十六條 今挽米ハ産年ヲ問ハス受渡ニ適スト認ムルモノニ限り受渡格付表銘柄等級ニ準シ格付ヲナシ特ニ金六十錢ノ格下ヲナシ受渡ニ用フ

第七十七條 受渡米中稗石及土砂混交多分アリト認ムルモノハ其ノ品位ニ拘ハラステニ格下ヲ爲スコトアルヘシ

第七十八條 陸稻米ハ未定格米トシ格付表銘柄等級ニ準シ格付ヲナシ特ニ金四圓ノ格下ヲナシ受渡ニ用フ



第七十九條 朝鮮米ノ俵裝ハ吸入トシ其ノ掛繩一ヶ所ニテモ少キモノハ一呎ニ付金參錢乃至十錢マテノ割合ヲ以テ各改裝料ヲ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ交付ス

第八十條 受渡米一口ノ俵數ニ付百分ノ四以上ノ不足アルヲ許サス其ノ以内ノ不足ニ對シテハ即日補充ヲ爲サシム但シ其ノ不足カ賣方ノ責ニ歸スヘカラサル事由判明セルトキハ本條制限以上ノ不足アリタル場合ト雖モ即日補充ヲ爲サシムルコトアルヘシ

前項ニ依リ補充ヲ爲サシメタル場合ニ於テハ不足ノ俵數一俵ニ付金壹圓ヲ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ交付ス

第八十一條 證券ニ記載シタル倉庫、銘柄又ハ年度カ實際ト相違スルトキト雖モ本所ニ於テ相當ノ米ト認ムルトキハ受渡ヲ爲サシム此ノ場合ニ於テハ其ノ相違セル部分(藏番違ノ分ヲ除ク)ニ對シ賣方ヨリ各事項ノ相違ニ付キ十石毎ニ金二圓ヲ差出サシメ之ヲ買方ニ交付ス貯藏倉庫不完全ナルトキ又ハ備米中本所積重ノ俵數カ第六十六條規定ノ制限ヲ超過シタルトキト雖モ本所ニ於テ相當ノ米ト認ムルトキハ検査ノ當日ヲ除キ三日以内ニ適當ノ倉庫若ハ適當ノ俵數ニ積換ヲ爲サシメタル上受渡ヲ爲サシム此場合ニ於テハ其ノ相違セル部分ニ對シ賣方ヨリ各事項ノ相違ニ付十石毎ニ金參圓ヲ差出サシメ之ヲ買方ニ交付ス一口ノ備米中銘柄違、年度違又ハ今挽米陸稻米、白米、糯米等ノ混入スルモノアリテ其ノ混入カ賣方ノ責ニ歸スヘカラサル事由アリト認メラルモノハ其ノ混入割合カ備米ニ對シテ百分ノ十以内ノモノニ限リ其ノ儘受渡ヲ爲サシム此場合ニ於テハ其ノ混入セル俵數一俵ニ付金壹圓ヲ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ交付ス

但シ本項ノ混入カ格付ニ際シ發見シタルトキハ其ノ混入米ニ付テハ備米ノ銘柄最下級ノ米ニ準シ格付ヲ爲ス一口ノ備米ニシテ格付範圍最低格以下ノモノヲ抱合若クハ混合シタルモノアルトキハ不合格トス但シ其ノ混合カ故意ニ出テタルト認ムルトキハ一口ノ備米ヲ不合格トシ且其ノ數量十石ニ付金參圓ヲ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ交付ス

第八十二條 不合格ト認メタル受渡米ニ對シテハ検査ノ當日ヲ除キ三日以内(本所々定ノ休會日ハ之ヲ算入セス)ニ差換米ヲ差

出サレム

但シ不合格米ニ付仕譯ヲ爲シ其ノ部分ノ合格米ト爲シ得ヘキモノト認ムルトキハ本人ノ請求ニ依リ本文期限内ニ仕譯ヲ爲サシムルコトアルヘシ

前項ノ差換米又ハ仕譯ハ通シテ二回限リトス

不合格ト認メラレ差換又ハ仕譯ヲ命セラレタル場合ニ於テ引石付俵數ト分ノ八ヲ超ユルモノハ其數量十石毎ニ金三圓ヲ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ交付ス

不合格ト認メラレ差換又ハ仕譯ヲ命セラレタルコト二回ニ及フモノハ其數量十石毎ニ金七圓ヲ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ交付ス

差換又ハ仕譯カ二回ニ及ヒ尙不合格ナル場合ニ於テ其ノ部分ノ數量カ第八十三條受渡米總數量千分ノ五十未滿ノ不足制限内ニ通算シ得ヘキトキハ受渡值段ヲ以テ計算シ其ノ受渡ヲ結了セシム

但シ此場合ニ於テハ其部分ノ數量ニ對シ受渡值段ノ半額ニ相當スル金額ヲ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ交付スヘシ

第一項ニ於テ不合格ト認メラレタル米ハ再度受渡米トシテ提供スルヲ許サス遠フモノアルトキハ定款第三十七條ニ依リ處分スヘシ

但シ其ノ不合格タリシコトヲ知ラスシテ提供シタルモノハ其ノ旨ヲ證明スヘシ本所ハ其ノ事實ヲ調査シ相違ナシト認ムルトキハ第一項ノ規定ニ依リ處分スヘシ

第八十三條 受渡米ハ掛繩ノ結果總數量千分ノ五十以上ノ不足アルヲ許サス千分ノ五十未滿ノ不足ハ受渡值段ヲ以テ計算シ其ノ儘受渡ヲ結了セシム但シ千分ノ十五以上千分ノ五十未滿ノ不足米ニ付テハ其ノ不足部分十石ニ付金十圓ヲ賣方ヨリ差出サシメ買方ニ交付ス總數量千分ノ十五以内ノ過剩ハ受渡值段ヲ以テ計算シ其ノ儘受渡ヲ結了セシム總數量千分ノ十五以上ノ過剩アリタルトキハ過剩ノ分全部ヲ賣方ニ返却ス其ノ返却スヘキ部分ハ本所



ノ指定スル所ニ依ル

第八十四條 受渡米ノ検査ニ關スル費用ハ第百十條ニ定ムル割合ヲ以テ賣買者双方ヨリ本所ニ差出スヘシ

第八十五條 受渡ヲ結了シタルトキハ買方ニハ皆代金ヨリ受渡米ノ代金並ニ受渡費用ヲ差引清算シ剩餘アルトキハ之ヲ返付シ不足アルトキハ之ヲ追徴ス又賣方ニハ渡米ノ代金ヨリ見積金並ニ受渡費用及第八十條第八十一條乃至第八十三條其ノ他賣方ヨリ差出スヘキ金額ヲ差引キ清算シ剩餘アルトキハ之ヲ返付シ不足アルトキハ之ヲ追徴ス

第八十六條 前條ノ規定ハ渡方ノ渡米カ數口ヨリ成ルトキハ其ノ各口ノ格付査定ヲ結了シタル場合ニ付順次之ヲ適用ス

但シ本所ニ於テ必要アリト認メタルトキハ此限リニアラス

第八十七條 第八十五條ニ依リ追徴スヘキ金額ヲ本所指定ノ期限内ニ差出サ、ルトキハ定款第三十七條第一項第二號ノ規定ヲ適用ス

第八十八條 賣方カ預證券及買入證券又ハ倉庫證券ヲ本所ニ差出シタル後其ノ證券ニ記載シタル米カ第六十九條ニ依リ證券ヲ買方ニ交付セサル前ニ於テ買方ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ依リテ減失又ハ毀損シタルトキハ其ノ減失又ハ毀損ハ賣方ノ負擔トス賣方ハ其ノ減失又ハ毀損シタル數量ニ對スル受渡ヲ拒ムコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ其ノ減失又ハ毀損カ第六十七條ノ抽籤ヲ爲ササル前ニ起リタルトキハ買方ノ數量ニ比例シ又第六十七條ノ抽籤ヲ爲シ相手方ノ定マリタル後ニ於テ起リタルトキハ其ノ相手方ニ對シ受渡拒絶ノ效力ヲ生スルモノトス

前項ノ場合ニ於テハ其ノ毀損シタル米ハ之ヲ賣方ニ返付シ又受渡ヲ拒絶セラレタル部分ニ對スル受渡價值ニ相當スル金額ハ之ヲ買方ニ返付ス

第一項ノ米カ第六十九條ニ依リ證券ヲ買方ニ渡シタル後賣方ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ從テ減失又ハ毀損シタルトキハ其ノ減失又ハ毀損シタル部分ニ對シテハ受渡價值ノ十分ノ九ニ相當スル金額ヲ買方ノ負擔トシ之ヲ賣方ニ交付シ其ノ殘額ハ之

ヲ買方ニ返付ス又第六十九條第四項ニ依リ賣方ニ見積金ヲ交付シタル場合ニ於テハ其ノ見積金ニ限リ買方ノ負擔トシ其殘額ハ之ヲ買方ニ返付ス

前項ノ場合ニ於テハ毀損シタル米ハ之ヲ買方ニ交付ス又保險金ハ買方ノ所得トス

第八十九條 受渡米ノ倉敷料及保險料ハ第六十九條ニ依リ證券ヲ買方ニ交付スル日迄ハ賣方ノ負擔トシ其ノ翌日ヨリハ買方ノ負擔トス

負擔トス

第九十條 受渡米カ再保管ニ付セラレタル場合ニ於テ其證券ヲ以テ受渡ヲ爲ストキハ辨認検査終了ノ日迄ノ再保管料ハ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ交付ス

第九十一條 受渡米ノ包装ハ普通一般ノ包装ヲ具ヘタル二重袋ヲ以テ正則トス

包装ハ其ノ目的ノ何タルヲ問ハス直チニ其ノ上皮ヲ以テ包装ト見做ス

産地ノ習慣上一重袋、臥其ノ他包装粗惡ナルモノト雖モ受渡ニ差支ナシト認ムルモノハ之ヲ採用シ各改裝料ヲ其ノ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ交付ス

一口ノ袋裝中一重袋臥莖皮等ヲ混向シタルモノ若クハ辨入ニ區別アルモノハ之カ差換又ハ仕譯ヲ命ス此ノ場合ニ於テ其ノ一口ノ袋數ニ對シ一袋ニ付金五錢ヲ賣方ヨリ差出サシメ之ヲ買方ニ交付ス

但シ莖皮ヲ別辨トシテ積込ミタルモノハ此限リニ非ラス

改裝料ノ割合ハ一重袋ハ一袋ニ付金二十錢臥ハ(朝鮮米ヲ除ク)一臥ニ付金五錢其ノ他包装粗惡ナルモノハ其程度ニ依リ本所隨時之ヲ定ム

第九十二條 受渡米ノ格付ハ本所検査場ニ於テ爲シ其検査ハ再審査ノ方法ヲ用フ

格付検査ハ第一次検査後其ノ格付品位ヲ精査檢定シ第二次検査監督之ヲ審査シテ其ノ格付品位ヲ定ム

第二編 取引所制度論 取引所に於ける賣買取引



検査役ハ本所附屬ノ小揚及擔人夫ヲ使用シ且其ノ行動ヲ監視ス検査監督ハ隨時倉庫ニ臨ミ現米調査ノ實況ヲ監視ス

第九十三條 検査監督及検査役ハ受渡米所在ノ倉庫ニ付キ現米ヲ調査シ次條以下ノ手續ニ從ヒ其ノ検査ヲ執行ス  
但シ受渡高ノ多額ナルトキハ何回ニモ打切り其ノ検査ヲ執行スルコトヲ得

受渡米ハ豫メ其ノ産米ノ年度又ハ銘柄ノ相同シキモノハ之ヲ一揃ト爲シ其ノ區別ニ從ヒ順次検査ヲ執行ス  
第九十四條 受渡米一口ノ俵數中枳籾ヲ以テ左ノ割合ニ依リ検査俵ヲ抽出ス

一口ノ俵數	検査俵
二百俵マテ	二十俵
四百俵マテ	三十俵
六百俵マテ	四十俵
八百俵マテ	五十俵
千俵マテ	六十俵

以上二百俵ヲ増ス毎二十俵ヲ加ヘ百俵以下ノ場合ニ於テハ本所定ムル所ニ依ル

本所ハ前項ノ割合ヲ増加スルコトヲ得

第九十五條 前條ノ枳籾ノ順序ハ倉庫内ノ第一ノ外位(左右同位置ニアルモノハ右)ニ在ルモノヲ一番トシ順次左ニ移ル

第九十六條 検査俵ハ之ヲ倉庫外ニ枳出シ俵毎ニ「刺シ」ヲ入レ其ノ刺ヲ取りタル米ヲ検査皿(一益ヲ二十區ニ分割シ一區三

俵ノ刺米ヲ盛ル)ニ盛り毎區ノ品位ヲ審査シ引石ヲ定メ混合シテ一口ノ枳付ヲ定ム

受渡米ノ枳廻検査ノ結了スルマテ渡方受方ニ於テ刺ヲ入レ又ハ見本米ヲ取ルコトヲ許サス

第九十七條 一口ノ俵數中ニ粟米ノ引石其ノ他引石ヲ要スル劣等米アルトキハ其ノ引石ヲ付スヘキ俵ノ引石ヲ検査シ之ヲ一

口ノ總俵數ニ平均シテ總引石ノ割合ヲ定ム

但シ澤手米ハ別枳ノ駄枳上葦ト爲シアルモノハ一口ノ俵數ニ對シ百分ノ十マテノモノニ限り採用ス尤モ本枳中ニ積込アル

モノニ對シテハ惡米ト看做シ引石ヲ付スルモノトス

第九十八條 枳廻ハ第九十六條益取ノ手續ヲ了リタル部分ヨリ順次之ヲ執行ス但シ本所ノ見込ニ依リ延期スルコトアルヘシ

前検査米ハ本検査米ニ先チ抽籤(選籤)ヲ以テ其ノ順序ヲ定メ枳廻ヲ爲ス

枳廻シ俵ハ受渡米一口ノ俵數中枳籾ヲ以テ左ノ割合ニ依リ之ヲ抽出ス

一口ノ俵數	廻シ俵
參百俵マテ	一枳
參百俵以上六百俵マテ	二枳
六百俵以上	三枳

本所ノ見込ニ依リ前項ノ割合ヲ増加スルコトヲ得

但シ検査ニ用ヒタル俵ハ之ヲ除カシムヘシト雖モ枳籾ヲ用フル能ハサル少數ノ分ニ對シテハ之ヲ用フルコトヲ得

第三項ノ枳籾ヲ以テ定メタル俵數ハ受方ノ小揚及擔人夫ヲシテ本俵、重俵、輕俵ノ三種ニ仕譯ク之ヲ各枳枳ニ爲サシム

第九十九條 廻シ俵ノ中枳目不同ノ亂俵アリテ前條ノ仕譯ヲ爲シ難キトキハ渡方ノ擔人夫ヲシテ其ノ亂俵ヲ取除カシメ然ル後

受方ノ小揚ヲシテ仕譯ヲ爲サシム

第一百條 本俵、重俵、輕俵ノ三種ニ仕譯ヲ爲シタル後本俵ノ内ヨリ更ニ抽籤ヲ以テ廻シ俵ヲ定ム

但シ俵ハ本俵三十俵マテハ三俵、四十俵マテハ四俵、五十俵マテハ五俵トシ以上十俵ヲ増ス毎二俵ヲ加フ

前項ノ抽籤法ハ廻リ登リ籤トシ本所附屬ノ小揚ヲシテ之ヲ爲サシム